

令和2年定例会
教育民生常任委員会 年間白書

令和3年4月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ~ P 33
3. 委員長報告等	P 34 ~ P 159
4. 所管事務調査報告書	P 160 ~ P 190
5. 議会報告会の概要	P 191 ~ P 197
6. 高校生議会意見書	P 198 ~ P 209

1. 委員会の構成

委員長 竹野 兼主

副委員長 森 智子

委員 荒木 美幸

石川 善己

伊藤 昌志

川村 幸康

後藤 純子

中村 久雄

平野 貴之

2. 委員会開催状況

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和2年5月18日（月）本会議終了後

○教育委員会

（予算常任委員会教育民生分科会）

1. 議案第1号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第10款 教育費
 - 第1項 教育総務費 …補正予算書P20~
 - 第2項 小学校費 …補正予算書P22~
 - 第3項 中学校費 …補正予算書P22~

○こども未来部

（予算常任委員会教育民生分科会）

2. 議案第1号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第2項 児童福祉費（関係部分） …補正予算書P16~
 - 第4款 衛生費
 - 第1項 保健衛生費 …補正予算書P18~
 - 第10款 教育費
 - 第4項 幼稚園費 …補正予算書P22~

○健康福祉部

（予算常任委員会教育民生分科会）

3. 議案第1号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第4款 衛生費
 - 第3項 保健所費 …補正予算書P18~
4. 議案第2号 令和2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
…補正予算書P29~

（教育民生常任委員会）

5. 議案第4号 四日市市介護保険条例の一部改正について
…議案書P 5~
6. 議案第5号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
…議案書P 7~

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、補正予算書、補正予算参考資料等
01_5月開会議会-05_教育民生常任委員会

教育民生常任委員会 事項書

令和2年5月19日(火)
第2委員会室

1. 委員長の互選について
2. 副委員長の互選について
3. 管内視察について
4. 行政視察について

予算常任委員会教育民生分科会／教育民生常任委員会 事項書

令和2年5月22日(金)
全員協議会室
各派代表者会議終了後

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 認定こども園整備事業費(神前地区関係部分)に対する附帯決議への対応状況について

(教育民生常任委員会)

2. 四日市市少年自然の家指定管理者への対応について(報告)

○その他

3. 教育民生常任委員会の開催日程について

日時：令和2年6月3日(水)委員会別議案聴取会終了後

※委員会別議案聴取会が開催されない場合

午前10:00～

議題：議案第7号 工事請負契約の締結について

－(仮称)神前こども園改修工事－

※配付資料・・・事項書

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料等

02_休会中(5～6月)－05_教育民生常任委員会

教育民生常任委員会 審査順序

令和2年6月3日(水)
第2委員会室

○**こども未来部**

(教育民生常任委員会)

1. 議案第7号 工事請負契約の締結について
一 (仮称) 神前こども園改修工事一

…議案書 P15～

※配付資料・・・審査順序

<会議用システム内のフォルダ>

○審査順序、資料等

02_休会中(5～6月) -05_教育民生常任委員会-02_令和2年6月3日

教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会
審査順序

令和2年6月22日(月)

第2委員会室

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費

…補正予算書 P14~

(教育民生常任委員会)

2. 議案第13号 四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

…議案書 P101~

(教育民生常任委員会所管事務調査)

3. 令和元年度第3回四日市市社会福祉協議会理事会報告

4. 令和2年度第1回四日市市社会福祉協議会理事会報告

5. 令和元年度第10~11回四日市市民生委員推薦会報告

6. 令和2年度第1回四日市市民生委員推薦会報告

○教育委員会

(予算常任委員会教育民生分科会)

7. 議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第4号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費

…補正予算書(2) P18~

第2項 小学校費

…補正予算書(2) P18~

第3項 中学校費

…補正予算書(2) P18~

第5項 社会教育費

…補正予算書(2) P20~

(教育民生常任委員会)

8. 議案第15号 工事請負契約の締結について

—羽津中学校給食受入施設整備工事—

…議案書 P107~

9. 議案第 16 号 工事請負契約の締結について
—山手中学校給食受入施設整備ほか工事—

…議案書 P111～

○**こども未来部**

(予算常任委員会教育民生分科会)

10. 議案第 19 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算 (第 4 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

…補正予算書 (2) P14～

第 10 款 教育費

第 4 項 幼稚園費

…補正予算書 (2) P20～

11. 使用済み紙おむつ回収事業に付された附帯決議への対応について

(教育民生常任委員会協議会)

12. 公立幼稚園の適正化計画 (高花平地区関係) について

(教育民生常任委員会)

13. 四日市市少年自然の家指定管理者への対応について (第 2 報)

○**その他**

14. 6 月定例会議中の所管事務調査について

15. 8 月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日程案：令和 2 年 10 月 9 日 (金)

会 場：四郷地区市民センター 2 階大会議室

16. 休会中の所管事務調査について

①日程について (案)

・令和 2 年 7 月 28 日 (火) 13 : 30～15 : 30

②調査項目について

17. 管内視察、行政視察について

※配付資料・・・審査順序

<会議用システム内のフォルダ>

○審査順序、議案書、補正予算書、補正予算参考資料等

03_6 月定例会議会-05_教育民生常任委員会

教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会 事項書

令和2年7月28日(火)
第2委員会室 13:30～

○こども未来部・教育委員会

(教育民生常任委員会所管事務調査)

1. 学童保育と小学校の役割分担と連携について

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

2. 新型コロナウイルス感染症関連経費に付された附帯決議への対応について

○その他

3. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：令和2年10月9日(金) 午後6時30分～

会 場：四郷地区市民センター

議 題：未定

4. 視察について

※配付資料・・・事項書

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料等

04_休会中(7～8月) -05_教育民生常任委員会

予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和2年8月5日(水)
第2委員会室

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第20号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第5号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第4款 衛生費
 - 第1項 保健衛生費 ……補正予算書P14～

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

2. 議案第20号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第5号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費 ……補正予算書P14～

○教育委員会

(予算常任委員会教育民生分科会)

3. 議案第20号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第5号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第10款 教育費
 - 第1項 教育総務費 ……補正予算書P14～
 - 第2項 小学校費 ……補正予算書P14～
 - 第3項 中学校費 ……補正予算書P16～
 - 第2条 債務負担行為の補正 ……補正予算書P8, 18

※配付資料・・・審査順序

<会議用システム内のフォルダ>

○補正予算書、補正予算参考資料等

04の①_8月緊急議会-05_教育民生常任委員会

教育民生常任委員会事項書

令和2年8月24日（月）
第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育
民生分科会／決算常任委員会教育民生分科会
審査順序

令和2年8月31日（月）13:00～

○教育委員会

（決算常任委員会教育民生分科会）

1. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第10款 教育費

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 第1項 教育総務費（関係部分） | …決算書P242～、実績報告書P204～ |
| 第2項 小学校費 | …決算書P246～、実績報告書P211～ |
| 第3項 中学校費 | …決算書P248～、実績報告書P216～ |
| 第4項 幼稚園費（関係部分） | …決算書P252～、実績報告書P218～ |
| 第5項 社会教育費（関係部分） | …決算書P254～、実績報告書P219～ |

（教育民生常任委員会）

2. 請願第1号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
3. 請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
4. 請願第3号 防災対策の充実を求める意見書の提出について
5. 請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

（予算常任委員会教育民生分科会）

6. 議案第25号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第2項 小学校費

…補正予算書(2)P30～

第3項 中学校費

…補正予算書(2)P30～

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

…補正予算書(2)P10, 32

（教育民生常任委員会）

7. 議案第36号 動産の取得について

…議案書P37～

（教育民生常任委員会協議会）

8. 令和元年度 本市におけるいじめ・不登校の状況報告について

9. コロナ禍における小中学校の取り組みと第4次四日市市学校教育ビジョン策定の延期について

○こども未来部

(決算常任委員会教育民生分科会)

10. 議案第 21 号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費 (関係部分) …決算書P178~、実績報告書P86~

第 2 項 児童福祉費 (関係部分) …決算書P182~、実績報告書P97~

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費(関係部分) …決算書P190~、実績報告書P112~

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費 (関係部分) …決算書P242~、実績報告書P204~

第 4 項 幼稚園費(関係部分) …決算書P252~、実績報告書P218~

第 5 項 社会教育費(関係部分) …決算書P254~、実績報告書P219~

(予算常任委員会教育民生分科会)

11. 議案第 25 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費 (関係部分) …補正予算書(2)P24~

第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分) …補正予算書(2) P10, 32

(教育民生常任委員会所管事務調査)

12. 令和 2 年度第 1 回四日市市青少年問題協議会報告について

13. 令和 2 年度第 1 回エスペランス四日市運営協議会報告について

(教育民生常任委員会協議会)

14. 令和 2 年度の四日市市の成人式について

○健康福祉部

(決算常任委員会教育民生分科会)

15. 議案第 21 号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費 (関係部分) …決算書P178~、実績報告書P86~

第 2 項 児童福祉費 (関係部分) …決算書P182~、実績報告書P97~

第 3 項 生活保護費 …決算書P186~、実績報告書P109~

第 4 項 災害救助費 …決算書P188~、実績報告書P110~

第 5 項 国民健康保険費 …決算書P188~、実績報告書P111

第 6 項 介護保険費 …決算書P188~、実績報告書P111

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費 (関係部分) …決算書P190~、実績報告書P112~

第 3 項 保健所費 …決算書P200~、実績報告書P131~

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費 (関係部分) …決算書P242~、実績報告書P204~

○国民健康保険特別会計 …決算書P279~、実績報告書P242~

- 介護保険特別会計 …決算書P357~、実績報告書P277~
○後期高齢者医療特別会計 …決算書P389~、実績報告書P292~

※①〔歳出第4款衛生費〕の説明及び質疑

《理事者入替》

②〔歳出第3款民生費、第10款教育費、各特別会計〕の説明及び質疑

①②の順に行った後、議案第21号の討論、採決を行います。

(予算常任委員会教育民生分科会)

16. 議案第25号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第6号)
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第3款 民生費
第1項 社会福祉費 …補正予算書(2)P22~
歳出第4款 衛生費
第1項 保健衛生費 …補正予算書(2)P24~
第3条 債務負担行為の補正(関係部分) …補正予算書(2)P10, 32
17. 議案第26号 令和2年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第1号)
…補正予算書(2)P37~

(教育民生常任委員会)

18. 議案第28号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について …議案書P15~
19. 議案第29号 四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について…議案書P17~
20. 議案第30号 四日市市介護保険条例の一部改正について …議案書P19~
21. 議案第31号 四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について …議案書P21~

(教育民生常任委員会所管事務調査)

22. 令和2年度第2回四日市市社会福祉協議会理事会報告
23. 令和2年度第2回四日市市民生委員推薦会報告

(教育民生常任委員会協議会)

24. 第8次四日市市介護保険事業計画・第9次四日市市高齢者福祉計画について

○その他

25. 8月定例会議会中の所管事務調査について

26. 休会中所管事務調査報告書案について

27. 11月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日程案：令和3年1月6日（水）
場 所：総合会館7階第1研修室

28. 休会中の所管事務調査について

①日程について（案）

・令和2年10月26日（月） 午後1時～

または

・令和2年11月2日（月） 午前10時～

②調査項目について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

05_8月定例会議会-05_教育民生常任委員会

教育民生常任委員会 事項書

令和2年10月26日(月)
第2委員会室 13:00～

○教育委員会

(教育民生常任委員会所管事務調査)

1. 学校プール運営事業のあり方について

(教育民生常任委員会協議会)

2. 小学校給食について

○その他

3. 管内視察について

※配付資料・・・事項書

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料等

06_休会中(10～11月) -05_教育民生常任委員会

予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和2年12月14日(月)

第2委員会室

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第68号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第8号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費

…補正予算書(2) P14~

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

07_12月定例月議会-05_教育民生常任委員会-01_令和2年12月14日

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和2年12月15日(火)

第2委員会室

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第7号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費 …補正予算書P34~
 - 第6項 介護保険費 …補正予算書P36~
 - 歳出第4款 衛生費
 - 第1項 保健衛生費(関係部分) …補正予算書P38~
 - 第3項 保健所費 …補正予算書P40~
 - 第2条 債務負担行為の補正(関係部分) …補正予算書P10~,P64~
 2. 議案第51号 令和2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) …補正予算書P69~
 3. 議案第53号 令和2年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第2号) …補正予算書P81~
- (教育民生常任委員会所管事務調査)
4. 令和2年度第3回四日市市社会福祉協議会理事会報告について
 5. 令和2年度第3回四日市市民生委員推薦会報告について
 6. 令和2年度第1回四日市市障害者施策推進協議会報告について

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

7. 議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第7号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第2項 児童福祉費 …補正予算書P36~
 - 歳出第4款 衛生費
 - 第1項 保健衛生費(関係部分) …補正予算書P38~
 - 第2条 債務負担行為の補正(関係部分) …補正予算書P11,P65

○教育委員会

(予算常任委員会教育民生分科会)

8. 議案第 50 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第 10 款 教育費
 - 第 1 項 教育総務費 …補正予算書 P54~
 - 第 2 項 小学校費 …補正予算書 P54~
 - 第 3 項 中学校費 …補正予算書 P56~
 - 第 2 条 債務負担行為の補正 (関係部分) …補正予算書 P11,P65

(教育民生常任委員会)

9. 議案第 63 号 (仮称) 四日市市学校給食センター整備運営事業に係る特定事業契約の締結について …議案書 P23~
10. 議案第 64 号 工事請負契約の締結について …議案書 P25~

(教育民生常任委員会協議会)

11. 四日市市教育大綱の改訂について
12. 魅力ある奨学金制度の創設事業について
13. 学校給食費の公会計化について

(教育民生常任委員会)

14. 「産業廃棄物処理業務受託業者からの損害賠償請求事件」における裁判所から提案された和解案への対応について

○その他

15. 12 月定例月議会中の所管事務調査について
16. 休会中所管事務調査報告書案について
17. 2 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日 時：令和 3 年 3 月 26 日 (金) 午後 6 時 30 分～午後 8 時
会 場：四郷地区市民センター 2 階大会議室
18. 休会中の所管事務調査について
- ①日程について (案)
 - ・令和 3 年 1 月 25 日 (月) 午後 1 時 30 分～
 - ・令和 3 年 1 月 27 日 (水) 午後 1 時 30 分～
 - ②調査項目について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

07_12 月定例月議会-05_教育民生常任委員会-02_令和 2 年 12 月 15 日

予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和3年2月12日(金)
第2委員会室

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第122号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第9号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費

…補正予算書P16~

※配付資料・・・審査順序

<会議用システム内のフォルダ>

○審査順序、資料等

09_2月定例会月議会-05_教育民生常任委員会

教育民生常任委員会事項書

令和3年2月25日（木）

第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

教育民生常任委員会事項書

令和3年3月2日（火）

第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和3年3月3日（水）10:00～

○健康福祉部

（予算常任委員会教育民生分科会）

1. 議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費（関係部分）

…予算書P128～

第2項 児童福祉費（関係部分）

…予算書P136～

第3項 生活保護費

…予算書P146～

第4項 災害救助費

…予算書P148～

第5項 国民健康保険費

…予算書P150～

第6項 介護保険費

…予算書P150～

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

…予算書P150～

第3項 保健所費

…予算書P166～

第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）

…予算書P222～

第2条 債務負担行為（関係部分）

…予算書P15～,P255～

2. 議案第72号 令和3年度四日市市国民健康保険特別会計予算

…予算書（特別会計）P29～

3. 議案第77号 令和3年度四日市市介護保険特別会計予算

…予算書（特別会計）P155～

4. 議案第78号 令和3年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

…予算書（特別会計）P205～

※①【議案第70号 歳出第4款衛生費】の説明及び質疑

＜理事者入替＞

②【議案第70号 歳出第3款民生費、10款教育費、債務負担行為、議案第72、77、78号各特別会計議案】 の説明及び質疑

※①②の順に行った後、議案第70、72、77、78号について一括で討論、採決を行います。

5. 議案第123号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費（関係部分）

…補正予算書（2）P36～

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費（関係部分）

…補正予算書（2）P44～

第5項 国民健康保険費

…補正予算書（2）P48～

第4款 衛生費

- 第1項 保健衛生費（関係部分） …補正予算書（2）P48~
第2条 繰越明許費の補正（関係部分） …補正予算書（2）P11~
6. 議案第124号 令和2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
…補正予算書（2）P79~
7. 議案第127号 令和2年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
…補正予算書（2）P127~
8. 議案第129号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第1号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第3款 民生費
第1項 社会福祉費（関係部分） …補正予算書（3）P16~
9. 新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事（全市的行事）の実施・延期・中止等の状況
- （教育民生常任委員会）
10. 議案第88号 四日市市介護保険条例の一部改正について …議案書P23~
11. 議案第89号 四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の一部改正
について …議案書P27~
12. 議案第90号 四日市市指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例の一部改正
について …議案書P87~
13. 議案第91号 四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等
を定める条例の一部改正について …議案書P113~
14. 議案第92号 四日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定
める条例の一部改正について …議案書P123~
15. 議案第93号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について …議案書P131~
16. 議案第94号 四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正について …議案書P141~
17. 議案第95号 四日市市興行場法施行条例の一部改正について …議案書P155~
18. 議案第110号 第8次四日市市介護保険事業計画・第9次四日市市高齢者福祉計画
の策定について …議案書P259~
19. 議案第120号 四日市市障害者体育センターの指定管理者の指定について
…議案書P293~

20. 議案第 131 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
…議案書 (3月2日上程分) P 7~

(教育民生常任委員会所管事務調査)

21. 四日市市民生委員推薦会報告
22. 四日市市障害者施策推進協議会報告

(教育民生常任委員会協議会)

23. 第 6 期四日市市障害福祉計画・第 2 期四日市市障害児福祉計画の策定について

○教育委員会

(予算常任委員会教育民生分科会)

24. 議案第 70 号 令和 3 年度四日市市一般会計予算
- 第 1 条 歳入歳出予算
 - 歳出第 10 款 教育費
 - 第 1 項 教育総務費 (関係部分) …予算書 P222~
 - 第 2 項 小学校費 …予算書 P230~
 - 第 3 項 中学校費 …予算書 P234~
 - 第 4 項 幼稚園費 (関係部分) …予算書 P238~
 - 第 5 項 社会教育費 (関係部分) …予算書 P240~
 - 第 2 条 債務負担行為 (関係部分) …予算書 P15~, P255~
25. 議案第 123 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算 (第 10 号)
- 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第 10 款 教育費
 - 第 1 項 教育総務費 …補正予算書 (2) P62~
 - 第 2 項 小学校費 …補正予算書 (2) P64~
 - 第 3 項 中学校費 …補正予算書 (2) P66~
 - 第 5 項 社会教育費 (関係部分) …補正予算書 (2) P68~
 - 第 2 条 繰越明許費の補正 (関係部分) …補正予算書 (2) P11~
 - 第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分) …補正予算書 (2) P16, P74
26. 議案第 129 号 令和 3 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第 10 款 教育費
 - 第 2 項 小学校費 …補正予算書 (3) P22~
27. 新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事 (全市的行事) の実施・延期・中止等の状況

(教育民生常任委員会)

28. 議案第 108 号 四日市市奨学金条例の制定について …議案書 P253~

29. 議案第 109 号 四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定
 について …議案書P257~
30. 議案第 116 号 工事請負契約の締結について
 ~常磐西小学校大規模改修工事（1期工事）~ …議案書P279~
31. 議案第 117 号 工事請負契約の締結について
 ~笹川小学校大規模改修工事~ …議案書P283~
32. 議案第 118 号 工事請負契約の締結について
 ~内部小学校大規模改修工事（1期工事）~ …議案書P287~

(教育民生常任委員会協議会)

33. 高花平小学校改築工事について
34. 四日市市学校規模等適正化計画 令和2年度改訂版(案)について

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

35. 議案第 70 号 令和3年度四日市市一般会計予算
 第1条 歳入歳出予算
 歳出第3款 民生費
 第1項 社会福祉費(関係部分) …予算書P128~
 第2項 児童福祉費(関係部分) …予算書P136~
 第4款 衛生費
 第1項 保健衛生費(関係部分) …予算書P150~
 第10款 教育費
 第1項 教育総務費(関係部分) …予算書P222~
 第4項 幼稚園費(関係部分) …予算書P238~
 第5項 社会教育費(関係部分) …予算書P240~
 第2条 債務負担行為(関係部分) …予算書P15~,P255~
36. 議案第 123 号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第10号)
 第1条 歳入歳出予算の補正
 歳出第3款 民生費
 第1項 社会福祉費(関係部分) …補正予算書(2)P44~
 第2項 児童福祉費 …補正予算書(2)P46~
 第4款 衛生費
 第1項 保健衛生費(関係部分) …補正予算書(2)P48~
 第10款 教育費
 第4項 幼稚園費 …補正予算書(2)P68~
 第5項 社会教育費(関係部分) …補正予算書(2)P68~
 第2条 繰越明許費の補正(関係部分) …補正予算書(2)P11~

37. 議案第 129 号 令和 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 3 款 民生費
第 2 項 児童福祉費 …補正予算書 (3) P16~

38. 新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事（全市的行事）の実施・延期・中止等の状況

39. 私立幼稚園教諭処遇に対する附帯決議への対応

（教育民生常任委員会）

40. 議案第 96 号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について …議案書 P159~
41. 議案第 97 号 四日市市立こども園条例の一部改正について …議案書 P163~
42. 議案第 98 号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について …議案書 P165~
43. 議案第 99 号 四日市市立保育所条例の一部改正について …議案書 P167~

（教育民生常任委員会所管事務調査）

44. 令和 2 年度第 2 回エスペランス四日市運営協議会報告について

（教育民生常任委員会）

45. 請願第 6 号 四日市市に暮らす全ての子どもたちのため、公私の分け隔てなく就学前教育の充実を求めることについて

○その他

（教育民生常任委員会所管事務調査）

46. 令和 2 年度人権施策推進懇話会及び令和 2 年度同和行政推進審議会について
47. 2 月定例月議会中の所管事務調査について
48. 四日市市議会高校生議会において提出された意見書の活用について
49. 2 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングの進行・役割について
収録日時：令和 3 年 3 月 30 日（火）午後 1 時 30 分～
場所：第 2 委員会室
50. 休会中の所管事務調査について
日程候補日
・ 4 月 19 日（月）午後 1 時 30 分～
・ 4 月 21 日（水）午前 10 時～ もしくは 午後 1 時 30 分～
51. 4 常任委員会報告会について
日時：4 月 30 日（金）13：00 から
52. 年間白書の作成について

53. 年間テーマについて

テーマ：心豊かな“よっかいち人”を育むまちについて

※配付資料 事項書

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、予算書、当初予算資料等

09_2月定例会議会-05_教育民生常任委員会

教育民生常任委員会 審査順序

令和3年3月17日（水）11:00～

○こども未来部

（教育民生常任委員会）

1. 請願第6号 四日市市に暮らす全ての子どもたちのため、公私の分け隔てなく就学前教育の充実を求めることについて

※配付資料 事項書

<会議用システム内のフォルダ>

○請願文書

09_2月定例会月議会ー05_教育民生常任委員会ー134_請願文書表

教育民生常任委員会 事項書

令和3年3月30日(火)

13時30分～

第2委員会室

1. 議会報告会の事前打ち合わせ

2. 議会報告会収録【司会：森副委員長】

(1) 竹野委員長からの挨拶

(2) 各委員からの自己紹介

(3) 所管部局の2月定例会議会審査案件について報告

【竹野委員長】(15分程度)

(4) 森副委員長からアンケートの提出について案内(1～2分程度)

3. その他

教育民生常任委員会 事項書

令和3年4月19日(月)
第2委員会室 13:30～

○こども未来部

(教育民生常任委員会所管事務調査)

1. 保育施設入所時の手続きについて

(教育民生常任委員会)

2. 請願第6号 四日市市に暮らす全ての子どもたちのため、公私の分け隔てなく就学前教育の充実を求めることについて

○その他

3. 4 常任委員会報告会について

日時：4月30日(金) 13:00 から

4. 令和2年定例会 教育民生常任委員会 年間白書について

※配付資料・・・事項書

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料等

10_休会中(3月～5月) -05_教育民生常任委員会

予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和3年4月30日(金)
第2委員会室

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第135号 令和3年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費

…補正予算書P14~

※配付資料・・・審査順序

<会議用システム内のフォルダ>

○審査順序、資料等

11_4月閉会議会-05_教育民生常任委員会

教育民生常任委員会 審査順序

令和3年4月30日（金）

第2委員会室

○こども未来部

（教育民生常任委員会）

1. 請願第6号 四日市市に暮らす全ての子どもたちのため、公私の分け隔てなく就学前教育の充実を求めることについて

3. 委員長報告等

教育民生常任委員会委員長報告（令和２年５月開会議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第４号 四日市市介護保険条例の一部改正について、及び議案第５号 四日市市国民健康保険条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました２議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和2年5月開会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第1号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

学童保育事業費について

Q：新型コロナウイルス対応については学童保育所にもかなり協力いただいた。運営者や指導員の中には感染の危険を冒して協力してもらった方々が大勢いるので、これらの方々に対して手当を給付していくべきと考えるがどうか。また、保育園等の手当の考え方についても聞きたい。

A：学童保育所のみならず、保育園等についても同様の協力をいただいている。他の部局とも協議しながら検討していきたい。

（意見）：今後の補正予算上程も含めて、改めて政策として検討してほしい。手当を含めたフォローを行い、新型コロナウイルスの感染拡大の第二波がきた時に、改めて協力を願えるだけの体制、手当は整えておくべきである。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費について

（意見）：給付金の交付スケジュールについて、7月上旬とのことだが遅いので、できるだけ早く渡るようにすべき。給付金を申請する上での手続きが煩雑であることはわかるが、本来は申請を待つのではなく、行政側が自発的に給付すべきである。行政もそういった気持ちをもって給付業務に当たるべきである。

保育所管理運営費について

（意見）：新型コロナウイルス対策が今後どのぐらい続くのか見通しを立てて対応すべき。その際に園運営の仕組み、園定員の配置の見直しなど含めて長期的な考え方を持つべき。

ひとり親家庭等生活困窮対策給付金給付事業費、ひとり親家庭等生活困窮対策給付金給付事務費について

Q：今回の給付事業について、給付対象を児童扶養手当受給者に限定したのはどの部局の方針、判断なのか。

A：今回の給付の対象について、ひとり親全てが生活に困窮しているわけではないこと、また、児童扶養手当受給者とひとり親全てとの中間ラインを設けることも、基準等の

設定に時間がかかるため、今回は児童扶養手当受給者を給付対象とするという判断を市として決定した。

新型コロナウイルス関係の対応については、政策推進部の新型コロナウイルス感染症対策室とこども未来部で今後も協議しながら進めるものと考えている。

(意見)：新型コロナウイルス対策ということならば、児童扶養手当受給者のみを対象とせず、全てのひとり親に給付すべきだった。同給付事業については、第二弾として今回給付されなかったひとり親に対して給付していくべきである。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第4款衛生費 第3項保健所費》

新型コロナウイルス感染症対策事業費について

Q：本市の現状として、保健師の過不足の状況、今後増員の見通しについてどう考えているか。

A：現在は新型コロナウイルス対応のため、健康福祉部、こども未来部内の保健師に応援を依頼し、市民からの相談対応を行なっており、なんとかスムーズに行えている。今後の保健師等の増員に関しては、現時点でどのような対応をしていくか検討中である。

(意見)：他市と比べて本市は保健師等の人員が多くはないので、抜本的な見直しを検討してほしい。

(意見)：他市では新型コロナウイルス対応に当たっている看護師等への手当を出しているところもあるので、現在現場で対応に当たっていただいている専門職について十分に配慮をしてほしい。

(意見)：本市が行う新型コロナウイルス対応の情報発信については、できるだけ数字で示すことが市民にとってわかりやすい情報になるので、そういったことを含め、市民にとってわかりやすい情報発信をお願いしたい。

(意見)：今回の新型コロナウイルス対応に係る各部局ごとの所管事務については、なぜその部局に事務を行わせるのかが明確でないところがあるので、その都度検証していくべきだと考える。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

新教育プログラム推進事業費について

Q：オンライン学習「学んでE-net！」に係るこれまでの取り組み経緯を確認したい。

A：これまでの取り組み経緯については、平成30年度にICTを活用した家庭学習について調査研究を開始した。令和元年度はオンライン学習を活用した個別最適化学習と家庭学習支援の可能性について調査研究を行うとともに、フロポーザルにより事業者を選定し、研究校を対象に取り組みを行った。令和2年度は、元年度の調査研究を継続し、研究校における取り組みを実施するとともに外国人児童生徒、不登校児童生徒等への学びの保障としても活用している。

Q：「学んでE-net！」の今後の活用に係る考え方を確認したい。

A：各学校には学校再開後、児童生徒に対し「学んでE-net！」の使用説明のための時間を設けることとし、今後の授業及び家庭学習において活用していくこととしたい。

Q：いわゆるネット環境が整っていない家庭の児童生徒への対応について確認したい。

A：今回の補正予算は、「学んでE-net！」の年間使用料のみを計上しており、家庭におけるネット環境整備に係るものは含まれていない。自宅でパソコン等が使用できない家庭に向けては、学校で「学んでE-net！」の教材をプリントアウトできるよう対応していきたい。

また本年9月末を目途に、児童生徒に向けて、小学校は2学年分、中学校は1学年分に相当するタブレット端末を配備する方針であり、家庭でも活用できるよう、環境を整備していきたい。

なお、5月1日から各家庭に向けてネット環境に関する調査を実施しており、5月10日までの時点において回収率は約80%、そのうち何らかの形でネット環境ありと回答した家庭は94%程度となっているが、さらに各学校で状況を精査の上、5月20日頃には結果が出てくる予定である。

(意見)：ネット環境については、単にスマートフォン経由でネットに接続可能といった場合や、ネットに接続できてもプリンターがないような家庭もあると思われる。真に学習に活用できるような環境であるか、さらなる状況の把握に努めるべきである。

(意見)：「学んでE-net！」の活用に際しては、他市の事例も参考に、本市の実情に見合った対応を今後検討してほしい。

Q：各学校のホームページを見ると休業中の学校の様子や動画による学習支援（問題の出題）をしているところもある。学校間で対応にばらつきがあるのが現状であるが、今回の新型コロナウイルス感染症に係る事態を機に今後に向けての対応が必要ではないか。

A：好事例について、学校間で情報を共有する中で今後の対応を検討していきたい。

(意見)：インターネットを通しての情報発信となると対応の差が目立ってしまう。今後に向けては従来から意識を変えて、よりよい情報発信に向けて前向きに取り組む姿勢が求められる。

Q：学校への問い合わせを行っても、通話中で電話がつながりにくい環境にあるとの声も聞くが、今後対応は考えているのか。

A：大半の学校に光回線が通じているため、回線内のチャンネル数を増やすことにより対応すべく業者と協議を行っている。
(意見)：学校の現場における負担を考慮すると、コールセンターを設置し初期対応を行うようなことを検討すべきである。

《歳出第10款教育費 第2項小学校費》

《歳出第10款教育費 第3項中学校費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第2号 令和2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

以上をもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和２年６月定例月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第７号 工事請負契約の締結について―（仮称）神前こども園改修工事―につきまして、委員からは、神前小学校での園運営については、小学校の夏休みが短縮されることにもない、児童が在籍する中で行われるが、園運営の影響によって、例えば保健室で安静にしている児童の環境が妨げられないか確認したいとの質疑があり、理事者からは、保健室と今回園運営で使用する部屋は別の棟なので、その影響は少ないと考えるが、十分配慮したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、新型コロナウイルス禍の中で感染防止対策を行っているのに、なぜ、小学校に園児を入れてわざわざ感染リスクを増やすのか。もともとは児童がいない夏休み期間を利用して園運営を行うということだったが、状況が変わっている。今回、小中学校の大規模改修工事が延期となった事例もあるが、本工事も延期すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、小中学校の大規模改修工事については、夏休みの短縮によって児童が校舎を使用することとなったため、十分な工事期間が取れず延期するが、本工事については、園舎工事中は小学校舎内で園運営が可能であるため行うものである。小学校の利用については、こども未来部、教育委員会、神前小学校とともに感染防止対策を含め何度も

協議したうえでの決定であり、また、神前地区における適正な就学前教育の受け皿を早急に整備するためにも工事を実施していききたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、現状において最も優先されるべきは感染拡大防止の対応であり、逆に密の状況を作り出すような内容の議案を提案されても議会として判断できない。少しでも感染の可能性をなくすことが今求められているのにもかかわらず、なぜ真逆なことを行うのか。児童、園児の生命、人権をどう守っていくのか。議案に対する考え方を確認したいとの質疑があったことから、事務を担当する副市長に出席を求め、市としての方針を確認することとしました。

副市長からは、児童、園児の生命、人権を守るのは当然のことである。また、小学校は児童の教育が最優先されるべきであるが、そこに支障が出ないのかということについては、前もって議論を重ね、教育委員会からも密にならないような対策を取りつつ対応することが可能という見解をいただいている。一方で、新型コロナウイルス禍の収束の見通しが難しい中では、新しい生活様式を受け入れ、細心の注意を払いながら経済活動、社会活動との両立を目指していく必要もある。本年4月に行った認定こども園整備事業にかかる地区アンケートでも、早急な就学前教育の受け皿確保の意見をいただいております、工事の実施が必要だと判断しているとの答弁がありました。

また、委員からは、小学校の保護者からは、今回の工事にもなって、小学校を園運営に使用することについて何も聞

いていないという声もある。新型コロナウイルス禍であることや、保護者への周知も行われていないという中で、議案を提案されて議会に判断を求められ、仮に議会が認めたということになれば、何かあった時に今度は判断を下した議会が責任を問われる。この点についてどう考えるのかとの質疑があり、理事者からは、工事期間中の小学校での園運営については、今までの地元説明の際にもお伝えしているし、当初予算にかかる附帯決議を受けて本年4月に配布した地元への説明資料にも明記しているとの答弁がありました。

また、委員からは、小学校の教職員のなかには、小学校での園運営を懸念しているという話も聞いているが、この点についてどう考えるのかとの質疑があったため、教育委員会に出席を求め質疑を行うこととしました。

質疑において理事者からは、小学校は昨年度のうちから夏休み中に教室を借りることを聞いており、今年度に入ってから、保育幼稚園課と学校管理職で詳細を詰め、2週間前には、管理職と職員の打ち合わせの場で、使用期間や使用箇所、配慮事項について説明を行っている。その時には特段の意見はなかったが、その後、小学1年生が懐かしがって園スペースに立ち入るかもしれない、保護者の送迎の車に注意が必要などの意見があったことは把握している。今回の対応によって校舎内の人数が増えることになるため、小学生と保育園児が集まって密になる場面に最大限注意を払い、小学校の課題としても捉えてしっかり対応していきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、今年度の神前幼稚園の5歳児は2人だが、影響を受ける2人の保護者の同意があれば、工事延期の余地はあると考える。小学校を貸す側の立場としてどう考えるかとの質疑があり、理事者からは、教育委員会は市の方針のもと、与えられた条件の中で子供たちの安全が確保できるように努めていくものであり、工事延期の余地について問われても、答えられないとの答弁がありました。

これに対して委員からは、工事を延期することにより、園児のみならず、児童の感染リスクも減ることになるがそこをどのように考えるのかとの質疑があり、理事者からは、文部科学省の衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～の基準では、感染が一定落ち着いている地域では、約70㎡の教室で40人近くの子どもたちが間隔を取って授業をすることとされているので、教室内の密度に注意を払えば、空き教室を貸せないということにはならないとの答弁がありました。

これに対して委員からは、感染防止対策をして小学校での園運営を行うとのことだが、工事を延期した場合に影響のある保護者の意見を聞き、了解が得られるならば延期するという考え方もあるのではないか。この考え方を議会としても行政に提案すべきだとの意見がありました。

これに対して、他の委員からは、議案の修正、工事の延期等について検討する余地があるのか確認したいとの質疑があったことから、副市長及び理事者に市としての方針を確認することとしました。

副市長からは、今回の事業は特定の人のために行うものではない。神前地区にしっかりとした就学前教育の場を作ることが目的としており、地区全体の利益を考えた事業であるということをご理解いただきたいとの答弁がありました。

また、理事者からは、感染防止対策については当然万全を期すなかで、様々な気づきが出てきた場合は、こども未来部と教育委員会が情報共有しながら対応していく。よって、この議案の内容で事業を実施していきたいとの答弁がありました。

これに対して他の委員からは、気づきが出てくることを想定しているということは課題があるということを確認しているのだから、工事を延期すればその課題もなくなる。なぜその選択肢を取らないのか。なぜ児童、園児の保護者が一番してほしいことをするのかとの質疑があり、理事者からは小学校で園運営を行うことにより、確かに学校内の人数は増える。しかし、児童と園児の場所の切り分けや、室内での適切な距離の確保などに注意することで、感染リスクを避けられると判断しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、新型コロナウイルス禍における問題として、園運営の場所が小学校に変わることによって安全衛生管理が保たれるのか不明である。小学校としての学校環境衛生管理マニュアルはあるが、それを園運営に当てはめることは、園児と児童の行動の違いもあり難しいと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、園運営の場が小学校に変わっても、安全衛生管理上の対策については、通常の園同様に厚

生労働省の方針にのっとして対策を講じていくとの答弁がありました。

これに対して委員からは、学校環境衛生管理マニュアルの中には園児への対応に係る記載はないので、園運営の場所が小学校に変わっても、感染防止対策を含めた安全衛生管理体制をしっかりと築いてもらいたいとの意見がありました。

また、他の委員からは、認定こども園において幼児教育や人権教育の確保をどのように行っていくのかという質疑があり、副市長からは、就学前の3歳から5歳までの子供に対する教育が就学前教育であり幼児教育だと認識している。幼稚園も保育園も等しく就学前教育は行っており、その中で保育認定の子供については、加えて保育を提供している。また、認定こども園の制度ができる際に、幼稚園教育要領、保育所保育指針の整合性も図られているので、認定こども園においては、幼稚園と保育園の両方の良い部分を継承発展させていくものと考えている。この中で、本市が考えていかなければならないのは、就学前教育、保育の質の向上であるので、公立園、私立園問わず力を注いでいきたい。また、幼児に対する人権教育についても神前幼稚園では長年取り組んでいる。同じく神前保育園でも人権保育の実践を重ねてきているので、これらの積み重ねを認定こども園となった後も継承発展させる形でしっかり担保していくとの答弁がありました。

また、委員からは工事開始までに、4月に実施できなかった地元説明会の日程を早急に示してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、今回の議案が議会で可決され、新型コロナウイルス禍で小学校において園運営を実施することになった場合、仮に小学校で感染拡大が発生した際には保育園、幼稚園、小学校の子供たちが一度に影響を受けることになり、議案を認めた議会の責任も問われるということをも前提に判断するべきだとの意見がありました。

次に討論において、委員からは、新型コロナウイルス禍ということを経験すれば、今あえて小学校で園運営を行い人口密度を増やす必要はない。また、小学校でも夏休みの短縮など例年になく対応に迫られる中で、新たな課題をつくるべきではない。市内小中学校でいまだ約 20 人が登校を控えており、感染リスクへの不安が見られる状況を鑑みても、感染リスクを上げるような施策を行うべきではない。これらを加味し、行政として工事の延期、また、神前こども園の開園を延期すべきだと考えるので反対する、との意見がありました。

また、他の委員からは、この事業の目的は神前地区における就学前教育の環境の整備であり、早期に進めていかなければならない。当初予算には附帯決議が付されたが、その履行について、市としてできる限りの対応を行ったと一定の理解をするし、今後も引き続き必要に応じて地元説明等を行うという理事者の答弁もあったことからそれを信頼する。視点を変えると、現在の状況は新型コロナウイルスとどう共存していくかを学べる機会でもあると感じているので、そういった視点で、子供の安全には最大限配慮しながらも取り組んでも

らいたい。よって、賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、小学校での園運営を行うことによる感染リスクについては、工事の延期によって避けられるのだから、児童、園児の命を守るためにも延期すべきである。

また、神前こども園の開園が遅れることよりも、児童、園児の命を守ることが大切であるので、この時期に工事を行うべきではない。これらの意見、提案を行政に伝えられるのは議会しかない。子供たちの命を守るという視点で工事の延期を含めた柔軟な対応が必要と考えるので反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、神前地区とその周辺の子供たち、また、将来の子供たちにとってよりよい就学前教育の環境を整備していくことが必要である。また小学校における園運営について、児童と園児が使用する出入口が分かれており、動線は別々に確保できることなど、感染防止対策は可能と考えるので賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、小学校で園運営を行うことによる安全衛生管理体制が構築されていないと考えるので反対するとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第7号について採決を行ったところ、賛成多数により原案を可決すべきものと決した次第であります。

続いて委員から、当議案に関して附帯決議として、「工事

期間中の小学校における保育については、人口密度を増やすことにつながり、新型コロナウイルス感染のリスクを高めることになるため、児童、園児の生命を守る観点から新型コロナウイルス禍での事業実施について最善の策を講じ、柔軟に対応すること。」を付すべきとの提案がありました。

この附帯決議案に対して、委員からは、提案の趣旨は理解するものの、工事請負契約の締結という議案内容になじまないと考えるので、そのような趣旨を委員長報告に明記することが適当と考える。よって、附帯決議を付すことについては反対するとの意見がありました。

以上の経緯から、提案のあった附帯決議案について、これを諮ったところ、賛成少数により、附帯決議を付さないことと決しました。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和２年６月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 13 号 四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、委員からは、新型コロナウイルス感染症については三重県でも感染者が発生したが、その間に国民健康保険にかかる傷病手当金も含めて、問い合わせや相談はあったかとの質疑があり、理事者からは、国民健康保険にかかる傷病手当金については、1 件の問い合わせがあり、制度を説明した上で当人に申請書類を送付している。後期高齢者医療にかかる傷病手当金の相談については、現時点ではない。なお、国民健康保険料の納入については、新型コロナウイルス感染症の影響で仕事が減っていることについて相談や問い合わせは来ているとの答弁がありました。

議案第 15 号及び議案第 16 号 工事請負契約の締結につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 3 議案については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務につい

てであります。令和元年度第3回四日市市社会福祉協議会理事会、令和2年度第1回四日市市社会福祉協議会理事会、令和元年度第10～11回四日市市民生委員推薦会、令和2年度第1回四日市市民生委員推薦会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和2年6月定例会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）について

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）について

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費・事務費、四日市市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費・事務費について

※以下、

- ・「児童扶養手当受給者への給付」を①
- ・「公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方に対する給付」を②
- ・「新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方に対する給付」を③
- ・「①～③に該当しないひとり親の方に対する給付（市単）」を④
- ・「①②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少していると申し出があった方に対する給付」を⑤として記載。

（補正予算参考資料は、03_6月定例会議会→05_教育民生常任委員会→117_「6月17日追加配布」→P6）

Q：こども未来部としては、児童扶養手当を受給していないひとり親家庭の数を把握していないため、過去の国勢調査の数から対象者を算出したと聞く。過去の数であれば現状と離れていることも考えられるが実際はどうか。また、給付の案内通知を送付するのは①の対象者だけと聞いているが、②③④の対象者については、どのように周知するのか。

A：こども未来部では児童扶養手当対象者の人数は把握しているが、市内のひとり親の

数は把握していない。その中で今回の給付対象人数を算定するにあたっては、平成27年の国勢調査におけるひとり親世帯数を参考にした。

また、それぞれの対象者への周知方法について、①の対象者については、こども未来部で把握している方へ案内を送付する。②から④の対象者について、全てを本市では把握できないことから、広報よっかいち、市ホームページ等で周知していく。

Q：広報よっかいち、市ホームページだけでは周知が不足している。それらを見ていない人からは、後々知らなかったという声が出る。例えば、保育園、幼稚園、各学校を通じてひとり親家庭に周知できないのか。

A：可能かどうか含めて教育委員会と調整したい。

Q：学校はひとり親家庭のデータを持っているはずなので、かなりの数をカバーできると考える。また、全ての対象者に通知できないのであれば、申請期限経過後に、受給の希望があった際には、柔軟に対応してもらいたいがどうか。

A：申請期間について、②③については、本年度2月末までとする国の定めに沿わざるを得ない。④についても申請期限を2月末としたいが、それまでに申請できなかった理由や状況を聞き取り、制度の趣旨も頭に入れながら、例えば3月内まで受け付けるなど柔軟な対応をしたい。

(意見)：対象者にどのように周知していくかについてしっかり工夫してほしい。

Q：そもそもなぜ対象者数がわからないのか。

A：①の対象者については把握している。②の対象者については、児童扶養手当は、公的年金の受給月額が児童扶養手当の額を上回る場合、受給できない制度である。そのため、過去に児童扶養手当を受給していたが、公的年金の受給額が上回ったため受給ができなくなった方については一部把握しているものの、そもそも児童扶養手当を申請していない方もおり、そういった場合は把握できない。

Q：全数までは把握できないということだが、何割程度を把握しているのか。

A：①の対象者については、想定給付者を把握している。②の対象者は想定給付者約120人中10人程度、③④の対象者については、約900人中300人程度、⑤の対象者は①②のうち家計が急変した旨の申請があった方となる。

Q：給付事業なのだから、本来行政が給付総額と対象者を把握しているはずだが、申請されたものに対してしか給付できないのであれば、制度をどう周知していくかが同時に示されなければならない。その部分の考え方を聞きたい。

A：保育園、幼稚園、各学校を活用して周知をすべきという意見もいただいたが、地区の民生委員などいろいろなチャンネルを使いながらしっかり周知していきたい。その上で、受付期日は2月末までであるが、特に市単事業の④について、情報が届かなかった方については3月内まで対応できるようにしたい。

(意見)：新型コロナウイルス対策としての給付事業だが、市民の税金で給付するのだから、信頼性がなければならない。その意味では、今回の予算計上にあたっての具体的な資料や説明が必要であり、その上で「対象者はこれだけしか把握できないので、こういった周知方法を行う」ということが併せて示されるべきだった。

Q：⑤については、家計の急変、収入の減少について何らかの確認や証明の提出等は求めるのか。

A：国の説明では、原則的に本人の申し立てにより事実認定をして差し支えないとされている。その理由は、家庭によって収入減による影響が異なることや、簡易な申請とし迅速な給付を行うためである。

Q：⑤について、申し出のまま給付するのではなく、何らかの確認をすべきではないか。また、申し出のまま給付するのならば、そもそも①②の申請の際に⑤を上乗せすればいいだけではないか。

A：国からはこの制度にかかるQ&Aが出されている。その中では、どのような場合であれば「大きく収入が減少した」に該当するか、あるいは収入の減少の事実確認をどのように行うかという問いに対して、「原則的に本人の申し立てにより、柔軟に事実認定して差し支えない。個別の家庭事情によって、収入減少がその家計に及ぼす影響の大きさが異なること、できるだけ迅速に給付を行うため、簡易な申請を可能とすることが望ましいという観点から、一律の基準は設定しない」との回答がある。よって、本市としてはこうした国の考え方で対応することになる。

Q：本市において国の示す「柔軟な事実認定」をどのように行うのか。単に申請があれば給付するということでは、税金を使って給付を行う以上、不適切だと感じるがどうか。

A：⑤についての国の方針としては、特段、収入の減少などを証明する添付資料は不要ということだが、申請書の中で申し出が虚偽ではないことを確認する欄があり、その部分を記載してもらおう。なお、⑤については、①②の受給者が対象であるので、①②の申請をされる際に、合わせて周知をしていく。

Q：⑤について、対象者からも「収入が大きく減少しているというのはどの程度のことをいうのか」といった問い合わせがあると予想される。基準を「収入が大きく減少」ではなく単に「減少」した場合とすれば分かりやすくなるが、周知する際の文言を修正できないのか。

A：「収入が大きく減少」という文言は国の様式にも記載されているものであるが、修正できるかどうか国に確認し、可能であれば誤解のないようにしていきたい。

Q：今回の給付事業については、国の考え方がこうだから、ということではなく、本市としてどのように実施するのかについて、周知方法も含めてもう少し詳しい説明や資料が必要だと考えるがどうか。

A：制度の周知については、こども未来部として可能な限り行っていく。その際に①の対象者については、案内を送付するが、②③④の対象者についても分かりやすいチラシなどで周知したい。また、国庫支出金で充当される給付事業についても、国税を使っているという意識のもと取り組み、収入が大きく減少したという部分について、申請書の中で誓約いただく部分もあるので、そういったことも含めて対象者に説明をしていきたい。また、今回の分科会審査で資料が不十分だったとの指摘もいただいたことから今後の教訓としたい。

Q：周知を行う際は、わかりやすい内容で、いかに漏れなく伝えられるかが重要である。他部局が使用している一斉送信メールの使用などは考えられないのか。

A：すぐメールを使用している教育委員会などとも協議したい。

(意見)：周知については、PTAを通じて行うこともできるのではないかと考えられる

中でしっかりやってほしい。

Q：市民、国民の税金を使って給付を行うのだから、給付決定の判断については本市の信頼が問われるものであるので、肝に銘じてほしい。特に⑤については、申請すれば証拠書類等の提出も必要なく給付されるものであるため、他の制度とは違う部分がある。そのため、今回の簡素な手続きが他の制度の手続きに影響し、例えば判断基準が緩んでしまわないよう十分チェックをしていく必要がある。

A：指摘いただいた部分についてしっかりと認識し、不適切な申請が行われないよう、申請受付の中で状況等を聴取しながら適正な給付に努めていきたい。

《歳出第10款教育費 第4項幼稚園費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

奨学金事業補助金について

Q：奨学生については合計45人を想定して予算を計上しているが、想定以上の申請があった場合の対応はどうか。

A：四日市市奨学会が独自予算の範囲内で入学支度金及び奨学金の支出を行い、本市としては四日市市奨学会の予算額を限度として補助金を支出する。

Q：この補助金事業の期間はいつまでか。

A：令和2年度のみのものである。それ以降については、市を事業主体とする新たな奨学金制度を検討しており、改めて議会に説明したい。

Q：今回の事業で入学支度金は返還不要の給付となるが、令和3年以降は実施しないとすると不公平感が出るので、今後の方針も含めた説明が必要ではないか。

A：令和4年からは、市が直接奨学金事業を行うので、四日市市奨学会に対する補助金はなくなる。その際に、入学支度金を給付型とするのか、貸付型とするのかについては、今回の事業との整合性を取りながら制度設計していきたい。

(意見)：入学支度金の補助金については今回のみということだが、今後のことを考え、公平性が保たれる制度設計が必要である。

(意見)：本市の奨学金事業をより良いものにするための研究費が本年度当初予算に計上されているが、新型コロナウイルス対策で状況が変わった。第二波、第三波が心配されるが、より良い制度設計を検討し、持続可能な制度にしてもらいたい。

Q：国の地方創生事業の対象として政策推進部とも調整しているのか。

A：奨学生が本市に定住する場合に、さらなるメリットを付与する制度を検討する上で、政策推進部とも情報交換を行いながら国の補助メニュー等について研究している。

(意見)：今回は新型コロナウイルス対策として入学支度金を給付としたが、この予算を計上することで地方創生事業の対象となるのかならないのか、そういった調整も含め

て今後の制度設計をしてもらいたい。

Q：制度を構築してからでないで地方創生事業への申請はできないのではないか。

A：今回の補助金は、新しい奨学金制度ではなく、現在四日市市奨学会が行っている制度に対する補助金であるので、新制度から切り離すことは可能と考えているが、年度ごとの公平性も十分に検討する必要がある。ただ、今回の補助金は新型コロナウイルス対策として行うものであり、将来的にも最小限の影響にとどめられる入学支度金の給付について願うものである。今回いただいた意見や本事業との整合性についても新たな制度を構築していく際に検討していきたい。

(意見)：新型コロナウイルス対策の中で制度を構築していく際は、目先の1、2年だけでなく、長期的視点が必要である。目先の対応だけでは、後で振り返ったときに制度のあり方がどうだったのかということにもなりかねないので、本来は奨学金事業を行う目的や、過去に利用した、あるいは将来利用する学生のことを考えた上で、議案として上げるべきである。そういった視点で今後の制度のあり方について研究してほしい。

Q：文科省の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」では、自治体の奨学金制度を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかな対応を行うものとされている。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が苦しくなったために学習ができないということにならないよう、本市の奨学金制度をしっかりと周知してほしいがどうか。

A：現行の四日市市奨学会の制度では、家計などが急変した場合の随時受付も可能であるので、ホームページや高校校長会でも改めて説明していきたい。

《歳出第10款教育費 第2項小学校費》

《歳出第10款教育費 第3項中学校費》

学校教育活動再開支援経費について

Q：夏季休業期間を活用した学習保障時の給食提供について、調理員の確保はできているのか。

A：調理員については、1学期の延長に伴って学校を通じて雇用期間の変更をお願いし勤務してもらう。暑さ対策など、調理員の体調管理にも努めていきたい。

(意見)：委託業者とも相談しながら調理員の熱中症対策を実施してほしい。

要保護準要保護児童生徒就学援助費、特別支援教育就学奨励費について

Q：就学援助制度及び特別支援教育就学奨励制度の対象児童については、臨時休業中の給食費について、食べていない給食費も含めて全額支給することだが、この制度設計に至った背景を教えてください。

A：本年5月19日付けで文科省から、生活保護対象家庭については、給食を実施していない時も経費として計上してよく、準要保護対象家庭についても、それに準じる対応依頼の事務連絡が出ているので、本市としては、この期間給食を実施したとみなして就学援助の対象としたいと考えている。また、周辺自治体もその方向で進んでいく自治体が多いと聞く。そのほか、学校の臨時休業が1カ月に及んだので、その間の昼食

代については、給食費よりも費用がかかっており、家計の圧迫につながるという意見も聞いている。

(意見)：就学援助の対象となる家庭とそうでない家庭でそこまで家計の所得差がない場合もあるので、就学援助にかかる今後の考え方も見据えた上で、こういった支援制度を設計して行ってほしい。

《歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費》

施設管理運営費（図書館）について

Q：図書消毒機について、市立図書館に導入することだが、学校の図書はどうするのか。

A：学校については図書の使用前後の手洗いの徹底ということで対応している。

Q：図書消毒機はどのように運用するのか。

A：図書館の入り口に設置し、利用者が図書を借りる際に使ってもらおう。

Q：返却された図書についても使用するのか。

A：返却された図書を消毒しても、書架に戻されると多くの人の手に触れるので、借りていただく際に消毒することがよいと考えている。

Q：返却時の消毒も行った方がより感染リスクを減らせると考えるがどうか。

A：返却冊数が 1 日平均約 2,700 冊であり、それを全て消毒するという事は難しいところがある。

Q：図書消毒機 1 台で一度に 6 冊の消毒しかできないが、1 台の設置で足りるのか。

A：まずは 1 台設置し、利用者数や設置スペース等の問題を踏まえて状況を確認していきたい。基本は手洗いの徹底を行うよう啓発している。

施設管理運営費（博物館）について

Q：アルコール消毒液購入費について、博物館だけ予算が上がってきているが、他の施設は充足しているのか。

A：プラネタリウムの座席の消毒用である。肘掛などを投映ごとに消毒するため今回購入する。

(意見)：他の施設においても利用者が触れるような部分を再度確認するとともに、新型コロナウイルス対応で職員の仕事量が増えているので、業務のスリム化を図ってほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和2年8月緊急議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第20号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第5号）について

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

＜歳出第3款民生費 第1項社会福祉費＞

住居確保給付金事業費について

Q：支給決定件数については、本年4月から7月21日までの間で109件だが、相談件数はもっと多いと考える。それぞれの月でどの程度か。

A：住居確保給付金事業のみの相談数データはない。保護課全体の相談件数としては、約4、5倍に増加している。住居確保給付金事業の場合は1件につき少なくとも2回は相談を行うので、相談件数は増えることになる。

Q：給付決定までに時間を要する場合において、書類の不備等を除いてこういった要因があるか。

A：手続きに必要な書類は、自身で作成できない家賃証明書のほか、給付金の支払先である家主等の口座関係書類であるが、いずれも協力的であり、これらの書類を集めるために時間がかかるなどの話はほとんど聞いていない。

(意見)：今後もきめ細かく相談に応じ、できるだけ早く給付されるよう配慮してもらいたい。

Q：生活保護人員については、増加しているものの急激な増加に至っていないとのことだが、住居確保給付金事業によって保護人員の増加がある程度抑えられているということか。

A：住居確保給付金により生活保護に至らないこともあると思うが、住居確保給付金を受給している方であっても生活保護が必要な場合は、生活保護を受けていただくよう面談を行っており、途中で生活保護を受ける方もいる。

(意見)：新型コロナウイルスの影響等で職を失った方にはハローワークへのつなぎをしっかりしてほしい。

Q：新型コロナウイルスの影響によって、問い合わせ件数はどの程度増えているか。

A：保護課全体の相談件数について、新型コロナウイルスの影響が出る前の昨年度2月は77件だが、本年度5月は251件である。

(意見)：所管する業務以外の問い合わせが多く、その対応に苦慮していると聞く。問い合わせ窓口の一元化を検討してほしい。

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第4款衛生費 第1項 保健衛生費》

妊婦新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業費について

Q：検査件数見込における年間出産件数については、市外からの里帰り出産の件数も含まれるのか。

A：年間出産件数については、今回PCR検査を実施する6産科医療機関の平成29年度の分娩件数の合計なので、里帰り出産の件数も含むものである。

Q：①市内の妊婦が市外かつ県内で出産する場合、②県外の妊婦が本市で里帰り出産する場合、③市内の妊婦が県外で里帰り出産する場合に、それぞれ助成されるのか。

A：①は三重県による助成、②は本事業の対象、③は都道府県によって対応が異なる場合がある。③の里帰り先都道府県で助成されない場合は、償還払いとして本市で対応する。よって、市内の妊婦がどこで出産しても何らかの形で助成が可能である。

Q：検査費用助成については、上限が2万円であるがその考え方を教えてほしい。

A：上限額の2万円については、国が診療報酬等を参考に設定したものである。

Q：事業の啓発や周知はどうなっているか。

A：産科医療機関から妊婦に対して検査の説明を行い、本人の希望で検査を行う。

(意見)：妊婦が検査を受ける受けないにかかわらず、きちんと説明があることによって安心感につながっていくと考えるのでしっかり対応してほしい。

(意見)：安心安全に出産を迎えられるように対応いただきたい。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

教育情報通信システム運営費について

Q：国の補正予算を受けた中で、全国一斉に機器等が発注されると考えるが、確保できる目処はついているのか。

A：業者から情報収集を行う中で確保できるとの話を聞いている。来年度4月には1人1台タブレットを実現できるよう準備していく。

《歳出第10款教育費 第2項小学校費》

《歳出第10款教育費 第3項中学校費》

学校教育活動再開支援経費について

Q：予算については、各学校で違いがあるということか。

A：各学校で多少金額の上下はあるが、学校規模に応じて同程度になるように学校と調整している。

(意見)：様々な地域、団体から寄附物品をいただいているので、寄贈者の思いが反映さ

れるような形で利用してほしい。

(意見)：学校別購入物品等一覧表で主な購入物品が示されており、これらは各学校の判断で要求されたものとのことだが、費用が限られているので、本当はもっと要望したいと思っている学校もあると思う。今後、追加で対応するなどの検討をしてほしい。

第2条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和２年８月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 28 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について、ないし議案第 31 号 四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、及び議案第 36 号 動産の取得については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 5 議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和 2 年度第 1 回四日市市青少年問題協議会、令和 2 年度第 1 回エスペランス四日市運営協議会、令和 2 年度第 2 回四日市市社会福祉協議会理事会、令和 2 年度第 2 回四日市市民生委員推薦会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査の経過と結果）】

教育民生常任委員会に付託されました請願第１号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、ないし請願第４号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についての４件につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願４件につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対し、当委員会では、８月２４日に委員会を開催し、審査に先立ち、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第１号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出につきましては、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

厚生労働省の「国民生活基礎調査（２０１９）」によると、およそ子供７人に１人が貧困状態にあるとされている。また、２０２０年３月に策定された「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念でも、家庭の経済状況にかかわらず、必要に応じた教育支援等によって健やかに成長できる環境整備が大切とされている。

こうした環境整備を行っていくためには、教育相談の充実等を今以上に進める必要があり、教育にかかる公的支援が極めて重要である。

次に、政府は「新型コロナウイルス感染症による小中学校休業等対応助成金・支援金」を創設したが、支援は本年9月末までとなっている。今後もコロナ禍の影響が続く可能性は高く、さらなる支援の充実が必要である。

また、本年度から私立高校に通う生徒への「就学支援金」の上限額が引き上げられたが、標準的な修業年限を超過した場合、対象とならないという課題や、学校は授業料だけでなく教材費等の費用もかかるため、奨学給付金を利用しても全てを賄えないという問題もある。

以上の理由から、経済格差を教育格差に結び付けないため、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、今回の請願には私立高校の無償化に関する具体的な記述があるが、それ以外の要望や意見はあるかとの質疑があり、請願者からは、通学には授業料だけではなく教材費、制服代などの諸費用がかかる。奨学給付金の制度はあるが、それでも自己負担部分が多いので、その部分の支援拡充が必要だと考えるとの説明がありました。

また、他の委員からは、請願には、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象とならない等の課題もあるとの記載があるが、他にどのような課題があるかとの質疑があり、請願者からは、全ての私立高校が就学支援金の対象ではないという課題があるとの説明がありました。

また、委員からは、標準的な修業年限を超過した場合というのは高等教育の中では考えづらいが、こういったケースが

あるかとの質疑があり、請願者からは、全国的にも家族の介護を担う若者—ヤングケアラー—の問題が取り上げられているが、そうした事情で就学できない学生がいる。小中学生では少ないが、高校生になると増える傾向があるとの説明がありました。

また、他の委員からは、修業年限を超過する理由として、本人の病気なども考えられるが、そういう事情があっても就学支援金の対象とならないのかとの質疑があり、請願者からは、全てかどうかはわからないが、在学期間が通算 36 カ月を超えた場合は対象とならないとの説明がありました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第 1 号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第 2 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

子供たちの「豊かな学び」を実現するためには教職員定数の改善が最も重要な環境整備の一つである。

コロナ禍においては、身体的距離を確保するための学級の分割や分散登校など、学校現場はこれまでにない対応を行ってきた。

また、全国の学校現場において業務量は増加の一方であり、学校における働き方改革が叫ばれる中、人的配置をはじめとする財政措置は、不十分と言わざるを得ない。

こうした状況を改善していくためには、公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めることが必要

であり、それが子供の「豊かな学び」を保障することにつながる。

以上の理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、コロナ禍での対応等で教職員が足りていないとのことだが、不足部分について教職員以外の人材でカバーできないのかとの質疑があり、請願者からは、コロナ禍において児童の身体的距離をとるために学級を分散させると、別々で授業を行うことになり、結果的に教職員が必要になるとの説明がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、今後5年間で出生数が90万人以上減り、それに伴って学校のクラス数が2万クラス以上減るとされる中で、現在の10クラスに18人の教職員加配を維持したとしても、教職員は3万7千人減が可能だとする財務省の調査がある。また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学1年生が35人学級になって以降、学校における問題発件数に占める小学1年生の割合は変わっておらず、いじめや暴力行為は若干増加傾向にあるとの調査もある。また、全国学力・学習状況調査でも、少人数クラスでの学力向上が見られないという財務省の見解もある。

教育機関に対する公財政支出についても、日本の小中学校に対する公財政支出は、児童、生徒1人当たりで見るとOECD平均より高く、G5諸国で比較すると高水準にある。また、教職員1人当たりの児童生徒数についてはG5諸国平均並み、1クラス当たりの担任以外の教職員数はG5諸国で最多という状況である。これらを総合的に考えると、クラス数、

生徒数が大幅減となっていく中で、教職員定数を増やしていくことが妥当なのか疑問であり、根拠に乏しいと考える。

また、教職員の負担解消はスクールソーシャルワーカー、部活動協力員など、教職員以外の人材活用で担保できると考えるので、本請願の採択には反対するとの意見がありました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第2号につきましては、賛成多数により採択すべきものと決した次第であります。

請願第3号 防災対策の充実を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

三重県内では、9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、そのうち107校の小中学校が津波浸水想定区域内に立地している。また、2015年に津波対策のための不適格改築事業の拡充が行われたが、補助要件である「津波防災地域づくり推進計画」の策定は全国的にも進んでいない。本市でも、全ての小中学校が指定避難所となっており、施設の耐震化や計画的な修繕などが行われているが、コロナ禍での避難所開設になり、多くの避難者が収容される体育館には冷暖房設備がないなどの課題もある。災害や感染症はいつ発生するかわからず、避難所における性やプライバシーに関する問題、介助・介護が必要な方への配慮等、まだまだ改善すべき課題は山積している。子供たちの安心、安全を確保するため、過去の災害に学び、さらなる防災対策の充実が必要だと考える。

以上の理由から、防災対策の充実を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第3号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

義務教育の根幹である「無償制」、「機会均等」、「教育水準の維持向上」を確保するためには、国が教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等を保障すべきである。現行の義務教育費国庫負担制度においては、職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費のみが負担対象経費とされているが、義務教育水準が安定的に確保されるためには、負担対象経費の拡大と増額が重要である。

また、コロナ禍の措置として、全国の学校でオンライン教育にかかる環境整備が行われた。しかし、都道府県間格差・市町村間格差は大きく、子供たちの学びの機会は均等であるとは言えない。

教育にとって必要な教材や環境整備は、本来国が責任を持って行うべきものである。地方分権の時代において、自治体の裁量による特色のある教育施策が行われることは大切だが、その根本を支える制度や予算措置については地域間格差が生じないよう国の積極的な関与が必要であり、そのことが全国の教育の発展と子供の幸せにつながるものだと考える。

以上の理由から、義務教育費国庫負担制度をさらに充実するよう意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、教材費

等が義務教育費国庫負担制度の対象からはずれ、自治体の一般財源に含まれることのデメリットはなにかとの質疑があり、請願者からは、一般財源化されると、それをどう執行するかは自治体の判断に委ねられるので、教育に使われる予算が十分確保されるのかという懸念がある。全国的な教育水準の維持、向上のためにも義務教育費国庫負担制度として措置してもらいたいとの説明がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、教材費等が国庫負担から一般財源化され、自治体の裁量に任されたことが教育環境格差につながっているとのことだが、各都道府県の負担金額の割合と生徒の成績結果との因果関係は証明されていない。また、一般財源化された後も、都道府県の教職員充足率が大きく減少した自治体はないという調査結果が文部科学省から出されている。

自治体で抱える課題が違う中で、どこに教育予算を重点的に投下していくかは自治体の裁量に委ねられるべきであって、これを義務教育費国庫負担制度の対象としてしまうことは逆に自治体の裁量を奪うもので、地方分権の時代に逆行する。よって、本請願の採択には反対するとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、請願第4号につきましては、賛成多数により採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会教育民生分科会長報告（令和2年8月定例会月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第21号

令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【こども未来部・経過】

◀ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

◀ 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 ▶

子育て支援センター管理運営費について

Q：子育て支援センターについて、もともと橋北地区、塩浜地区には単独型がありながら、こども園併設型子育て支援センターも設置されているため、機能の差別化や特色を出しながら利用者増を図っていく必要があると考えるが、今後の方向性について聞かせてほしい。

A：単独型は施設が広く保育士も併設型より多く配置しており、専用の園庭で子供たちがのびのびと遊ぶことができるほか、部屋も複数あり、発達相談などの個別相談にも利用してもらいやすい。一方で、併設型は、園児とふれあえたり、園の様子を確認することができるので、それぞれの特色を生かし利用者増につなげていきたい。

Q：市内の子育て支援センターそれぞれの特色を一覧等で分かりやすく示し、保護者が選びやすいよう広報を充実してはどうか。

A：広報については、各子育て支援センターで工夫を凝らしたお便り等で取り組みや特色を伝えたり、子育てガイドブックなどに一覧を掲載しているが、ご指摘の視点も考慮し、さらに深めていきたい。

Q：楠こども園については、子育て支援センターは同じ敷地内ではないので、園の様子を見てもらうなども難しいと考えるが、その点についてどう考えているか。

A：楠こども園は4園一園化を進めており、地域と話し合いを重ねていく中で楠南幼稚園舎を子育て支援センターとする予定である。指摘のとおり離れているものの楠北幼稚園舎でのこども園と一体となって連携を取りながら、良いものになるよう進めていきたい。

(意見)：楠こども園は特殊なケースであり、離れて設置される子育て支援センターの運営も難しい部分があると考えるので、地域、市内の方々に利用してもらえるような取り組み、特色ある取り組みを地域の声を聞きながら行ってほしい。

Q：子育て支援センターにおける電話相談が休所期間中もあまり増えていないが、より相談しやすい体制をとることができないか検討してほしいがどうか。

A：コロナ禍のため休所した昨年度3月から今年度5月については、電話相談は増えて

いるものの微増である。子育て支援センターの役割は、こどもの遊び場、保護者の交流の場という面もある。一方、相談の多くは子育て支援制度の案内であり、適切な情報提供により早い段階で育児の不安、ストレスを軽減してもらうようにしていきたい。また相談しやすい環境づくりにも努めたい。

児童館管理運営費について

Q：児童館については、以前から、児童館職員が学童保育所に出向いて遊びの指導を行うなどの移動児童館の取組をより充実すべきとの観点から、一般質問等でも提案を行ってきたが、施設型児童館や学童保育所利用者との住み分けにも留意しながら、特色のある運営方法を検討してほしいと考えているがどうか。

A：移動児童館は、遊びや体験活動を出前で届けているが、学童保育所にも、遊び方やおもちゃの作り方を伝えている。また、学童保育所は民設民営で地域、保護者中心に支えてもらっており、今後も定員増に対する増設など地域の実情に応じたきめ細かい支援を行いながら、児童館との連携を進めていきたい。

児童福祉一般事業費について

Q：児童虐待防止対策事業について、月別保護件数の推移を見ると1月から3月にかけて少ないが、その理由は分析しているか。

A：保護件数増減の特徴としては、1月から3月が少なく7月に多くなるが、夏場になると薄着になるため、キズ等が見えやすいことや、家の窓を開ける機会が多いため声が漏れやすく、そのために虐待が発覚するケースが増える等の理由が考えられる。

Q：コロナ禍で虐待の増加が懸念されるが、本市の状況はどうか。

A：速報値だが、4月、5月の虐待対応件数は昨年度73件に対して、本年度129件と増加している。要因としては、DV等の心理的虐待件数が増加している。

(意見)：虐待には様々な要因があり、こども未来部だけで対応できるものではないが、状況については注視して行ってほしい。

Q：児童虐待防止対策事業について、養育支援訪問事業、育児フォローアップ事業につながらなかった8世帯のうち、4世帯は児童虐待ケースとのことだが、次の手立てはあるのか。

A：家庭の状況によって、警察につなぐ、様々な部署につなぐということになるが、定期的な電話連絡や家庭訪問によって現状把握をしながら必要な支援を行なっている。

Q：この4世帯はどういった状況なのか。

A：警察が関わるような身体的虐待のケースではない。現時点では虐待の危険は高くないという判断だが、家庭での養育が上手くいかず、どうしても手が出てしまう、ちょっと暴言を言うてしまうという家庭である。

家庭訪問で状況を確認しており、現状として悪化はしていないが解決もしていないという状況である。

Q：主要施策実績報告書P100に記載のある5歳児保護者アンケートについて、アンケート数や内容を教えてほしい。

A：昨年度のアンケート配布総数が2486名で回答いただいたのが1902名、回答率76.5%

である。アンケートの目的は保護者が子供の発達状況等を振り返る機会にしてもらい、集団生活の中で現れる共感性、協調性、社会性の部分で気になるところを早期に発見し、保護者の不安、困り感の軽減、育児支援、幼稚園、保育園指導者の技術的支援を行い、就学に向けて、途切れない支援を進めるために行っている。

Q：アンケートを実施することで、発達に心配のある子供が発見されたのか。

A：回答された中で相談を希望された方が 145 名おり、最終的に専門的な相談につながったのが 13 名である。そのうち臨床心理士の検査を受けたケースが 7 名である。

(意見)：子供にとっても保護者にとっても早期発見が大事なので今後もしっかり進めていってほしい。

Q：主要施策実績報告書 P100 の「発達に心配のある子どもの相談や支援」について、指標が「相談件数」となっており、その実績が「1256 件 (30 年度 1046 件)」で前年比増だが、今回の決算を踏まえた今後の相談体制等にかかる考え方を教えてほしい。

A：核家族化等により相談できる人が減り、うまく相談できない、つながりがとれず悩んでしまう方が多いと感じており、気軽に相談できるような体制をとっていきたい。

(意見)：これから相談者数の増加が想定される中で、とにかく話を聞いてほしいという保護者が多いと考えるので、そういったところに気を配りながら進めてほしい。

保育所整備事業費、保育所管理運営費について

論点整理シート参照。

待機児童数について

Q：主要施策実績報告書 P102 で待機児童数ゼロとなっているが、入園待ち児童はおり、この指標と目標・実績に実態が反映されていないと判断される。実態と合うような指標、目標、実績に修正すべきと考えるがどうか。

A：入園待ち児童については本年 4 月 1 日現在で 95 人であり前年同時期より減少しているが、申請された方の希望や条件によって、入園待ち児童がゼロになることはないと考えている。本年 4 月に低年齢児向けの小規模保育事業所を 3 か所設置したことも含めて適正な保育提供枠の確保に努めたい。

また、主要施策実績報告書についてはどういった表記にすべきか検討したい。

(意見)：入園待ち児童数もしっかりと表記する必要があると考える。

昨年度の政策提言事項「良質な保育の提供に向けた保育士の処遇改善」について

Q：提言に対する対応については、私立保育園の保育士確保のためにかなり手厚く対応していただいた。一方で、公立保育園の保育士や私立の幼稚園教諭の処遇改善にも目を向けていく必要があるがどう考えているか。

A：公立保育園の保育士についても人材不足であると認識している。できるだけ多く採用したいが、市全体の枠の中で判断していくことが前提と考えている。私立幼稚園教諭に対する処遇改善については、令和 2 年 2 月定例会議会における当初予算議案に対する附帯決議の内容も踏まえて検討していきたい。

(意見)：人材確保については公私ともに苦勞している。誰でもいいというわけではなく、

ある程度の水準が必要である。そのためには一定水準の処遇がないと確保できないので前向きに取り組んでもらいたい。

(意見)：昨年度の政策提言の内容については、今後も継続して対応してもらいたい。

《 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 》

妊産婦乳幼児健康診査事業費について

Q：1歳6か月児健康診査の未受診者について、どのように対応しているか。

A：保健師が電話連絡や訪問により受診を勧めたり状況の把握を行ったりしている。

Q：未受診者全員に対応できているのか。

A：未受診者の中には住所を日本に置いたまま海外に在住している人もいる。こういったことも含め、未受診者全員の状況を把握して、対応に努めていきたい。

《 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第10款教育費 第4項幼稚園費 》

施設整備事業費について

論点整理シート参照。

《 歳出第10款教育費 第5項社会教育費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【健康福祉部・経過】

《 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 》

民生委員・児童委員、保護司、更正保護女性の会について

Q：民生委員・児童委員、保護司、更正保護女性の会の実数について、年々少しずつ減少している。その中で民生委員・児童委員の定数が増えている理由を教えてください。

A：改選年度の前年度に各地区へ定数の見直しに関する聞き取り調査をしており、新しい団地ができるなど人口増の影響もあって増加した。

Q：地域の中では民生委員・児童委員の人選、推薦に苦労するという話も聞くが、どう考えているか。

A：そういった事情は把握している。民生委員・児童委員から活動に関する相談があった際には丁寧に対応するとともに、民生委員・児童委員がどのような活動をしているかを市民に周知、啓発することも重要であると認識している。また、若い担い手、人材を育成していくことも大切であるので、そういったことも含めて対応していきたい。

特別障害者手当等の支給について

Q：特別障害者手当等扶助費について、本人以外の同一生計内で収入を得ている者が病气等の理由で収入がなくなった場合の障害者本人への支給も含まれているのか。

A：特別障害者手当の支給については国が定めた所得制限が設けられており、同一生計の所得状況も確認して判断をしているため、一定の水準を超えれば支給が停止されるが、逆に同一生計において所得が減り、水準を下回れば特別障害者手当は支給される。主要施策実績報告書に記載している決算額は住民票上の世帯によらず、生計の実態を確認の上、手当を支給している額である。

Q：今後も国の基準に沿って支給していくのか。市独自の対応はしないのか。

A：特別障害者手当については国の制度であり、本市では重度障害者手当等の制度がある。

《 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第3款民生費 第3項生活保護費 》

扶助費について

Q：主要施策実績報告書 P109 について、昨年度就労支援を行った人数は 107 人（30 年度 200 人）であり、平成 30 年度と比較して伸びていないが、その理由についてどう分析しているか。

A：就労支援数に対する就労決定数の割合については上昇しているが、確かに平成 30 年度に比べて就労支援数は減少している。理由としては、従来からの就労支援によって就労支援対象者自体が減少していることがある。また、支援対象とするまでに本人と面談を行い就労の可能性があるか見極めていくが、その中で支援ができる対象者が減少している。

Q：就労支援者数、就労決定者数にかかる近年の推移はどうなっているか。

A：今までは雇用情勢が良かったのでスムーズに就労先が決まっていたが、コロナ禍で昨年度末から雇用情勢が悪化し、また、求職活動ができない状況になっている。ハローワークでも求人はあるが、本人の適性と合わないことがある。就労準備事業も行っているが、同じくコロナ禍の影響を受け、昨年度と比べて活動できない状況となっている。本人の自立のためには就労指導をしていく必要があるので、就労支援員のみだけでなく、担当のケースワーカー含めて対応していきたい。

Q：コロナ禍の中でうまく就労支援が進まないのであれば、例えば、奉仕活動などに従事してもらい次の就労につなげるなどの対応を行政としてできないか。

A：就労がすぐにできない場合に、社会活動に従事することで最終的に就労につながっていくということであれば、そういう対応をすることも考えられるかと思う。

(意見)：そのようなことが求められる状況になった際には対応することも検討してほしい。

Q：生活保護費について、不正受給に対するチェック体制を構築してほしいと考える。市民からのホットラインをつくってはどうかということも一般質問で言及したが、今後の方向性としてそのような考えはあるか。

A：専用のホットラインで、一番難しいのは、本人が生活保護受給者かどうか、また調べた内容について回答することもできないので、通報者に対して十分な対応が取れないところが課題である。

Q：実際にホットラインを設けている先進自治体もあるので、事例も確認してほしい。また、通報を受け付けたということだけでも通報者への対応にはなると考える。市民からのホットライン等を構築することが不正受給の抑止力になると考えるのでぜひ検討してほしいがどうか。

A：現在も市民から通報があった場合にはケースワーカーが状況確認し、不適切なことがあれば対応している。先進自治体の事例も参考にしていきたい。

(意見)：不正受給によって、本当に保護が必要な受給者まで疑われてしまうということも聞くので、市がしっかりチェックしているという姿勢を見せることが大切だと考える。そのために様々なチェック体制を築いていただきたい。

Q：不正受給にかかる市民からの通報件数は把握しているか。

A：通報の件数については総数として把握しているというより、個別のケース記録の中で把握している。感覚としてここ数年の間で増加している実感はない。

《 歳出第3款民生費 第4項災害救助費 》

《 歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費 》

《 歳出第3款民生費 第6項介護保険費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 》

働く世代の健康づくり支援事業費、健康づくり市民協働業費について

Q：事業所における健康づくり事業の効果について検証しているか。

A：イベントを実施する際に、参加者にアンケートを行っている。また、事業所には、若い人に関心をもってもらえるように、参加者数を尋ねたり、参加者の反応を確認している。

Q：健康ボランティア「ステキ健康サポーター」活動について、特に参加者に対する効果はどのようなものか。また、ステキ健康サポーターのスキル向上についてどのように考えているか。

A：参加者への効果については、最初はウォーキングでも後ろの方を歩いていた方が、今では先頭になって歩いてもらっているなどの声を聞いている。本年度、屋外で行う新しい事業を予定しており同様に効果等を確認していきたい。また、ステキ健康サポーターについては、養成講座終了後も活動内容について毎月役員と職員との定例会等で検証を行っている。スキルアップについては、年2回必ずサポーターを集めてスキル向上に努めている。今後もより良い活動ができるよう支援していきたい。

Q：今後の事業展開について教えてほしい。

A：ステキ健康サポーター活動については、現在15箇所の比較的大きな公園で実施しているが、他にも健康器具が設置されている公園もあるので、都市整備部とも連携し、今秋に新しい事業を実施予定である。

(意見)：ステキ健康サポーターが高圧的では参加者も委縮してしまうので、そういったところを注視しながら、また、新しい人がステキ健康サポーターになれるような環境を今後も作ってほしい。

Q：ステキ健康サポーター活動の目的は健康寿命の延伸だと考えるが、健康寿命の経年的な数字はあるのか。

A：平成30年の本市の男性の平均寿命が81.7歳、健康寿命が79.1歳、女性の平均寿命が86.4歳、健康寿命が80.6歳となっている。やはり平均寿命と健康寿命に差があるので、この差をできるだけ縮めていきたいという思いで取り組んでいる。

Q：本市では地域包括ケアや介護施設の整備が進んでいるが、それよりも予防医療を行うことで健康寿命が延びれば医療機関の負担や医療費が減少し、結果的に重篤な患者に医療機関が素早く対応できるまちになると考えるがどうか。

A：四日市市総合計画でも健康寿命の延伸、在宅医療、生きがいつくり、認知症対応を大きな柱とし、それに基づいた施策をスタートしている。健康寿命の延伸が生きがいにもつながるし、結果として医療費削減にも貢献すると考えているので、これらの施策について目標を持って進めていきたい。

健康増進事業費について

Q：三重北勢健康増進センターで実施されている健康づくり教室の効果についてどのように分析しているか。

A：各教室でその都度アンケートを行っている。その中で、症状に合わせて指導してもらって良かったなどの意見もあり今後も引き続き効果の検証を行いながら次年度の教室の構成等も考えていきたい。

Q：運動器具の利用やプールの活用はどのような状況か。

A：プール、トレーニングジムなど、障害者も使用できるような施設や器具があるので、教室の中でそうした器具等の使い方指導なども行っている。

Q：障害者のデイサービス施設との連携についてはどのようなになっているか。

A：障害者相談支援センターや障害者が利用する施設に教室案内のメールを配信するなどの周知を行っている。

検診事業費について

Q：乳がん検診・子宮頸がん検診について、発見後の状況について把握しているか。

A：検診によってがんが発見された場合、国の指針でも精密検査後の結果を確認するようにとのことなので、本人に状況を確認し国に報告している。

Q：特に子宮頸がんについてはワクチンと検診があるが、効果に関する研究や調査を行っているか。

A：毎年関係学会に職員が参加したり、産婦人科医とも定期的に協議しているので、そういった中で情報収集している。

Q：子宮頸がんについて、国からは検診もワクチンも両方推進されているが、ワクチンについては副反応の問題もある。他の病種にかかるワクチンについても副反応の有無等について把握してほしいと考えるがどうか。

A：指摘いただいた点は重要なことだと考えているので、情報収集に努めていきたい。

《 歳出第4款衛生費 第3項保健所費 》

《 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 》

《 国民健康保険特別会計 》

《 介護保険特別会計 》

《 後期高齢者医療特別会計 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

健康福祉部全般について

Q：昨年度において、どのような部分にコロナ禍の影響が出ているか。

A：保健所業務はもとより、健康福祉部で、当初に影響を受けたのは市民からの相談対応である。例えば社会福祉協議会に対応している緊急小口資金にかかる相談が増加した。その後、保護課で行っている住居確保給付金等の相談が増加した。また、最近ではコロナ禍によって収入に影響が出たことによる国民健康保険、介護保険の保険料支払いについての相談も増加している。生活保護件数自体は急激に伸びているということではないが、リーマンショックの際は時期がずれて増加しており予断を許さない状況である。

【教育委員会・経過】

《 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 》

途切れのない指導・支援事業費について

Q：Q-U調査について、最終的にどのような形で学校から報告されるのか。

A：1学期、2学期それぞれの結果報告を受ける。また、学校から研修の要望があれば、その学校のデータを中心として課題点等を伝えるなどし、学校における全体研修、学年研修に生かせるようにしている。

Q：各校での特徴的なケースや対応後の変化等については、全校で共有されているか。

A：各校と教育委員会で共有している。

Q：昨年度の論点整理シート（途切れのない指導・支援事業費）にも記載したが、いじめ相談については、知っている先生には直接相談がしづらいということもある。本年度予算にはLINEによるいじめ相談の調査費用が計上されているが、現在の状況を教えてほしい。

A：LINEでのいじめ相談については、三重県が取り組んでいるので、情報交換を行っている。また、他の方法についても、他県の取り組みを参考にしながら検討している。今後、コロナの状況が許せば先進地視察等を行い研究していきたい。

Q：来年度4月からは何らかの新しいいじめ相談窓口が設置されていると思ってよいか。

A：来年度4月に実施できるかはわからないが、研究内容や今後の考え方については説明できると考えている。

(意見)：いじめ相談対応は大きな課題であり、年々件数が増えてきていると思うのでし

っかり準備をして進めてもらいたい。

四日市市いじめ問題調査対策委員会について

Q：いじめ問題調査対策委員会はどのように活用されているのか。

A：いじめ問題調査対策委員会では、原則年度当初及び年度末に、本市が行なったいじめ対応や各学校のいじめ件数の状況等について指導、助言をもらったり、対応が困難な事案が発生した時は臨時で集まってもらい同じく指導、助言をもらっている。学識経験者、弁護士、臨床心理士、学校医療関係者で構成されているので、様々な角度から意見、助言をもらう必要がある場合は臨時で開催したいと考えている。

Q：この委員会にどのような調査権限があり、いじめが発生した際にどのような流れで調査されるのか。

A：いじめで、生命、財産に関わる事例があれば、当然内容に踏み込んで事実を調査していただく。また、懸案事項についても相談し当委員会で調査してもらうこともある。当委員会の調査結果に対して、保護者側から疑義が生じれば、市長部局に設置される別の第三者委員会で再調査するという仕組みになっている。

(意見)：委員は名誉職というわけではないので、権限に見合った報酬を与え、より責任のある活動ができるよう見直してほしい。

学校プール運営委託費について

Q：学校プール運営委託費について、現在の課題と今後の方向性についてどのように考えているか。

A：プール開放は、PTAが事業を受託しているという現状であり、学校数を増やすのは難しく、監視員を募集しても夏の時期は人材不足で集まらない。また、監視業務に対して報酬を出すことになると警備業法に関わるので法律的な課題もある。他の事業メニューも加えるなど学校の夏休み全体をとらえた過ごし方を検討していきたい。

Q：学校のプールで泳ぐことは小学生の頃にしかできない体験であり、各学校にあるプールを使わない手はないので、学校プールを開放する、活かす方法を考え、予算をつけるべきと考えるがどうか。

A：平成29年度に保護者に対して同事業のあり方に関するアンケート調査を行った際には、回答の6割が学校のプール開放を継続したいとの回答だった。一方でPTAがプール監視を行っている今の体制では継続は難しいとの声もあった。課題はプール監視による安全対策であるが、人員不足に対する解決策は見つかっていない状況である。

Q：PTAが無償ボランティアで行うことがネックになっているなら、プール運営を市の業務として捉え、その期間だけプール監視の人材を雇うなどを考えられないのか。また、複数校の児童を1つの学校のプールに集めるなど、プール監視の人員不足を解決する方法を検討する必要があるのではないか。

A：民間委託も検討したが、警備業法における資格を持ってプールの監視業務を行える業者が本市になかった。また、四日市水泳協会とも協議したが、夏休みの時期は民間のプールに人手が割かれるため協力が難しいとの話もあった。プール監視の専門知識を持った人材の確保が一番の課題である。

(意見)：プール設備を有効に使えるよう方法を考えるべきである。

【議員間討議 (学校プール運営委託費)】

Q：過去の事故が契機となって小学校のプール開放が縮小されたということか。

A：事故が発生した平成29年当時は37校中31校でプール開放を行っていたが、事故後本市でも安全対策について検討したうえで各学校のPTAに継続について選択してもらい、結果的に現時点で4校が実施している。

Q：プール開放している4校に他校の児童を入れることは難しいのか。

A：プール開放はその学校に通う児童が対象なので、他の学校の児童は入れない。

(意見)：各学校にプール施設があるのでプール開放は、安全第一を踏まえ実施してほしい。

(意見)：子供が水に親しめる機会が減少しているのでプールを開放してもらえれば子供にとっても楽しむだけでなく水の怖さを学ぶ貴重な体験になると思うが、安全対策を講じることが大前提である。

(意見)：できれば開放してあげてほしいが、安全確保ができていない状態で事故が起こり、やっぱりやらなければ良かったということになってはならない。監視当番に当たる保護者の中には、事故が起こった場合のことを考えると怖くてできないという方もいる。そうした保護者の心配を取り除ける体制を作ることや、専門知識を持った人を監視体制に組み入れる中で行うなどを検討してほしい。

(意見)：プール監視に関わる保護者は救命講習を受ける必要があるが、強制できない。学校から講習を受けるよう言われても参加しない人もいる。そういう人は受付をやってもらうなどPTAの中でもやりくりしてもらっているが、慢性的に監視員の確保が難しいこと、PTAの負担や不安を考えると廃止としても良いのではないか。

学校業務サポート事業費について

Q：教員については、非常勤講師も含めると不足していると考えますが、学校業務アシスタントを今後増やしていく方針なのか。

A：現状、学校業務アシスタントは市雇用1名、県雇用1名の2名が各学校に配置されている。現状は印刷の補助等が主な業務であるので、担ってもらう業務の拡大についても考えていきたいが、現状はこの2名の効果的な活用を考えていきたい。また、現場の教員から、もう少し長い時間勤務してほしいとの声があるが、学校業務アシスタントの中には長時間勤務となると対応が難しい方もいるので実態に応じた形で検討していきたい。

Q：部活動協力員の業務内容について教えてほしい。

A：部活動協力員は現在小規模校に配置している。従来は顧問の教員が公務等で不在の際は部活動を中止していたが、顧問の代わりに部活動協力員が入ることによって部活動を実施できる。役割としては安全に部活動を行えるよう見守ることが第一であり、一つのクラブを専属で見るということではない。人選についてはスポーツ指導経験者など、ふさわしい方を選んでいく。

Q：小中規模校を中心に部活動数が減っていく状況にあると聞くが、その原因は指導者

がないからか。

A：専門の指導者がいないからということではなく、その部活動に生徒が入ってくる見込みがない、その学校の教員数を考えた時に物理的に対応が可能なのかということなど、単年だけでなく数年を見越して各学校が判断している。

Q：部活動協力員であっても、より専門的な指導者を採用することで生徒の競技力が向上すると思うので、そういった視点で考えるべきではないか。

A：今年度から中規模、大規模校でより専門的な技術指導を行う部活動指導員を配置している。今年度については3人の配置となっているが、今後この部活動指導員をどう活用していくか検討していきたい。

(意見)：部活動指導員については導入できる学校から配置してほしい。地域には各種目について専門的にやってきた人がいるので、学校外の方にも入ってもらって子供たちの充実した部活動に寄与していただきたい。また、学校の部活動の中にやりたい種目がない場合、それをどう担保していくかが課題と考える。例えば、校外のスポーツ活動も部活動として認めていくようなことも踏まえて部活動のあり方検討委員会で議論してほしい。

Q：コロナ禍、近年の夏場における気温上昇により、多くの高校では部活動が制限されている状況もある中、安全衛生面から学校の仕組みを根本的に考え直すことは検討しているか。

A：熱中症の影響で学校における教育活動が制限されていることは確かにある。ただ、年間を通して授業数を確保し、様々な活動をしていくという考え方が根本にある。熱中症については、2年前に対応マニュアルを作り、学校、保護者、そして子供たちに教育をした上で、様々な活動ができるようにという考えのもと、活動時間帯を変える、運動のレベルを下げる、場所を変えるなどの対応をしてきた。当面はそういった状況を見ながら活動していく方針であり、今できる範囲で子供たちの安全に配慮し、効果的な教育活動を行っていきたい。

Q：国の政策を待つのではなく本市独自で子供たちを見守っていくということを根本的に考えていく必要があると考えるがどうか。

A：例えば夏休みや冬休みの期間については、市の教育委員会に権限が与えられているので、コロナ禍、熱中症対策、また夏休みに行う大規模改修工事のスケジュールについても勘案し、何が子供にとって最善なのかをこれからも考えていく。

Q：学校業務サポート事業によって教員に時間ができたならば、その時間を何に活用したのかについても報告が必要である。例えば事業の効果として、研修を受ける時間がどれだけできて、それにより教員の資質が向上したなど、各学校で効果の把握を行うよう指示、指導してほしいと考えるがどうか。

A：教材研究、学習ノートの確認など、教員が本来やらなければならないことに時間を使えるよう学校業務アシスタントを導入しているが、教員自身がなぜ学校業務アシスタントが導入されたかを理解することは大切であるし、学校もこの事業の結果どういう成果があったのかを把握することは必要だと考える。

(意見)：学校業務アシスタントについては、一旦学校に渡してしまうと教育委員会からその活用について指示が出しづらくなることを懸念する。税金を投入している以上、

活用に関する方針の決定については教育委員会に権限があるということを学校との間で確認しておく必要がある。

教員の時間外勤務について

Q：教員の時間外勤務について、時間外勤務の削減を意識するあまり、社会教育活動やボランティア活動がやりづらい風潮があるとの話を聞くがどうか。

A：社会教育活動への参加は勤務時間としてカウントしていない。教員の社会的立場からも、積極的に社会教育活動等を行い、貢献すべきだと考える。

(意見)：そういった考え方を各学校に改めて周知してほしい。

四日市版コミュニティスクールについて

Q：四日市版コミュニティスクールを進めていく上では、地域と学校の信頼関係が重要だと考えるが、教員の地域への関わり方についての苦情を聞く。地域と教員の中で相互理解を深めるべきだと思うがどうか。

A：地域とともに教育活動を作っていくためにコミュニティスクールがあるので、そういう事例があれば状況を確認していく。

≪ 歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費 ≫

学校給食管理運営費について

Q：昨年度末にコロナ禍の影響で小学校が休校となったが、その際の食材についてはどうなったか。

A：昨年度 3 月分の給食食材については、本市が休校とするまでの期間を 4 日間設けたため、廃棄にならなかった。また、購入を中止した業者には、令和 2 年度の補正予算による学校給食費返還等事業費で補填した。

Q：休校中の給食調理員の人件費は支払われたのか。

A：昨年度 3 月の臨時休業の際に、雇用保障ということで学校の他の業務に携わってもらったので、その部分については支払った。

Q：なかよし給食の効果検証は行っているか。

A：なかよし給食は現状、平成 14 年から三重北小学校、八郷西小学校で、平成 16 年から小山田小学校、高花平小学校で実施している。実施状況については各学校から聞き取り、課題の洗い出し等を行っているが、大きな課題があるとの認識はない。

Q：なかよし給食を実施している学校では今後も継続していくのか。

A：そのように考えている。

Q：高花平小学校は改築時期であるが、そういった時期になかよし給食の継続について検討しないのか。

A：なかよし給食は、行財政改革の一環として取り組んできたことでもあるので、継続の方向で考えている。

Q：なかよし給食によってコスト面での効果があるならば、今後建て替えのタイミングで広めていくのか。

A：なかよし給食を広げる具体的な議論はしていない。

(意見)：なかよし給食については、考え方に統一性が必要である。同じ給食費を払っているのに一方ではなかよし給食で、一方では自校調理に分かれている。学校の建て替え時期などのタイミングでなかよし給食を継続するのかどうか検討すべきである。また、なかよし給食が良い制度というならば、市内全小学校で行っていくべきであるのに現状は4校でしかやっていないということも含めて考えるべきである。

Q：上記意見を受け止め、しっかりとした検討、報告をお願いしたいがどうか。

A：なかよし給食は行政コストの合理化の中で始めた経緯もある。また、2つの学校の児童数が少なく、学校間の距離が短いという条件に合致する学校で始めた。その際に何度も学校間を食缶で運び、給食の温度や品質等について検証したうえで地元のPTAに理解いただけるよう努力もしてきた。従前どおりの給食を提供でき、人件費の面で一定の効果があるということで現在まで続けているが、今回指摘いただいたということで、再度、なかよし給食の資料を作成し示したい。

Q：主要施策実績報告書P212にあるように、学校給食での地場産物の使用割合の目標を26品目以上としているが、実績としては14品目(30年度17品目)である。コーディネーターの役割や必要性について検討するなど、今後の考え方を教えてほしい。

A：品目数については増加していないが、中身は変わっている。その年によって作付の問題があったり、給食の提供時期と収穫できる時期の不一致などの課題があって、なかなか品数は増えていないが、生産出荷の情報と献立の情報について、農水振興課とも連携して進めていくのが望ましいと考える。生産者の意見も聞きながら、多くの地場産物を給食に使用できるよう検討していきたい。

Q：生産者との調整はコーディネーターが担っている部分であるが、そこが機能しているのか分かりづらい。例えば教育委員会とコーディネーターの間で意見交換は行われているのか。

A：情報交換は行っているが、農産物ということもあり、先を見越した調整が難しいという課題がある。使用品目数の拡大に向けて先を見越した取り組みが必要になるので、長期的な視点を持って取り組んでいきたい。

(意見)：主要施策実績報告書では品目数を指標としているが、今後は使用食材に対する地場産物の重量割合も記載するなど表記方法についても検討してほしい。

(意見)：作付等の課題も考えると、主要施策実績報告書の指標や目標についても品目数ではなく、給食に使用した地場産物の重量ベースや金額ベースにするなどを検討すべきだと考える。

Q：給食調理業務委託費について、市の調理員による調理と委託調理の場合で1校あたりどの程度のコスト差があるのか。

A：令和2年度に委託を開始した小学校の年間人件費(想定)を例に示すと、市直営で行った場合の人件費は年間約2340万円となる。一方で、委託の場合について、人件費を計算すると約2220万円となる。よって同小学校に関しては、委託することによって約120万円コスト減となる。

Q：給食の委託調理について、今後どのような方針で行っていくのか。

A：大きな考え方としては、市調理員の退職状況とパート調理員の雇用状況の中で進めてきた。給食パート調理員の人員確保が難しい状況なので給食が実施できないことが

ないように、職員の配置を考え、令和2年度は委託を増やしている。今後も市調理員の退職の状況等を見ながら委託を増やしていくか考えていきたい。

Q：今まで市調理員で対応してきた学校が委託調理となる場合に、現場の調理員が委託先に移る場合は、その際の給与は委託先の基準となるのか。

A：委託先事業者が本市雇用のパート調理員をそのまま引き継ぐ場合、賃金単価について配慮してもらう場合もあるが、その辺りは雇用者と調理員の話し合いとなる。

≪ 歳出第10款教育費 第2項小学校費、第3項中学校費 ≫

小中学校における空調設備の整備と運用について

Q：小中学校における空調設備の整備と運用について、導入可能性調査を行っていくとあるが、それぞれの教室の実態も含めての調査ということか。

A：授業のコマ数、使用頻度等を加味し対象の教室を選定していきたいと考えている。

Q：文科省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2020.8.6ver3」が出されているが、本市独自のマニュアルを作る予定はあるか。

A：文科省から出された指針が本市にも当てはまると考えている。今後状況によっては検討するが、基本的には文科省の指針に沿って運用していきたい。また、各学校の状況をしっかり把握したうえで、必要な施策等については通知等で迅速に学校に示していきたい。

Q：今夏の学校における熱中症の発生件数について教えてほしい。

A：本年度に熱中症で救急搬送された件数は中学校6件で小学校は0件である。件数は昨年度に比べかなり少ないが、これは7月に気温が上がらなかったことや、コロナ禍で教育活動に制限が加えられたことが影響していると考えている。

(意見)：子供たちが熱中症にならないよう、登下校の環境など実態に即した対応をお願いしたい。

Q：「四日市市立小中学校空調設備運用指針」はどのような方々が作成しているか。

A：教育施設課の技師、学校教育課の保健担当職員のほか学校薬剤師、学校にも意見を聞き作成している。

(意見)：国の指針を待っているのは遅いので、他のところからも情報、知識を取り入れて四日市独自の熱中症対策、コロナ禍にかかる衛生管理マニュアルの作成を検討してほしい。

Q：例えば教室のエアコン温度なども担任が気づけばその都度上げ下げしてもいいと思っている。あらかじめ決めたことに拘わることなく、状況に応じて対応できるよう現場に裁量を与えてほしい。

A：コロナ禍の対策と熱中症対策両方の観点を持つ必要がある中で、バランスを取った対応をするよう各学校に改めて通知している。

新型コロナウイルス感染症拡大による授業等への影響について

Q：コロナ禍の影響によって学校が休校となったが、授業がどれくらい遅れたのか、またその遅れをどうカバーしていくのか。

A：夏休み、冬休みの短縮により、現在7日間の授業日数不足となっている。行事の精

選や重点化を行い、9月以降に遅れた部分を補完できると考えている。

Q：Y E F 講師について、コロナ禍の影響はあったのか。

A：本市で勤務していたY E F 講師については本国に帰国できているが、今年度来日予定であった5名が来ていない状況である。この部分については他の委託事業者に委託をし補填、対応している。

《 歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 》

文化財維持管理事業費について

Q：旧四郷村役場の活用事業について、適切な時期に適切な予算投資をしてきちんと事業をやっていく必要がある。今後の文化財活用についてどのように考えているか。

A：文化財については保存だけでなくまちづくりの視点で活用していくことが可能になっている。旧四郷村役場は来年築 100 年なので、地元保存会とどのような事業を行うか協議している。文化財の活用については、本市で文化財保存活用地域計画を策定中である。これは指定文化財、未指定文化財の区別なく、地域にどのような文化財があるのかをリストアップし、どう活用していくかをまとめるものであり、地域の意見を聞きながら策定していきたい。

(意見)：地域に埋もれている歴史的価値のある文化財の掘り起こしについては地域とも連携して進めてほしい。

ユネスコ無形文化遺産普及促進事業費について

Q：鳥出神社の鯨船行事継承マニュアルについて、貴重な文化遺産として継承されるために作成することなので、配布先を広げることや、地元が行っている活動もあるので、そういった内容も記載するなどして良いものにしてほしい。

A：今後もできる限り支援していきたい。

昨年度の政策提言事項「文化財関連事業の見直し」について

Q：昨年度の提言事項である文化財関連事業の見直しについて、本年8月21日開催された決算常任委員会で提言に対する対応が示されたが、その中で「3部局で協力して、庁内調整を図った後、令和2年度中には方向性を示すという考え方が示された」とある。現状の進捗状況を教えてほしい。

A：市民文化部が作成している地域団体への助成制度のしおりに文化財関連の補助金についても掲載しているので、市民から問い合わせがあれば、そちらを案内している。

また、補助金の一本化については難しいと考えており、社会教育・文化財課、文化振興課の統合も念頭に入れ、組織の見直しの検討を行なっている。

(意見)：提言に対する方向性が示された後に、必要であれば関連予算の拡充もすべきだと考える。

図書館資料整備費について

Q：市立図書館における図書資料数について、昨年度の受入冊数が17,825冊、払出冊数は14,857冊で約3,000冊増えているが、図書資料の保管場所については充足しているのか。

A：保管場所は足りていない状況である。今後も図書資料の除籍も考えながら対応していきたい。

《 その他 》

決算常任委員会部局別資料P10「主要課題及び今後の方針」について

Q：決算常任委員会の部局別資料P10に「主要課題及び今後の方針」があり5項目が挙げられているが、それぞれ対応していけるのか。

A：1項目目の一人一台タブレット、普通学級全クラスの電子黒板機能付きプロジェクタの整備については、今年度8月緊急議会において予算化しているので、本年度中に実現していく。2項目目の中学校におけるYEFの増員、小学校における英語指導体制の強化については、本年度もこの方向で予算を計上している。本市の特長的な教育であるのでしっかり取り組む。3項目目の中学校給食センターについては、計画どおり令和5年4月の供用開始を目指す。4項目目の不登校児童生徒対策については、記載の内容について進めてきているところなので、今後も着実に実施していく。5項目目についても本年度予算措置を行っている。引き続き考え方を示しながらしっかりと対応していきたい。

【結果】

以上の経過により、議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定における当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項については、論点整理シートのとおりです。これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和2年8月定例月議会 決算常任委員会教育民生分科会)

No. 2

事業名	公立保育園、幼稚園、認定こども園の施設整備（工事・修繕）について	
事業概要	各園から要望される園舎等の工事・修繕を行うもの。	
	決算額	保育所整備事業費（款3 民生費 項2 児童福祉費）：182,893,760 円 保育所管理運営費（款3 民生費 項2 児童福祉費）：315,784,379 円 施設整備事業費（款10 教育費 項4 幼稚園費）：88,900,056 円 園管理運営費（款10 教育費 項4 幼稚園費）：172,739,596 円 の一部

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

Q：公立保育園等の施設整備について、トイレ改修工事、雨漏り、シロアリ駆除、水道管の漏水などが、未対応になっているが何年も放置しておいていいのか。

A：担当が現場を訪問して状況を確認している。その中で、緊急性があるかどうかについては、園長と担当で協議し、場合によっては本市の営繕工務課、教育施設課とも相談しながら進めている。ただ、結果として内容によってはすぐに応えられていない部分がある。今後はできる限り少しでも多く対応できるようにしていきたい。なお、資料に上がっている要望以外に緊急を要する工事については別途執行している。

Q：状況把握はしているというが、例えば水道管の漏えいを長期間放置してしまうと水道代も無駄になる。こういった考え方なのか。

A：例えば八郷西保育園の水道管の漏れについては、トイレ、手洗い場等を点検しても異常ないが、水道メーターを確認すると異常が出ているといった原因不明な案件であるので現状対応できていない。全体を通して考えると、職員の不足や予算の問題等もあるが、対応できるように検討したい。

Q：予算の問題というが、不用額が計上されているのではないかと。それを流用するなど対応できないのか。

A：予算の問題というよりも、その予算を執行していく職員の不足という部分がある。ここ数年、保育幼稚園課を含めたこども未来部の事務的な業務量が増えている。そういう部分を含め検討する必要がある。

Q：それは誰に責任があるのか。人員配置に係る権限は誰にあるのか。

A：誰の責任かという答弁はなかなか難しいが、例えば、学童保育に係る業務が多忙であった折には市全体として人員配置について配慮してもらった。また、児童虐待防止対応のため、家庭

児童相談室からこども家庭課に増強してもらった。そういったことを考えると今回のような施設修繕対応に係る体制強化を全市的に検討していく必要があると考える。

Q：一番の問題は、毎年各園から出されている要望に対して、それがどういった状況になっているか把握するための経年的な資料がないことだと推測するが、実際にそういった資料を整備しているのか。

A：一覧表にしたのは今回が初めてである。

Q：要望への対応状況が経年的にわかるデータが残っていれば、例えば課長が異動しても把握できるので、そういったところをしっかりと管理していかないと魅力ある施設整備にはならない。今後どうしていくかを示してほしい。また、現場に赴き要望箇所を確認しているとのことだが、各園から出された要望について、毎年各園を回って確認しているのか。

A：近年はアセットマネジメント工事、こども園整備工事が集中しており、例えば昨年度は要望があった全園までは回れていない状況である。今年度については、例年以上に各園を訪問し、過去の経緯についても情報を整理しているが、園との調整がスムーズにいくように、また、園の要望に少しでも対応できるようにしていきたい。

Q：ある園からは今年初めて現地確認してもらったという話も聞く。あまりにも巨額な修繕要望などは別にして、要望が出てきてから何年以内には対応するなどの基準を持ち計画的に対応してもらいたいと思うがどうか。

A：園からの要望は精査を行った上で、対応できるものは何年以内に行うのかという一定の目安を示すのも大切だと考える。そういったことも含めて課題であると認識しているのでしっかりと検討していきたい。

(意見)：園児に影響が出るようなものについてはすぐにやってもらい必要がある。それができていないと「何年たっても対応してもらえない」という保護者の声になるので肝に銘じてほしい。

Q：幼稚園費に係る施設整備事業費の不用額はどの程度か。

A：アセットマネジメント工事の約1000万円であり入札差金によるものである。

(意見)：四日市市PTA連絡協議会や園長会の要望として園ホールへのエアコン設置が挙げられているのだから、不用額をこれらに充当できたのではないかと。園ホールへのエアコン設置に関して、要望書が出ていると思うので、その資料を出してほしい。そうした要望書に対してこども未来部がどう対応したかが重要であるが、長年出ている要望は放置され、逆に不用額が出ているということでは、決算資料にある市民ニーズを踏まえた保育サービスを提供したということにはならない。全体会で議論したい。

2. 議員間討議によって出された意見

(意見)：不用額も出ている中で対応がなされていないことを勘案すると、決算として不十分なのでその部分について議論し来期の予算につなげるべき。

(意見)：園からの要望には軽微なものもあるので、こども未来部に営繕係のような部署があれば、現場確認の際に対応できるのではないかと。そういったことも含めて予算拡大すべき。

(意見)：園からの要望の資料を見る限りではどれだけの予算が必要かわからないので、そういった部分を示してほしい。また、過去から対応できていないというのは問題だと考える。園児の安全が第一という観点で予算拡大すべき。また、職員数の不足が原因なのであれば、職員配置を見直す必要もあると考える。

(意見)：組織の効率化についても検討する必要があると考える。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

③拡大：6

⑤その他：1

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

①予算措置について

所管部分の予算において不用額が出ている中、保育及び教育施設に係る施設整備（工事・修繕）について、対応が十分になされていないと判断される。来期に向けては、十分な予算を確保すべきではないか。

②保育及び教育現場等からのニーズについて

保育及び教育現場等から施設整備（工事・修繕）に係る要望が出されているが、現場のニーズに即した対応が必要ではないか。

③業務の実施体制について

今後、保育及び教育現場等からのニーズに対応するに当たり、予算措置に加えて業務の実施体制を整える必要がある。実情を確認の上、体制整備等を検討すべきではないか。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和2年8月定例会月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第25号

令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）について

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 ▶

新型コロナウイルス感染症関連経費、学童保育事業費について

Q: 学童保育所が複数施設を運営している場合に、一括で交付申請を行うことは可能か。

A: 今回の国の2次補正については、施設単位での申請が必要である。

Q: こども未来部が学童保育所の現場の様子を一番把握していると思うので、きめ細やかに相談に応じながら上手く国の予算を活用できるよう支援してもらいたいがどうか。

A: 今回の補正にあたっては、6月末から7月にかけて市内の全学童保育所を訪問し、対象となる経費等について説明するなど丁寧な支援を行ってきた。引き続き、有効に活用してもらえよう取り組んでいきたい。

第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第10款教育費 第2項小学校費 ▶

◀ 歳出第10款教育費 第3項中学校費 ▶

第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ▶

◀ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ▶

個室化改修等事業の改修内容、歯科医療センターにおける口腔外バキュームの更新にかかる事実確認の質疑が行われた。

第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第26号

令和2年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

介護保険認定調査業務委託費について

Q：前回プロポーザルを行ったが参加がなかったため再度実施することだが、参加業者の見込みはあるか。

A：調査・検討を行う中で、プロポーザル参加の見込みが立ったため今回補正予算を上程した。

Q：要介護認定にかかる変更申請と更新申請はどう違うか。

A：介護保険の認定申請については、新規申請、変更申請、更新申請があるが、変更申請は現在介護度があり、状態の変化により介護度の変更が必要な方が行うものである。更新申請は介護度の認定申請期間が切れる前に申請してもらうものである。

(意見)：介護認定調査員の質のばらつきが指摘されることがあるので、今後プロポーザルを行う中で、認定の公平性が担保されるよう提案の中身をしっかりと確認し業者を選定してほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和2年12月定例月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第68号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第8号）について 【こども未来部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

ひとり親世帯臨時特別給付金事業費・事務費、四日市市ひとり親世帯臨時特別給付金事業費・事務費について

※今回の給付対象者を下記のとおりとする。

- ①：児童扶養手当受給者
- ②：公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方
- ④：①～③に該当しないひとり親の方

Q：6月補正の際も④の対象者数は約530人であったが、実際の申請件数は何件だったか。

A：本年11月末までの決定件数としては252件である。

Q：今回の給付申請について、締め切りはあるのか。

A：来年2月26日を締め切りとしているが、市単分については、3月中も含め柔軟な対応をしたい。

Q：市単分の給付金額算定にかかる考え方を教えてほしい。

A：市単分については児童扶養手当の受給資格はないが、ひとり親として生活に困っている家庭もあるので、それに対しても給付すべきというご意見をいただき、実際にそうした家庭に対して6月補正の際にも3万円を給付した。今回も同様の考え方で予算計上している。

(意見)：①～③への給付金額については国の金額のままなので、市独自として上乗せを検討すべきではないか。また、現在妊娠中の方に対する配慮、精査もしてほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和２年12月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 63 号（仮称）四日市市学校給食センター整備運営事業に係る特定事業契約の締結につきまして、委員からは、学校給食センターで使用する水については、井戸水であっても適切に処理した水であれば、施設に求められる水準を満たすのかとの質疑があり、理事者からは、同施設で使用する水に関しては、井戸水を水源とするものについては使用せず、上下水道局から供給される水道水を使用することとしているとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、同じ市有施設である市立四日市病院では、井戸水を水源とする水を使用しているが、学校給食センターでは水道水を水源とする水を使用する理由を確認したいとの質疑があり、理事者からは、文部科学省の定める基準について、学校給食で使用する水は、水道水を使用することが望ましいと解釈されていることから、それに沿って対応している。市立四日市病院は、災害拠点病院であり、24 時間 365 日水を絶やすことができないという面があることから、学校給食センターとは目的に違いがあるものと認識しているとの答弁がありました。

議案第 64 号 工事請負契約の締結につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました2議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和2年度第3回四日市市社会福祉協議会理事会、令和2年度第3回四日市市民生委員推薦会、令和2年度第1回四日市市障害者施策推進協議会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和2年12月定例月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）について

【健康福祉部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

自立相談支援事業費について

Q：令和2年度の相談受付件数は5737件であるが、支援・対応件数は5273件と差がある。その理由を教えてください。

A：一人の方が複数回相談を受けたのちに支援につながることもある一方で、1回の相談で一人の方が複数回の支援を受けることもあり、差が生じている。

Q：自立相談支援事業は四日市市社会福祉協議会へ委託しているが、追跡調査が行えるよう進捗状況の把握が大切と考えるが現状はどうか。

A：現在も関係機関との連携状況は確認しているが、すべてをデータとして管理しているわけではないため、ご指摘を踏まえ、確認ができるよう対応したい。

(意見)：本事業は窓口となる社会福祉協議会を通じて関係機関と連携の上、実施されているが、社会福祉協議会と本市との情報共有をはじめとする連携は事業の成否にかかわるので、しっかりと連携を図っていくことが大切である。

Q：本件は、コロナ禍で急増する生活困窮者への相談支援に対応するため人員増強を行うものであるが、人員確保の見込みは立っているのか。

A：人員確保できる見込みである。

(意見)：生活困窮者支援という非常に重要な業務であるため、市民の声をしっかりと受け止められるような体制が整備されることを要望する。

《歳出第3款民生費 第6項介護保険費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費について

Q：コロナ禍における保健師の負担を減らすような支援体制について検討していることはあるか。

A：医療職はできるだけ専門業務に専念できるよう、事務的な作業は事務職に対応させており、そのために他部局から人員を動員している。今回の事業はワクチンが供給された際に早急に接種できるようあらかじめシステムを改修するものであり、事務職で対応するものである。

《歳出第4款衛生費 第3項保健所費》

犬猫避妊等手術費助成補助金について

Q：避妊と去勢の補助実績について、昨年度と比較してどの程度となっているか。

A：今年度の補助申請頭数は625頭であり、避妊403頭、去勢222頭である。また、昨年度の補助実績は293頭であり、避妊189頭、去勢104頭である。

Q：実績の中で多頭飼育に関する事例はあるのか。

A：地域で問題になっている、いわゆる地域猫に対して補助を申請されている。多頭飼育に起因するものかどうかは把握していない。

Q：動物愛護及び管理に関する法律の改正により、多頭飼育に対して踏み込んだ対応が可能となったため、本市でもその検討をすべきではないか。

A：法改正により動物の飼い主等への責務が明確化された。また、保健所として必要な助言が可能となったため、警察とも連携を図りながら多頭飼育に対する指導を行っていききたい。

(意見)：かわいさゆえに飼育頭数が増大してしまった結果、管理できずに虐待につながる可能性があるため、多頭飼育に対する支援がなされることを望む。

Q：多頭飼育に対して訪問指導等を行うことはあるのか。

A：動物愛護及び管理に関する法律では、飼い主の責務が明記されているので、その観点で保健所として訪問し指導を行うことがあるが、それでも改善されない場合は、ボランティア団体等と連携を図りながら対応している。

Q：他市ではペットの飼育に関する届出制度を設け、虚偽申告した場合には罰金を科す条例を定めているところもあるが、本市では検討しているか。

A：現状では考えていない。

(意見)：多頭飼育については地域で問題となっても対応方法がわからず、個人や自治会で活動している団体に相談することもあるため、実情を把握するためにもそうした団体と意見交換を行い、よりよい制度になるように取り組んでほしい。

第2条債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【こども未来部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

障害児通所事業費について

Q：国から示されている基本支給量(上限利用日数/月)である23日を超えた部分については市単で対応するのか。

A：その部分についても、国から2分の1、県から4分の1の事業費が充当される。

(意見)：利用者の状況をきめ細やかに確認しながら、必要な日数を提供できるようにし

てほしい。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

中学生ピロリ菌検査事業について

Q：従来からピロリ菌が胃がんの原因だとする医学的証拠が乏しいという理由で実施してこなかったが、今回その方針を変更するに至った理由を教えてください。

A：胃がん等の発症にピロリ菌がなんらかの影響を及ぼすということは従来から指摘されている。子供の将来の健康を守るために事業を実施することとしたい。

Q：中学生への検査ということで教育委員会とも連携することになるが、事業実施にあたってはどちらが主導的な立場なのか。

A：こども未来部主導である。より広く検査してもらうために教育委員会とも連携し、学校検尿の場を活用して実施することとしている。

Q：検査実施にあたっての通知文書について、胃がんは予防できるものだということがポイントなので、その部分をしっかり理解してもらえるような文章構成にしてほしい。特に来年3月に送付するハガキは紙面が限られているので、関心を持ってもらえるような構成としてほしい。また、来年4月に配布する案内文書についても文字の羅列ではなく、動機付けになるようなシンプルで分かりやすいものにしてほしい。

A：検査の趣旨を理解してもらうためにも、わかりやすく記載することは重要と考えるので十分配慮したい。

Q：ピロリ菌の除菌治療について、保険適用となる場合とならない場合の違いを教えてください。

A：症状があり治療する場合は保険適用となる。よって、今回の検査で陽性になり、除菌治療した場合は保険適用外となる。保険適用外であることが分かるように案内文書にも記載していきたい。

(意見)：ピロリ菌の影響にかかる医学的な証明は十分にされていないが、九州地方を中心にピロリ菌検査が始まって約10年になる。最近の調査では、成人の胃がん罹患率が下がっているという調査結果が出ているので、そういった部分も注視しながら、子供たちの将来の健康を守るという視点で、重要な検査であるということをしつかりと伝えながら、多くの人に受診してもらえるよう進めてほしい。

Q：一次検査で陽性の方には二次検査の案内を行うが、その案内はどのように行うのか。また、学校に検査結果が届くのか。

A：検査結果については、こども保健福祉課から個別に郵送する。一次検査で陽性の方には、二次検査の案内や、二次検査ができる医療機関のリストを同封する。学校に検査結果が届くということはない。

Q：今回の検査の数値目標はあるか。

A：受診率については100%を目指していきたい。

Q：ピロリ菌検査等にかかる国からの通達の内容については保健師が確認しているのか。

A：そのとおりである。

Q：本市の保健師については、他市と比べて多くはないと認識しているが、コロナ禍ということも含めて、保健師の人員は充足しているのか。

A：十分であるとは思っていないが、現在の人員の中で対応している。

第2条債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

新教育プログラム推進事業費について

Q：四日市版キャリアパスポートについて、小学校から中学校への引継ぎについて研究するとのことだが、そのための会議体等を設置するのか。

A：現在も「学びの一体化」ということで、保幼小中が連携する活動や会議をそれぞれの中学校区で実施しているので、その中で研究していきたい。

(意見)：小学校から中学校、中学校から高等学校という、この部分のつながりが大事であるので、その部分が途切れてしまわないようにしっかりと研究してほしい。

《歳出第10款教育費 第2項小学校費、第3項中学校費》

施設補修費について

Q：受水槽、高架水槽更新工事については、学校の断水期間が28日間とのことだが、コロナ禍であってもこの28日間が確保できれば施工可能ということか。

A：標準的な工期として、28日間断水するということであり、それ以上の日数が確保できれば施工は可能である。コロナ禍の影響で来年度の学校の夏休みが短くなった際に、どのような対応ができるか調査しており、可能な限り来年度施工する方向で検討している。

(意見)：コロナ禍であっても施設のメンテナンスは必要なので、色々な方法を考え対応してほしい。

第2条債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第51号 令和2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第53号 令和2年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和3年2月定例会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第122号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第9号）について

【健康福祉部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

自立相談支援事業費について

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和3年2月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第88号 四日市市介護保険条例の一部改正について、委員からは、今回の改正は、租税特別措置法において低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度が創設されたことによるものであるが、税法におけるこの特別控除制度の利用者数を把握しているかとの質疑があり、理事者からは、健康福祉部において、現在特に把握はしていないとの答弁がありました。

議案第89号 四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の一部改正について、及び議案第90号 四日市市指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例の一部改正について、委員からは、今回の改正によって、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスの双方で介護支援専門員の職員配置基準が「ユニットごとに1名以上」から「事業所ごとに1名以上」となるが、内容について改めて確認したいとの質疑があり、理事者からは、今までは事業所のユニットごとに介護支援専門員を配置する必要があったが、今回の改正によって基準が緩和され、事業所単位で1名以上配置すればよいこととなったとの答弁がありました。

議案第 91 号 四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、及び議案第 92 号 四日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 93 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について、委員からは、令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得課税の見直しによって、被保険者が納める保険料は変わるようになるのかとの質疑があり、理事者からは、給与所得控除、公的年金等控除について 10 万円引き下げられるが、一方で基礎控除が 10 万円引き上げられるため、単身世帯については実質的に影響はない。ただし、複数世帯では影響が出る可能性があるため被保険者に不利益が生じないように改正を行うものであるとの答弁がありました。

議案第 94 号 四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 95 号 四日市市興行場法施行条例の一部改正について、委員からは、条例改正前後の喫煙所の取り扱いについて質疑があり、理事者からは、改正前は施設の各階 1 箇所以上に設置することを前提としていたが、健康増進法の改正に伴い、今回条例を改正し、喫煙所を設置する場合には、一定

の基準等にのっとり喫煙所を設置することになるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、実情に鑑み、施設に1箇所は喫煙所が必要と考えるが市の考え方を教えてほしいとの質疑があり、理事者からは、健康増進法では第一種施設と第二種施設があり、第二種施設となる興行場は基準を満たす喫煙所であれば設置することができる。喫煙者には、受動喫煙防止の観点から決められたところで喫煙していただくことになるとの答弁がありました。

また、委員からは、喫煙所を設置しない場合、喫煙マナーの乱れにより受動喫煙が引き起こされることも危惧されるため、そういったところにも意識を向けてもらいたいとの意見がありました。

議案第96号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員からは、保育提供終了後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする旨の規定が追加されたが、基本的な連携施設の考え方は従来どおりでいいのかとの質疑があり、理事者からは、今回の制度改正により、入所等の利用調整を行う際に家庭的保育事業者等の利用乳幼児を優先的に取り扱う措置をすでに行っている場合には、保育提供の終了後の受け皿の提供を行う連携施設の確保は不要になるとの答弁がありました。

議案第97号 四日市市立こども園条例の一部改正につい

て、ないし議案第 99 号 四日市市立保育所条例の一部改正について、議案第 108 号 四日市市奨学金条例の制定について、ないし議案第 110 号 第 8 次四日市市介護保険事業計画・第 9 次四日市市高齢者福祉計画の策定について、議案第 116 号 工事請負契約の締結について、ないし議案第 118 号 工事請負契約の締結について、議案第 120 号 四日市市障害者体育センターの指定管理者の指定について、及び議案第 131 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 20 議案については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和 2 年度第 4 回四日市市民生委員推薦会、令和 2 年度第 2 回四日市市障害者施策推進協議会、令和 2 年度第 2 回エスペランス四日市運営協議会、令和 2 年度人権施策推進懇話会及び令和 2 年度同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査期限の延期）】

教育民生常任委員会に付託されました請願第６号 四日市市に暮らす全ての子どもたちのため、公私の分け隔てなく就学前教育の充実を求めることにつきまして、当委員会の審査の経過をご報告申し上げます。

当委員会に付託された請願につきましては、紹介議員から請願趣旨説明の申し出がありました。これに対し、当委員会では、２月２５日及び３月２日に委員会を開催し、審査にあたり、紹介議員の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第６号の審査にあたっては、紹介議員からは、次のような請願趣旨の説明がなされました。

今回の請願について、請願者は、本市における公立幼稚園の存続や幼児教育のあり方を危惧し、不安感から請願を提出されたが、このコロナ禍の状況下において、請願趣旨説明については紹介議員に依頼するとのことだった。

その上で、請願事項の３歳児保育の早急な実施については、全園で行うことは不可能だとの意見もあると聞き及んでいるが、請願者の意図は、対応できる園においてできるだけ早く実施してほしいということであり、どの園で実施するかは行政、保護者をはじめとする関係者において協議の上、決定してもらえばよいという趣旨である。

また、コロナ禍において、出生数が減少すれば、数年後に公立保育園や公立幼稚園への入園者は減り、園運営が危機的状况を迎えてしまうが、こうした現状を受け止め、早急に協議願いたい。また、本市は全国に先駆けて、公立幼稚園と公立保育園の両方で幼児教育を行ってきたという長い歴史があり、このような歴史を絶やしてほしくないとの思いもある。

公立幼稚園における3歳児保育の実施にあたっては、私立幼稚園で実施している預かり保育について検討するべきと考えている。請願者からは、今後の公立幼稚園のあり方や子育ての考え方について、行政、保護者、園を含めた関係者で答えを導き出してほしいという思いをお聞きしているが、子供が地元で愛着を感じられるような教育ができれば、将来一時的に市外に出たとしても、また地元に戻って活躍してくれるという期待にも繋がると考える。

また、過去に下野幼稚園では3歳児保育を3年間試行し、大きな成果があったが、当時の状況においては、全市的に広まらなかった経緯がある。もし全市的に実施されていれば、公立幼稚園の現状はより良い状況になっていたと考える。

複数の園児がいる家庭では、それぞれの通園先が異なる場合があり、就業している保護者にとっては一番の負担になっていることや、幼児教育は低年齢児から行うことが効果的であることなどから、3歳児にとどまらず、2歳児から始めるということも含めて請願内容を理解してもらいたい。

以上のような理由から、公私立幼稚園を問わず就学前教育を充実させるとともに、公立幼稚園において3歳児保育を実施してほしいとのことでした。

次に、紹介議員に対する質疑において、委員からは、紹介議員の説明が請願者の思いならば、なぜその内容が請願文書に反映されなかったのかとの質疑があり、紹介議員からは、請願者にとっては不慣れな中で請願を提出するにあたり、象徴的に公立幼稚園での3歳児保育ということを出せば伝わりやすいのではないかと考え請願を作成されたということであるが、聞き取りの中では、まずは3歳児保育や預かり保育に係る本市の施策の流れを一旦止めて、その上で議会、行政、関係者で話し合ってもらいたいということだったとの説明がありました。

また他の委員からは、請願者への聞き取りについては、請願が提出された後に行ったのかとの質疑があり、紹介議員からは、紹介議員として趣旨説明を行うため、請願が提出された後に聞き取りを行ったとの説明がありました。

また、紹介議員からは、請願は市民から提出されるため、その意図が伝わりにくいことは過去にもあった。その中で、一番大切なのは、請願の文言だけではなく、そこに込められた請願者の思いを議会としてどこまで受け止められるかということだと考える。については、願意を酌んだ上での審査をお願いしたいとの意見がありました。

また、他の紹介議員からは、公立、私立の隔てなく、本市の子供を平等に育ててほしいということが請願の一番の願意であると捉えており、公立幼稚園で早急に3歳児保育を実施してもらいたいという要望はその趣旨に沿ったものと考ええる。ただ、いつから実施するのかなどの諸課題が全て整理されないと実現できないことから、その部分については理事

者との議論の中で確認すればよいと考えるとの意見がありました。

また委員からは、請願文書には、時代の変化とともに求められるニーズが変化している中で、施設環境と保育時間に係るニーズが満たせなくなっているとの記載がある。施設環境については今年度予算を大きく拡大して様々な修繕を行い、来年度は園の遊戯室等にエアコンが設置されるが、他にどの部分が不足しているのか。また、保育時間については、公立幼稚園での3歳児保育と同時に、長時間保育、あるいは預かり保育を行うべきという趣旨かとの質疑があり、紹介議員からは、そのとおりであり、ニーズというのは時代によって様々に変化するということだと考える。施設環境については、各園の修繕やエアコン設置を含めて、今まで議会で議論された部分が、公立幼稚園全般で遅れているという趣旨であるとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、本市の政策の方向性と請願趣旨に差異はあるかとの質疑があり、理事者からは、請願事項にあるハード・ソフト含めた就学前教育環境の充実という部分については、例えば公立幼稚園の修繕が一部行われていないという指摘を真摯に受け止め、子供の安全に関わることを優先的に対応している。また、公立幼稚園での3歳児保育に係る部分については、四日市市総合計画にあるように、認定こども園において、必要に応じて教育認定の3歳児保育を検討しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、公立幼稚園での3歳児保育については、公立幼稚園の第二次適正化計画にも関連する部分であ

るが、適正化計画に係る現場の幼稚園教諭や保護者の声は把握しているかとの質疑があり、理事者からは、公立幼稚園の園長会において、公立幼稚園の第二次適正化計画に基づき、本市としては2歳児からの幼保連携型認定こども園を3園程度設置していく旨の説明を行っている。その中で、園長会からは、幼保連携型ではなく幼稚園型の3歳児からの認定こども園を検討すべきという意見が出されている。ただ、本市としては適正化計画に沿った内容で進めたいということであり、今後も園長会と協議していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、核家族化等の影響により、家庭における保育力、教育力が低下していることから、受け皿を問わず、本市において3歳児保育は必要だと考える。そうした中で、本市の認定こども園において、現在教育認定の3歳児の在籍はあるのかとの質疑があり、理事者からは、現時点ではないとの答弁がありました。

また委員からは、本市の3歳児の中でどの園にも通園していない人数、また、本市の公立幼稚園数についての質疑があり、理事者からは、令和2年10月1日時点で、本市の3歳児は約2450人であり、そのうちどの園にも通園していない人数は約170人である。また、公立幼稚園数については、本年度時点では19園だが、来年度からは17園となる予定であるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、仮に各園で3歳児保育が行われ、通園していない約170人が通園したとすると、単純計算にはなるが、各園に10人程度しか通園しないということになり、その程度が本市の現状だと感じるとの意見がありました。

また、委員からは、個人的に保護者と接する中で感じたのは、公立幼稚園に限らず3歳児保育を望む声がとても多いこと、そして、認定こども園の内容が十分理解されていないことである。また、認定こども園化のスケジュールが不明であることが何より不安という声も聞いているとの意見がありました。

また他の委員からは、当委員会からの申し出を受け、請願の趣旨採択について現在議会で議論されているが、結論に至っていない。当請願については議会内での理解を深める中で時間をかけて考えていくべきものであり、審査期限の延期を申し出るべきと考える。なお、理事者においては当請願の願意と公立幼稚園の第二次適正化計画との整合性を考慮の上、施策を検討してほしいとの意見がありました。

また他の委員からは、紹介議員の趣旨説明において、請願文書の文面に表れていない真意が確認でき、請願文書の文面だけで判断するのは丁寧さに欠けると考えるので審査期限の延期を申し出るべきと考えるとの意見がありました。

以上の経過により、請願第6号につきましては、委員から審査期限の延期を申し出るべきとの意見があったことから、審査期限の延期を申し出ることについて諮ったところ、全会一致で審査期限の延期の申し出を行うことに決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和3年2月定例会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算

＜歳出第3款民生費 第1項社会福祉費＞

不妊治療医療費助成、不育症治療費について

Q：不妊治療の課題としては、金銭面はもちろんのこと、心身的な負担や治療時間の確保がある。こうした相談はどこで受けているのか。

A：こども保健福祉課の保健師が対応している。また、相談内容によっては県の方で不妊専門相談センターという電話相談窓口があるのでそちらを案内する。

(意見)：目に見えない負担、悩みもあるので県の窓口に速やかに繋がられるよう情報提供に努めてほしい。

(意見)：令和4年度に不妊治療の一部が保険適用される予定だが、それを踏まえて市の制度をどうしていくか、また、不育症の治療についてどう対応していくかを令和3年度中にしっかりと検討してほしい。

Q：令和3年度予算額は本年度と比較して約1200万円増額されているが、その理由は何か。

A：今までの実績額に加え、今回の制度改正で所得制限がなくなることによって対象者が増えるのでそれを見込んで増額計上している。

Q：この事業をどのように周知していくか。

A：広報よっかいち、ホームページのほか、不妊治療を行う医療機関へ今回の改正内容を伝えることにより、医療機関からも案内してもらう。

Q：不育症については、メンタル面や生活環境が関わっているので、そういった部分でも対策が必要と考えるがどうか。

A：今後国の不妊治療の見直しにあわせて不育症の治療についても検討されることなので、その動向を見極めながら不育症助成についても検討していきたい。

(意見)：生活環境が不育症の要因の一つだと指摘されているので、他部局や民間企業などいろいろなところと情報共有してもらいたい。また、不育症については知らない人も多いと思うので啓発してほしい。

＜歳出第3款民生費 第2項児童福祉費＞

子どもの貧困対策計画推進事業について

Q：アンケート調査の実施を否定するものではないが、市の実績づくりのための計画にしてはいけない。コロナ禍という未曾有の事態の真っ只中であり、貧困とは何か、幸

せとは何かを考えると食が重要であり、子ども食堂への支援や虐待防止といった直接的な施策を優先してほしい。そのため、アンケートを行うにしても、何に焦点を当てるかによって見えてくるものが変わり、幅広い視野で捉えようとしなないといけませんが、どのような調査項目を設けていくのか確認したい。

A：調査項目については、国から調査項目案が示され、プロポーザルでの提案も受けた上で決定するが、家庭での生活状況や経済状況を聞く項目を想定している。

Q：事業そのものには賛成だが、アンケート項目によっては子供の貧困が見えにくくなってしまふことが危惧される。子供への配慮が必要であり、担任に所感を記載してもらったり、自由記述欄を設けて子供の声をより詳細に把握することなど、アンケートの設問について、工夫してはどうか。

A：指摘を踏まえ、アンケートの設問について、工夫しながら対応していきたい。

(意見) 子供にとっては揺れ動く心境に陥ることも考えられるため、アンケートを実施して終わりではなく、アフターケアもしっかりと行ってほしい。プロポーザルで参加する業者のノウハウは大事であり、実績と経験が豊富な業者が参加されることを期待する。

Q：既存のデータでも子供の貧困率などは出ているので、そのデータに基づいた施策を行う方がよりよい予算の使い方だと思われるが、今回の調査は義務的なものなのか。また、国の調査項目案については、苦しみの状況把握を行うことが主目的と見受けられるが、一学年全員に調査するのであれば、例えば、将来大学に行きたい理由を問うなど、設問をさらに工夫する余地があるのではないか。

A：努力義務であるが、いただいた意見の趣旨を踏まえてさらに調査内容等を工夫していきたい。

(意見)：貧困状態にある子供たちへの支援を行うことは理解するが、そもそも貧困対策は親の生活支援が重要であり、こども未来部だけで対応できるものではない。全庁的に貧困対策をすべきだということを訴えてほしいし、その中で四日市市なりの計画を作るべきである。

(意見)：平成 26 年の子供の貧困対策に関する大綱に基づき調査が始まったが、福島市はすでに平成 28 年から調査を実施しており自治体間でも差が出てきている。本市としても今から調査をするとしても、現場への支援も積極的に実施してほしい。

児童虐待防止対策事業について

Q：令和 3 年度から市民啓発や見守りにおいて、新たに郵便局や民間企業との包括連携に関する協定を活用するとあるが、企業の社会的責任に基づき、無償で実施されることか確認したい。

A：そのとおりである。

Q：令和 2 年 4 月から 12 月までの虐待対応件数 560 件のうち、市の初動だけでは十分な対応が困難であったのは何件か。

A：統計は取っていないが、現状把握等のでき得る限りの対応に努めており、一時保護するためにこども家庭課から児童相談所に介入を求めることもある。

Q：性的虐待は犯罪であるが、令和 2 年 4 月から 12 月までに生じた性的虐待 5 件は、警

察が把握しているのか。また、被害者の子供に対するケアは行われているのか。

A：性的虐待は慎重な対応が求められる案件であり、必ず児童相談所が一元的に対応することになる。虐待対応件数の中の性的虐待件数は児童相談所に対応を委ねた後に、その後の状況確認を行った件数である。

Q：児童虐待防止対策事業の中で行われる訪問事業とはどの程度行われるのか。

A：虐待対応は家庭訪問が基本であり、情報が入れば速やかに家庭訪問し、状況を聞き取り助言している。このような市としての関わりに加え、令和3年度については、子ども食堂の運営団体等による年間600回の訪問を想定している。

Q：こんにちは赤ちゃん訪問事業とは別の事業になるのか。

A：こんにちは赤ちゃん訪問事業については、生後4か月までの子供がいる家庭を対象に家庭訪問を実施している。

Q：こんにちは赤ちゃん訪問事業の実績を確認したい。

A：年間2,400人程度の赤ちゃんが生まれるが、保健師か委託先のNPO法人のどちらかにより全ての赤ちゃんを対象に家庭訪問している。訪問した結果、支援が必要と判断すると、保健師が継続して訪問する。

Q：健診を受けていない世帯に対してアプローチは行うのか。

A：未受診の世帯には電話等で接触を図る。

Q：こんにちは赤ちゃん訪問や、健診の連絡などで接触を図ったものの、それでも連絡がつかない、健診に来ないなどの事例を個別具体的に把握し、そのデータに基づき対応を行うなど、既存の枠組みを強化していくことの方が見守り強化につながると考えるがどうか。

A：既存の仕組みを強化することは重要だと認識しており、こんにちは赤ちゃん訪問事業との連動は重篤事案に関わる重要な取組と認識している。このため、こども保健福祉課母子保健係との連携を強化するための内規を定めるなど、既存の仕組みの強化を図っている。

民間保育所整備事業について

Q：かわしま保育園とフジ保育園の両園では年齢ごとに増員枠が充てられているが、その時の状況に応じて、園の全体の中で、各年齢の定員は変更できるのか確認したい。

A：保育室の面積や保育士の人数を満たせば可能である。

Q：0～2歳児の受け入れ枠が少ないのが現状であるが、整備後の定員数を増員するに当たり、市から当該保育園に対して0～2歳児の受け入れ枠増を申し入れているのか。

A：市としては保育園側に対して、増改築を行う際は低年齢児の枠を増やしてもらうよう伝えている。

(意見)：最終的には保育園側が決めることであるが、待機児童等の問題もあるので依頼はしてほしい。

保育士等人材確保事業について

Q：公立保育園の会計年度任用職員(用務員)を各園に1名配置とあるが、この採用スケジュール等はどうか。

A：予算としては4月当初から勤務するものとして計上しているので、保育支援者としていち早く採用できるよう対応していきたい。

Q：人材については、各園で募集することになっているが、見つからなかった場合は保育幼稚園課で対処するのか。

A：まずは園で募集してもらうが、見つからなければ保育幼稚園課がハローワーク等で募集する。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

中学生ピロリ菌検査事業費について

Q：中学生ピロリ菌検査の案内チラシについて、太字で強調した箇所があるが、ピロリ菌検査の必要性を理解してもらうために、「胃・十二指腸潰瘍や胃がん等の主な原因であるピロリ菌」、「胃がんのリスクとなるピロリ菌に感染しているかどうかを確認する検査」、「胃・十二指腸潰瘍や胃がんなどの病気になる危険があります」、「ピロリ菌除去を行うことで、これらの病気を予防できると考えられている」、「特に、胃がんの予防には、若い世代で除菌することがより重要」といった文言を強調すべきと考えるがどうか。

A：指摘を踏まえ、より丁寧な案内を心掛けたい。

Q：市内の公立中学校と暁中学校及びメリノール学院中学校以外は、4月9日までに申し込む必要があるが、新学年になった直後であり、もう少し環境が落ち着くまで配慮し、期間に猶予を設けられないのか確認したい。

A：個別に検査を実施するため、スケジュールを逆算していくと4月9日までに申し込む必要がある。

(意見)：可能な範囲で対応してほしい。

Q：案内チラシの文章や強調する箇所等は何を根拠にしているのか。

A：四日市医師会との協議の上、作成しているが、強調部分等については次年度に向けて案を作り、改めて医師会と調整する。

Q：ピロリ菌検査で陽性となった場合に、治療で要する医療費はどの程度なのか。

A：一次検査の検尿と陽性となった場合に受ける二次検査の検便にかかる費用は市が費用助成する。二次検査の結果陽性となった場合の除菌の服薬は1万円程度になると聞いている。

Q：ピロリ菌除菌に要する費用は自己負担なのか。市が負担する考えはないか。

A：先々どうするかというのは検討事項と思うが、他の健診等でも治療費は自己負担になるため、本件についても自己負担が基本だと考えている。

<議員間討議（中学生ピロリ菌検査事業費について）>

・本事業は中学3年生を対象としたものだが、大人でもピロリ菌を除去することは胃がんのリスク軽減に効果があるため、全市民に対してピロリ菌検査の普及啓発を行うべきではないか。

・案内チラシの文章を見ると、子供の時しかピロリ菌除去の効果がないようにも思えるため、表現方法を工夫してはどうか。

- ・以前からまずは大人からピロリ菌検査をと訴えてきた。がんの中で予防できるがんといわれているのが胃がんと子宮頸がんであり、検査等を行うことでいずれ撲滅できる可能性があるといわれているので、幅広い世代に啓発すべきと考える。
- ・予防できるがんというエビデンスが国や医師会から出ているならいいが、そうではないなら予防できるということは言うべきではないと考える。
- ・本市は国から出される情報に基づいて施策を行うのか、あるいは、地元の医師会との協議により行うのかということは大切な部分である。先ほどの質疑では今回の中学生ピロリ菌検査の案内チラシは四日市医師会との協議のうえ作成するとのことだったので疑念を持った。基本的に本市は国の情報に基づいて市民に情報を伝えていくものだと思っているので、地元の医師会との協議を経て案内の書き振りが変わるということはどうなのかと考える。
- ・国の指針や方向性は示される中で、その施策やサービスを行うかどうかは、地方分権の時代においては自治体に選択権があるのであり、そこまで国に縛られるものではないのではないか。
- ・コロナ禍で施策の優先順位が変わったと考える。例えば健康を守るために胃がん検診は行うべきなのに今回本市では中止した。3密対策を行った上で、本市の判断で実施することもできたのに結果的に中止したということは、本市も国の情報や優先順位に沿って対応しているのだと感じた。今年からはコロナ禍での施策の優先順位を考えていく必要があると考える。例えば本市において新型コロナの死者数と自殺者数で比較すれば自殺者の方が多いのだから、コロナ対策よりも自殺者対策を優先させるべきであるが、そうはなっていないので施策の優先順位を考える必要がある。
- ・今回の中学生ピロリ菌検査が事業実施に至ったのも、議員活動の結果という面もあるので、自殺者対策を強化するという点についても議員が動き実現させればよいのではないかと考える。そういった活動を行政に行い、結果的に施策の広がり生まれればよいと考える。
- ・案内チラシの強調部分については、それに対する医師会からのエビデンスもわかりやすく掲載できればと考える。
- ・症状がある人を治療する場合の除菌が保険適用になっていること自体、大きな国の方向性だと考える。議員として必要と感じたので施策の提案をするわけで、行政も提案された施策に対してはエビデンスや他市の状況を調べてその上で必要だと考えて実施していくのだから、その判断については行政を信頼している。

母子保健事業費について

Q：パンダひろばについて、コロナ禍で参加できなかった方がいたのか確認したい。

A：コロナ禍前後で比較すると参加者は減少しているものの、申込制ではないため定員を設けておらず、希望される方は全員、参加していただいている。

Q：パンダひろばは産後うつを防ぐのに効果的と考えるが、コロナ禍のためオンラインで参加したいという声はあるのか。

A：そうした要望は今のところない。コロナ禍でなかなか外に出る機会がなく、逆に機会があれば外出したいと思う方が多いと感じる。実際に乳幼児健診の受診率は新型コ

コロナウイルス感染症以前と遜色ない程度である。
(意見) 子育て中の母親が家に籠ることであつらい思いをしないように取り込まれることを望む。

多胎児育児支援事業について

Q：多胎児育児では外出することが一番の負担であるので、外出をサポートするような仕組みについて他市町の取り組みを研究し施策につなげてほしい。

A：さくらんぼひろばの実績を見ても、参加者したくてもできない方がいると考えており、次の課題ととらえているので研究していきたい。

子宮頸がんワクチン接種について

Q：接種に関する問い合わせが増えているとのことだが、実際の接種人数は把握しているか。

A：昨年秋から対象者に通知し、問い合わせも多数受けている。医療機関でもコロナ禍ということで接種間隔を開けながら慎重に対応しているので、実際に受けた件数は多くはないが、コロナ禍の影響で接種期間を延長しており、高校2年生になっても接種する方が出てくるので、報告の機会があれば改めて件数を示したい。

Q：高校2年生で接種をしても、実費負担はないのか。

A：コロナ禍で受診できなかったという理由であれば、1年間程度は接種できる体制を取っており、定期接種扱いとして無料となる。

Q：HPVワクチンの種類が変わってきて安全性は高まっているといわれているが、メリット、デメリットがある中で、国から出ている事実を丁寧にわかりやすく市民に伝えてほしいが、その点について考え方を教えてほしい。

A：HPVワクチンにかかる国の情報については市ホームページに掲載しているし、今年度、対象者にも通知が出されているので、丁寧に説明していきたい。

Q：最近になって受診希望の問い合わせが増えてきた要因はどこにあると考えるか。

A：今年度国からHPVワクチンが定期接種であるということの対象者に周知するという指示が出たので、それに基づいて市から対象者に案内を送っており、その結果だと考えている。

Q：この10年は接種率が低かったが、市としては接種の必要性があると考えているのか。

A：積極的な勧奨は控えるものの、国の定期接種であるので、受ける受けないは個人の判断になるかと思うが、希望者には受けていただくべきものだと考えるし、逆にこういうワクチンがあることを知らなかったということにならないように周知に努めていきたい。

Q：以前は個別通知をしていなかった時期もあったが本市の立場はどちらか。

A：個人への接種勧奨を行わなかったことも国の方針に基づいたものである。

Q：本市は国の通達に基づいて動いているということか。四日市医師会との相談のもとという部分はないのか。

A：原則は国の方針に基づいているが、個々の事業を見た場合に、例えばピロリ菌検査であれば、国から指示が出ているわけではないが、市としては将来的な胃がんの防止

ということで四日市医師会とも協議しながら進めている。

Q：子宮頸がんの予防のためには検査という手法もある。検査はワクチンと比較してリスクが少ないのでそういった議論が必要だと考えるがどうか。

A：子宮頸がんの検診については健康づくり課で啓発している。

(意見)：HPVワクチンの接種については国の指示だけで動くのではなく、四日市医師会とも協議しながら答えを出すべきだと考える。

Q：HPVワクチンの種類が変わり安全性が高まってきているが、市民はそういう情報がわからないので、正しい事実を知ってもらい、その上で任意接種してもらうべきだと考える。本市から個別通知が送付されることになると受診者は増えることになるが、それは正しい事実を知ったからではなく、単に案内が送付されるからと考えるので正しい情報を分かりやすく丁寧に出してほしい。

Q：ワクチンの中身がかわるのか。

A：新しいワクチンというのは9価ワクチンである。承認はされているが定期接種としては認められていないので、今のところ2価のサーバリックス、4価のガーダシルの2種類が定期接種として認められており以前から変わっていない。

(意見)：ワクチン接種については不安を持つ人もいるので、しっかりと丁寧に情報を出してほしい。

(意見)：他市では昨年2、3件だった接種実績が、案内を行ったことにより本年度は600件程度に増えたと聞いている。また、昨年末に示されたスウェーデンの調査では、HPVワクチンによって浸潤がんへの有効性も示されている。また、7年ほど前から勧奨が行われなくなって接種が減ったが、その当時の子供たちが今20歳前後となり、当時情報をもらえず接種できなかったということで、さかのぼって接種したいという運動も起こっているので、そういった情報もつかみながら市民に正しい情報を提供してほしい。

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第10款教育費 第4項幼稚園費》

公立幼稚園エアコン設置事業について

Q：小学校の体育館にエアコンが設置されていない中、公立幼稚園の遊戯室にエアコンを設置することの必要性について確認したい。

A：公立幼稚園においては、体育館に代わるものとして遊戯室があり、小学校で言うところの多目的室も兼ねている。PTAや保護者会の会合、地域の方を招いた催しで使用することもあることから、エアコンを設置することになった。

Q：「取り出し部屋」という表現について、一般的に聞き慣れない文言であり、わかりづらい表現であるが、何時から使われ始めた表現なのか。また、いつの間にかそのような表現になっていたとはいえ、「取り出し」という表現は適切な表現ではないと考えるため、社会一般的にわかりやすい表現に改めないのか。

A：「取り出し部屋」の呼称については、平成11年度より4歳児、5歳児の混合クラス

が実施されており、年齢別の発達を保障するために、年齢別にそれぞれ別の保育室に分けて保育を行っていたが、こうした中、学校においては「取り出し授業」という呼称が使われていることもあり、そこから使用したと思われる。今後は年齢別に応じた保育を行う際に利用する保育室と表現する。

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

《歳出第10款教育費 第4項幼稚園費》

公立保育園・こども園・幼稚園の施設修繕要望事項の実施状況について

Q：資料の一覧の備考に工事内容検討とあるが、どのような意味なのか。

A：実施する前提で、修繕の工法や実施時期などを検討しているという意味である。

Q：園の修繕について、工事個所の緊急性は配慮されているか。

A：各園から出される要望の優先順位が高いものは緊急性も高くなっており、そういった工事案件は本年度から実施している。

Q：廃園が予定されているので修繕を行わないという対応はしていないか。

A：そのようなことはない。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

《その他》

予算費目について

Q：こども未来部は、各部局から子ども子育てに係る部分を集約して設置したため、予算費目は旧来のままとっている。質疑する上でも不便さがあり、また、業務を効率的に行うためにも、予算の組み直しや集約化について検討してはどうか。

A：款項目などの予算費目については、全国的にルールが定められている可能性があるため、研究したうえで、なるべく早く答えを出したい。

予算のマイナス3%シーリングについて

Q：令和3年度予算編成においては、3%のマイナスシーリングを行ったと聞いているが、その規模や詳細、総合計画の基本的政策に基づく事業への影響について確認したい。

A：シーリングの対象は、総合計画に基づく推進計画事業やアセットマネジメントに係る工事費、新型コロナウイルス感染防止対策経費などを除いた経常的な一般事務経費である。総合計画に基づく推進計画事業には、重点的横断戦略プランだけでなく基本的政策に該当する事業が含まれているが、どちらもシーリング対象外であり、令和3年度の推進計画事業の予算額は市全体で289億円である。

Q：各部局でシーリングの対象となった予算はどの程度か。また、どのようなやり方で

3%削減したのか、削減分の影響が後々出てくる可能性があるので教えてほしい。

A：例えば、こども未来課の予算は約12億円であるが、そのうち一般事務経費に該当するものが約2億1000万円である。それを3%シーリングし、約700万円を削減するよう調整した。

Q：資料で全体を示してほしい。

A：こども未来部としてどこまで拾えるか確認したい。

こども未来部全般について

Q：コロナ禍を踏まえ根本的に考え直さないといけないことはあったか。

A：例えば虐待等の対応に際しては、対面を通じて顔を合わせた丁寧な対応に努めることが大事であることを改めて認識した。そういった部分に力を入れていく必要があると感じた。

(意見)：コロナ禍における恒久的な対策をして先々を考えて業務を行ってほしい。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算

＜歳出第10款教育費 第1項教育総務費＞

魅力ある奨学金制度の創設事業について

Q：本制度を利用し高校卒業後進学せずに就職した場合は、高校を卒業し1年経過後に返還することになるのか。

A：そのとおりである。

Q：奨学金の返還額については金利相当分は含まれないのか。

A：返還額に金利相当分はない。また、納付書払いのほかに利便性の高い返還方法が可能か今後検討していく。

Q：本制度を利用しながら他の奨学金制度を利用することは可能か。

A：本市の奨学金は他の奨学金との併用が可能である。しかし、本市以外の奨学金の中には他の奨学金との併用ができないものもある。

(意見)：他の奨学金の中には併用できない場合があることについて、利用者が混乱しないように丁寧に周知してほしい。

Q：本制度の本格運用は令和4年度からであり、令和3年度は採用された生徒へ支給される入学支度金が一般財源で計上されているが、今後、国の地方創生推進交付金等を活用する考えはあるのか。

A：令和4年度から奨学金が交付され、交付された奨学金の返還時期に免除規定に該当すれば免除できるため、そのタイミングで国の交付金を活用できるように考えていきたい。

(意見)：本事業が創設に至るまでには種々の観点から議論が交わされ、議論に関わった様々な人の子供の未来に対する思いが込められ、子供たちの将来を支える意義深い制度であるため、より良いものにしてほしい。

Q：コロナ禍という未曾有の事態にある今、上限の50名を超える可能性があるので上限

を定めず柔軟な運用が必要ではないか。

A：本事業の趣旨は経済的に就学が困難な世帯に希望する進学先に進めるように支援するものであり、まずは運用を行い、実情の把握に努め、その中で明らかとなる課題に対処していきたい。

(意見)：進学することにより将来の進路の選択肢が広がると思われることから、勉学に励む意欲のある若者を社会が支える仕組みは大切である。家庭の経済的事情で就学を断念しなくとも済むように学校でも周知するとともに、最終的には本市に定住していただけることを期待する。

Q：高校進学時に奨学金を利用し、大学進学時にも奨励金を利用する場合には、再度選考を行うのか。

A：その場合は、大学進学時に再度選考を行う。

Q：再度選考すると大学進学時に奨学金の選考から外れる人が出るのではないか。

A：例えば、家庭の中で学生であった兄が就職したなど家庭の所得状況が変わることもあるので、個々の家庭の状況を見て選考を行う。

Q：家庭の所得状況の確認はどのように行うのか。

A：最新の所得課税証明書を提出してもらう。

Q：経済状況の急変等で家庭の経済事情が悪化し、年度途中で奨学金が必要となった場合は対応可能か。

A：従前の制度では随時募集をしており、それを参考に定期募集とは別のあり方を検討したい。

Q：従前の制度において、随時募集の相談実績はあるのか。

A：随時募集は市のホームページや校長会を通じて周知を行っており、随時募集に対する相談は数年に一度ある。また、奨学金の選考から漏れた方に対しても今後家庭の状況が変わればということで随時募集の案内を行っている。

Q：大学進学を希望したものの、経済的な事情で高校卒業後の進学を断念し浪人するなど、期間を置いて再度大学進学を希望した場合、奨学金の応募は可能なのか。

A：卒業後すぐに大学に進学しない場合でも応募は可能である。

Q：経済的な事情で高校卒業後に大学進学を断念した方に奨学金の案内は行っているのか。

A：個別の案内は行っていないが、ホームページ等で周知は行っている。

Q：この制度によって四日市に縛り付けることにならないか懸念する。半分は返還不要なので魅力的な制度なのだろうが、四日市が好きでも勤務先の異動等で本市に居られない時期がある場合は何らかの救済措置があるとよいが、その部分をどう考えているか。

A：事情は様々なので、条例の範囲であり方を考えたいし、なるべく公平な本来の趣旨に基づく制度になるよう検討していきたい。

(意見)：本市に住み続けていただくことも大切だが、若いときは外へ出て、また四日市に帰ってきてもらえばいいので、その点を踏まえた制度設計をしてほしい。

Q：高校や大学卒業後直ちにではなく1年間猶予期間を置いた後に返還時期を迎えるが、これは本市独自の基準なのか。

A：1年間猶予期間を置くのは、就職直後は経済的に余裕がなく返還が困難だと判断した結果である。他市における返済猶予期間等の詳細までは把握していないが、他市の動向は今後も研究していきたい。

(討論)：魅力ある奨学金制度の創設事業について、当初から募集上限を設けず応募者全てを対象とすべきと考えるので反対する。

論理言語力検定について

Q：この検定は全国的に実施されているのか。

A：奈良市、つくば市では本市同様に実施に向けた検討はしているものの、公立の中学校においては全国的に未実施と思われる。本市が先駆的な立場で実施することになる。

(意見)：本市の取り組みが全国的に注目されるような先行事例となることを期待する。

Q：検定結果は三段階評価で示すようであるが、この結果は内申と関係があるのか。

A：内申に関係はない。キャリア教育の一環として捉えており、テストでは現れない力がどの程度身につけているのかを生徒本人に知ってもらう意図がある。

(意見)：欧米諸国と比較すると日本人はプレゼンテーション能力、リポート能力、ネゴシエーション能力が低いと言われているが、低いというよりはそれらの能力を活用、経験する場が少ないことが要因であると考え。そのような中、本市で実施する同検定は社会で生きていく力を身に着ける良い機会になると考えるため、子供たちが大きく育つきっかけになることを期待している。

(意見)：コロナ禍が原因で学力低下とならないように、「夢と志を持ち、未来を創るよっかいちの子ども」の育成を目指してほしい。

生命及び性に関する出前講座について

Q：中学3年生については男女別に実施するのか。

A：基本的には男女一緒に実施することが多いが、一緒に実施しなければならないという決まりはない。しかし、望まない妊娠を防ぐには、男女一緒に受けることで、命の尊さや思いやりの心を育むことにつながると考える。

Q：望まない妊娠を防ぐため、命の尊さや思いやりの心を学ぶ講座が行われることを望むとともに、中学生を対象とした授業では、望まない妊娠をした場合に誰にも相談もできずに一人で思い悩まないように、相談する場所の啓発は行ってほしいがどうか。

A：講師に依頼していきたい。

「チーム学校」推進事業について

Q：スクールロイヤーの効果的な活用方法について「法務相談体制」に関するオンライン説明会へ参加し、スクールロイヤーとして活躍する弁護士や、先進自治体の実践報告を受けたことの効果を確認したい。

A：四日市市としてすでに取り組んでいることもあるが、いじめ予防授業、法的相談、研修等を継続しながら、今後も先進事例を学んでチーム学校としてスクールロイヤーの効果的な活用方法について研究していきたいと考えている。

Q：STOP IT (ストップイット) というアプリ相談の調査研究を令和2年度に行

っているが、本市で採用した場合、アプリのインストールをどのように周知していくのか。

A：STOP IT（ストップイット）のアプリ運営企業がいじめ予防の出前授業を全校実施できるため、出前授業を通して周知をしていきたいと考えている。

総合型地域スポーツクラブとの連携について

Q：総合型地域スポーツクラブとの連携については、四日市市部活動あり方検討会での検討だけではなく、総合型地域スポーツクラブの三重県の協議会からも情報収集をしてはどうか。

A：総合型地域スポーツクラブの三重県の協議会についても調査し、様々な情報を得た上で総合型地域スポーツクラブとの連携を研究していきたいと考えている。

新型コロナウイルスにかかる臨時休業の考え方について

Q：感染が判明した場合は感染可能期間内（本人が無症状である場合、検体採取の日を起点に2日前）の登校有無を確認するとあるが、この2日前というのは国の指針なのか。

A：検体採取日の2日前から感染リスクがあるということで国からも指示があり、保健所とも協議できている。

学びの保証について

Q：奨学金制度やオンライン学習教材の導入の目的は学びの保証であるが、学びの保証という意味では、部局や予算をまたいで様々な事業が行われているので、他部局とも情報交換等を密にしてもらいたいと思うがどうか。

A：事業を行う部局は違えど対象者は同じなので、部局間の連携は重要であり、必要なところに必要な支援を行えるよう、関係部局とも連携している。また、学校と教育委員会の連携についても引き続き強めていきたい。

(意見)：現場からの声として、部局を横断した連携や情報交換ができていないとの指摘があるので、引き続き推進してほしい。

インクルーシブ教育推進事業について

(意見)：特別支援教育コーディネーターの活動充実については、配置にかかる年次計画を示してもらったが、非常にわかりやすいので今後も同趣旨の事業を実施していく場合は、同じく年次計画も合わせて示してほしい。

(意見)：特別支援教育コーディネーターについては、今後、人的な部分も含めて必要になってくる部分だと考えるので、更に充実させてほしい。

ICT活用による学習環境整備事業について

Q：各学校に情報推進リーダー養成の連続講座を実施し、ICT利用の中心的な役割を担ってもらおうとのことだが、各学校でどれぐらいの人数を養成していくのか。また、県教委に人事権がある中で、ICT利用のリーダー的な教員を把握せずに人事異動が

行われる可能性を考えると、異動があっても大丈夫なような体制づくりが大切だと考えるが、人事配置については配慮してもらえるのか。

A：ICTコーディネーターの養成については、来年度約30人を考えているが、各学校からの推薦を考えているので、30人を超えた場合でも対応できるような研修を考えている。これについては持続可能なものにしていくことが大事であり、今後ICTのスキルを持った教員が本市に留まり、中核的な人材になってもらうことがカギになってくるので、計画的に進めていきたい。

また、人事権を持つのは県教委であるが、市教委の内申を尊重してもらうようにしている。人材を増やさなければ配置もできないので、その部分も合わせてやっていきたい。

(意見)：ICTスキルを持つ人材が市内の学校に留まってもらえるよう今後も充実に努めてほしい。

学校プール運営事業費について

Q：新型コロナ対策として体温測定や消毒などについてはPTAが行うことになるが、人によってばらつき等がでないように手順やマニュアルを示してもらいたいがどうか。

A：学校のプール授業でのノウハウを整理し、わかりやすいマニュアルで示していきたい。

(意見)：今回監視責任者を置くのでPTAとの役割分担を明確にし、お互いが活用しやすくなるようにしてほしい。

《歳出第10款教育費 第2項小学校費》

高花平小学校改築整備事業費について

Q：高花平小学校ではなかよし給食を継続するが、今定例月議会議案質疑の答弁では、なかよし給食について、保護者の誤解のないように説明していくとしている。どのように説明していくのか。

A：高花平小学校におけるなかよし給食については、導入時から保護者に対して説明を行っており、PTAからも特段不満はないとの意見をいただいている。なかよし給食という方式については、保護者に継続して伝えていく必要があると考えるので今後も年次的に周知を丁寧に行っていく。また、公平性を損なわないように食育や安全な給食の提供をしっかりと行っていきたい。

《歳出第10款教育費 第3項中学校費》

中学校給食センター整備事業費について

Q：モニタリング支援等業務委託について、どこに委託し、どのような指導や支援を受けるのか。

A：要求水準書、事業者の提案書、事業契約書に基づき、事業が確実に執行されているかを確認するものであり、確認事項が専門的かつ多岐にわたることから、十分な知見を有するコンサルティング会社に委託を行う。本市では給食センター整備の経験もないため、同社が把握している他市事例の視点も取り入れながら事業者と市の間に入り

適宜アドバイスをいただくものである。

Q：受入校の整備について、大規模改修工事を予定している学校については手戻り工事にならないように、また、大規模改修がまだ先の学校については、今回の工事の付帯工事として老朽化箇所等を修繕できれば、子供たちの教育環境の向上につながるので対応してほしい。

A：大規模改修工事中の学校については、まとめて整備できるものは可能な範囲で実施している。また、大規模改修工事の対象ではない学校の修繕等については、配膳室、エレベーター整備に合わせて対応できれば一緒にやっていきたい。

Q：給食センターがよりクリエイティブな空間になるように施設内にグリーンインフラを取り入れてほしいがどうか。

A：給食センターについては現在設計段階であり、周辺には民家もあるので敷地周辺には緑地を設ける予定である。

Q：グリーンインフラは屋上緑化や壁面緑化、プランターの設置など設計後でもできるものもあるので、周辺に明るい印象を与える空間づくりをお願いしたいがどうか。

A：給食センターの役割上、植物を施設の極めて近くに配置するというのは、衛生管理上課題があると判断している。

《歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費》

文化財の保存と活用について

Q：地域に根差して文化財を維持していくうえで、子供の参加が少ないのが課題であると聞く。周辺の自治体を調査したところ、小学校低学年までは喜んで参加してくれるので、幼少の頃から地域の文化財に愛着が持てるように工夫して取り組むことが必要であり、市から予算面だけでなく、地域に根差した取り組みが行えるように助言できないか。

A：ホームページ等、様々な広報媒体を活用し周知を行うとともに、職員が各地域を回って話も聞いており、地域で文化財の保存と活用がなされるように取り組んでいる。

Q：旧亀山製糸室山工場に関する考え方を教えてほしい。

A：明治時代からの貴重な建造物のため、市としても、昭和末期から所有者に市指定の文化財として保存を呼び掛けていた。平成 7 年に工場の操業が終了し、平成 11 年頃に取り壊しの話が出てきた時に、残していきたいとの地元の要望もあり、市は、所有者に対し文化財の指定を受けてはどうかと改めて持ち掛けた。所有者からは、文化財の指定を受ける意思はなく、敷地は事業に使用したいので、工場の一部を残した建物だけの譲渡なら可能であるとのことであった。その後、富岡製糸場が世界遺産に登録された平成 26 年に、富岡製糸場をモデルに作られた旧亀山製糸室山工場を残していきたいという機運が高まり、再度所有者に保存の依頼に行ったところ、建物は譲渡するが移転先は市で確保すること、移転費用は市が負担することという所有者の考えは以前と変わらなかった。室山町地内に適当な移転先がないことに加え、平成 11 年の市議

会一般質問でも答弁しているとおり、老朽化の著しい建物を移転させるには、新築同然の工事が必要となり、県指定・市指定レベルとされていた文化財としての価値が損なわれることから、多大な費用に見合うものではないと判断し、市として保存や維持管理していくことを断念した。

(意見)：文化財の保存については、残す残さないの取捨選択する決定権はどこが持っているのか不明確である。また、獅子舞などの無形文化財では表彰制度も設けているがその基準があいまいであるので、しっかりした計画を立てて、今後も保存継承させていくものがあれば、例えば学校のカリキュラムに組み込んでいくなどの必要があるので検討してほしい。

《歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費》

第 2 条 債務負担行為

市指定文化財旧四郷村役場保存整備事業費について

Q：クラウドファンディングを実施するならば、予算案を示す際に募集期間や集め方、目標金額を決めておくべきであるがどうか。

A：ガバメントクラウドファンディングについては来年度の予算化はしておらず、他市の事例を見ながら導入を検討している状況である。更なる研究が必要で目標金額も設定すべきと考えている。

Q：文化財を維持していくための財源としては結局入場料となるので、クラウドファンディングで集まった資金を活用して入場料を低くし、その分来場者を増やしていくという考え方が一般的である中で、クラウドファンディングで集める目標金額、募集期間、内容を決めておく必要があるのではないか。

A：ガバメントクラウドファンディングについては今後も研究を続けていくが、実施する主たる目的は、文化財保護への関心を高めることであり、研究を続けていきたい。

Q：事業を実施するにはどれだけの費用がかかり、どれだけの財源があるかを把握することが必要であり、それが予算である。今回についても支出は算出しているが、クラウドファンディングによる収入がどの程度かを把握していないというのは予算議案として不十分であり、議案の賛否を諮れないと考える。文化財の保存については、四日市市民の税金を充てるのか、また、今後も保存していくのかという 2 つの視点について十分議論してから進める必要があると考えるがどうか。

A：ガバメントクラウドファンディングについては令和 3 年度の目標金額等について現在定めておらず、どの程度の収入を見込めるかについても提示していない。旧四郷村役場については、市指定文化財であるので、市単事業として実施することになる。

Q：旧四郷村役場だけを見ているからそういう考え方になる。四日市全体の文化財として見た際に、保存していくにあたってはどのような手段で財源を賄うのかという事業計画があって実施できる。今回、工事に多額の費用がかかるとなれば、クラウドファンディングは必要になる。そして寄附を募り、地域でも協力してもらいながら計画を立てて、どれぐらいの収入になるかを把握したうえで実施することがセットになるのに、そこが抜け落ちたまま事業費だけの議論をすると、今後、他の文化財も全て対応しなければならなくなる。なぜ旧四郷村役場だけなのかという問いに答えられるだけの材

料がないのではないか。

A：ガバメントクラウドファンディングについては例えばということで提示した。市内には他の文化財もあり、旧四郷村役場だけではないという指摘も理解しているが、考え方が浅かったこともあり、改めて考え直したい。

(意見)：工事費の圧縮のためにクラウドファンディングを活用すると記載されているのだから、せめて工事費の何%を集めるという見込みを示すべきである。

Q：旧四郷村役場は市指定文化財であり、他の文化財とは位置づけが違うのではないか。

A：旧四郷村役場は市指定文化財であり市の所有物である。市指定文化財でも他の方の所有物ならば財源的にも関与は限られるが、市所有であるので維持管理については市が負担していく必要がある。その一方で、費用をかけて保存するに見合う価値があるかについては、きちんと判断しなければならない重要なポイントであると考えている。今回の工事費については、市単独で負担するだけではなく、広くガバメントクラウドファンディングで募り、四日市の財産として次の世代に伝えていこうという思いだったが、その見通し、設定が甘かったと考えるので、令和3年度は工事をさせていただきながらガバメントクラウドファンディングの考え方を練り上げて、令和4年度にはその結果を提示したい。

(意見)：予算であるならその収支を計っておかないと市民からも不信感を持たれてしまう。文化財は先人の取り組みを学び未来につなげていくという役割のものであるから、極端な言い方をすれば、今の世の中では不必要なものである。それでも残していくならば、どのような財源で維持していくかの手立てがないと予算にはならないので、クラウドファンディングの募集期間や目標金額は提示すべきである。

(意見)：議案として十分なのかどうか議会でもしっかりチェックして、予算常任委員会全体会までにせめてクラウドファンディングの額、手法を示すべきではないか。財源を確認して支出していくのであり、そこを審査するのが議会の重要な役割である。

(意見)：他市ではクラウドファンディングで集めた資金の用途にかかる管理ができなかった事例もある。そういう意味では、議会としては事前に目標額を把握しておく必要性があると考ええる。

(意見)クラウドファンディングの導入について、旧四郷村役場は伊藤伝七が多額の寄附をした経緯があり、同人は大河ドラマの主人公である渋沢栄一とも交流があった人物であり、PRという点ではそういったところも生かして宣伝してもらいたい。

《その他》

教職員の新型コロナワクチン接種について

Q：新型コロナワクチン接種について、学校の教職員の接種時期はどうなっているのか。

A：現時点で特段の情報はないので、おそらく一般と同じである。

Q：子供と接する職業ということを考えると、教育委員会としても優先順位を上げるよう働きかけるべきではないか。

A：教職員の優先接種については国からの通知にも見当たらない。本市でも新型コロナワクチン接種を進めていく部会があるので意見として出したい。そこで判断していくべきものと考ええる。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

老人福祉センター事業費について

Q：コロナ禍における本年度の中央老人福祉センター、西老人福祉センターの利用状況はどうなっているか。

A：平時は両老人福祉センターで1日100人を超える利用者があったが、本年度は1日約70人の来館者である。

Q：本年度利用者が減少した理由をどう分析しているか。

A：コロナ禍ということでカラオケの利用を中止にしたため来館者が減少していると考ええる。

Q：西老人福祉センターを閉館していく方針の中で、利用者にもどう伝え、理解いただくのか。

A：まずは現場を管理している指定管理者とどういう形がいいのか十分協議し、丁寧に進めていきたい。

(意見)：中央老人福祉センターの改修についても、利用者の要望をすくい上げながら新しい実施設計に努めてほしい。

在宅介護支援センター事業費について

Q：在宅介護支援センター事業費について、相談を受けた在宅介護支援センターが自身の社会福祉法人等が運営する施設を優先的に紹介していることが指摘されているが、市として同センターの公平性、中立性を確保するためにどうしていくか。

A：機会をとらえてそういったことがないように研修、指導を行っているが、実態を精査しその結果も踏まえ、公正中立を担保していきたい。

Q：今後実態調査をするということだが、相談件数、相談内容、対応状況等についてオープンにできるような調査をしてもらいたいだろうか。

A：市の委託事業なので公正中立が大原則である。これまで指導を行ったり、業務委託仕様書等では公平中立であることを明記しているが、実態調査に加え、こういう理由だからこの施設を紹介したという情報を積極的に出せる仕組みを考えていきたい。

(意見)：どうしてその施設に繋いだのかという部分に明確な理由があり、それが誰から見ても公平な対応であることが重要である。他の福祉施設からは既得権益的な部分として見られることがあるので、実態調査で内容を明らかにし、緊張感を持った仕事を依頼してほしい。

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第3款民生費 第3項生活保護費》

扶助費について

Q：葬祭扶助費が今年度予算と比較して減っているのはコロナ禍の影響によるものか。

A：本年度の実績から計上しているものであってコロナ禍の影響によるものではないと考える。葬祭扶助せずに親族が行う場合もあるので結果的に減っているということである。

Q：進学準備給付金の予算が今年度比で2.5倍に増加しているがなぜか。

A：来年度大学に進学する方が対象なので、高校3年生になる人数で金額の変化が生じる。

Q：持ち家があつて保護を受けている方の割合は把握しているか。

A：持ち家があつて生活保護を申請する方は少ない。65歳以上であればリバースモーゲージ等で対応していただくこともある。

Q：本年度のリバースモーゲージの実績はあるか。

A：本年度の実績はない。

(意見)：持ち家があつても状況によっては保護を受けられるケースがあることを知らない方もいるのできめ細かに対応してもらいたい。

《歳出第3款民生費 第4項災害救助費》

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

《歳出第3款民生費 第6項介護保険費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

保健所における有資格者の状況について

Q：コロナ禍で保健所の業務がひっ迫し保健師が不足しているが、本市の保健師の配置数は他市と比べると兼務での配置も多い。平常時においても適正な配置数なのか。

A：コロナ禍に関わらず、適正配置という視点で保健師の充足状況を見ると拡充する余地があると認識しているが、他市では地域包括支援センターを直営するなど、本市の状況と異なるところもあり、一律に比較することは難しい部分もある。なお、兼務が多いのは、本市では不測の事態に一体的に運営できるように取り組んできた結果でもある。

(意見)：保健師の配置については、コロナ禍で不足していると捉えがちだが、そもそも適正配置の観点から平常時でも不足していたと考えるため、その観点も忘れずに保健師の負担が軽減されるよう人材の確保に取り組んでほしい。

Q：保健師の兼務については具体的にどのような兼務状況なのか。

A：ここでの兼務とは保健所兼務がかかっている保健師のことであり、健康づくり課や保険年金課のほか、こども保健福祉課に配属されている保健師が保健所兼務である。また、高齢福祉課や保護課、環境保全課等には保健所の兼務がかかっていない保健師がいる。

Q：このような状況下であるため、兼務でない保健師にも新型コロナに係る対応を求め

る可能性は否定できないため、不測の事態に備えて、兼務でない保健師への指揮系統や誰の権限で従事させるのか等をしっかりと整理しておくべきではないか。

A：健康福祉部内の保健師については、健康福祉部長としての権限で搬送等の業務を命じている。未曾有の緊急事態でもあるため、どのような対応が取れるのか精査していきたい。健康福祉部以外の保健師については、健康危機管理対策本部に対して対応要請をし、それを受けて総務部が担当して人事発令する手順を踏んでいる。

(意見)：他市の事例では権限の有無などで混乱が生じたり、急きょ従事することになった保健師が退職した事例を耳にしたことがあるため、本市でも有事に備えて対応をしっかりと行うべきである。

保健師の確保について

Q：本市議会の高校生議会、複合防災対策委員会の意見書から、避難所における保健師の確保について意見が出されているが、一方で、保健師の仕事がよくわからないとの意見があった。将来の保健師の担い手の確保につなげるためにも、若年層に興味を持ってもらえるような取り組みを行ってはどうか。

A：保健師の避難所等の災害時の対応についても研修を行っており、的確に行動できるように備えている。保健師の業務はなかなか認知されていないのが実情であり、少しでも多くの人に興味を持っていただけるように、保健師の役割を周知しながら保健師の確保にもつなげていきたい。

(意見)：これから先を担うべき保健師の確保に向けて、若年層へのアプローチ方法も工夫しながら、質の高い保健師の確保に努めてほしい。

インフルエンザ事業費について

Q：コロナ禍で手洗いやマスクの着用が図られたことが要因となり、インフルエンザが減少しているが来年度の費用対効果をどう考えるのか。

A：手洗い、マスクの奨励でインフルエンザが減少しているのは事実であり、日ごろの感染症対策がいかに大切かについて合わせて周知していきたい。

(意見)：周知するとともに、来年度は事業をしっかりと見極め、今後の方向性を考えてほしい。

Q：手洗い、マスクの徹底により、全国的にインフルエンザ感染者が少ないようだが、本市のインフルエンザ及び0-157感染者の推移はどうか確認したい。

A：例年に比べるとインフルエンザの発生は少ないと認識している。医療機関からの定期的な報告においてもインフルエンザの報告はほとんどない。また、腸管出血性大腸菌感染症の感染者は年度によって上下はあるが、令和2年は7件発生している。

検診事業費について

Q：コロナ禍の影響で、がん検診の実施期間を延長したことの効果は出ているか。

A：多くの方が医療機関へ行くことを控えたこともあり、どのがん検診も受診者数は減少傾向である。特に乳がんや子宮頸がん検診の受診率が低下しているので、来年度からは、こども未来部とも連携し子育て世代の母親へ周知を行ったり、がん検診の開始

- 時期を早め期間を延ばすなど、受診率を高める取り組みを行うとともに、がん検診の案内文書をA4サイズにし、わかりやすいものにする。
- Q：A4サイズにするということで、本市にはわかりやすいがん検診の案内があるが、それは文書に含めないのか。
- A：ご指摘のがん検診の案内は4月の広報よっかいちに合わせて各戸配付しているが、それに近い形で個人通知もわかりやすいように工夫していきたい。
- Q：令和3年度は開始時期を早めるとのことだが、その期間を確認したい。
- A：医療機関で受ける検診については、従来7月から1月末までだったものを5月から2月末までとする。
- Q：個別勧奨の見直しというのはどのような見直しを行うのか。
- A：案内の内容の変更と医療機関で検診時期が早まることを周知する。
- Q：今年度は胃がん検診のみ中止したが来年度はどうか。
- A：全ての検診を予定どおり行う。
- Q：以前はがん検診の案内を見るとどの病院でどの検査が受診できるかの一覧があったが今回の案内から変更したのはなぜか。
- A：受託する医療機関において全ての検診に対応できる医師が揃わないこともあり、検査ごとに受診できる医療機関を掲載している。
- (意見)：より多くの医療機関の賛同を得て取り組む必要があり、なかなか難しいとは理解しているが、本市は特定検診の受診率が高いので、がん検診とセットで受診できると受診率が上がるのではないか。
- Q：コロナ禍において、がん検診の優先順位をどうするか再考すべきと考えるが、実態を把握するため、アンケート調査は行わないのか。
- A：どの事業も重要と考えており、アンケート調査までは考えていないが、部内や庁内での議論を行うなど、複数の視点でどうあるべきか検討している。
- (意見)：看護師や保健師が担っている業務の中には専門職でなくとも行える業務もあるため、専門職増員の必要性は否定しないが、まずはどのような業務分担が可能か現場の声を聞き、現状把握に努める必要がある。
- Q：検診受診率が減少した理由を確認したい。
- A：コロナ禍で検診を見合わせた影響もあったのか、当初の想定よりも受診者数は少なかった。
- Q：コロナ禍の影響で検診の受診率が減少したことは理解できるものの、具体的にどれぐらいの件数減ったのか把握しておく、今後の方向性を考える上で根拠になると考えるがどうか。
- A：具体的な令和2年度の検診状況は、大腸がん検診は前年度実績から19,000人を見込んでいたが、実績は15,000～16,000人程度、子宮頸がん検診は13,000人を見込んでいたが、実績は10,258人、乳がん検診は1万人を見込んでいたが、6,500人余りとなった。肺がん検診は13,000人を見込んでいたが、実績は12,200人余りであり、全体的に当初見込みよりも少くなる見込みである。
- (意見)：コロナ禍の影響だけとは言い切れないため、検診受診率の低下要因を分析し、今後状況が悪化した際にどう対応するのが行政に求められているのではないか。

また、医療機関の経営悪化によって医療機関が減少すれば、医療難民が生じることも考えられるため、地域の医療機関を予防事業の枠組みに加える形で市民に対する健康増進のあり方を見直すことも必要ではないか。

「歩く (ARUKU)」から始める健康づくり事業について

Q：健康づくりという意味ではスポーツの観点も必要だと思うが、庁内でスポーツを取り入れるなどについて検討しているか。

A：「歩く (ARUKU)」事業を含めた健康づくり事業については、健康づくり課だけではなく、庁内連携会議を立ち上げ、それぞれの部局の事業とどう連携を取っていくか検討している。当然、スポーツも重要な役割を担うものと考えており、そうした視点でも他部局とも足並みをそろえて事業を実施していきたい。

《歳出第4款衛生費 第3項保健所費》

こころの健康づくり支援事業について

Q：市内における自殺者数の推移及び自殺対策のための取り組みについて確認したい。

A：令和2年における市内の自殺者数は現時点で57件であり、平成31年、平成30年、平成29年はそれぞれ51件、41件、53件となっている。また、自殺対策としてバス広告等を活用して様々な機会でも周知、啓発を行っている。

Q：コロナ禍で生活に不安を感じている市民のため、健康福祉部だけではなく、他部局とも連携して相談に対応できるような体制にすべきではないか。

A：庁内で連携して取り組んでいきたいと考えている。また、保健所では専門職の相談を受けられるだけではなく、傾聴ボランティア等の協力を得て気軽に相談できるような体制にしている。

Q：こころの傾聴電話を開始してからの効果、また、傾聴ボランティアの人員は足りているのか確認したい。

A：傾聴ボランティア等が複数名で交代して対応しているため、人員は充足している。当初はなかなか相談がなかった日もあったが、少しずつ相談件数が増えてきている状況である。

(意見)：コロナ禍による悩みや不安等、市民の方の気持ちが少しでも和らぐように引き続き対応をお願いしたい。

犬猫避妊等手術費助成補助金について

Q：ボランティア団体からの意見を踏まえ、飼い主がいない雌猫の避妊手術費助成金をより拡充すべきではないか。

A：令和2年度から飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費用の補助金を倍増しており、現在は事業効果を検証している段階であるため、今後の補助金のあり方についてしっかりと検討していきたい。

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

四日市看護医療大学育成会事業費補助金について

Q：四日市看護医療大学に対し本市から奨学金の原資として交付している本補助金について、本市に就職する保健師も対象として拡大するため、補助金の見直しを検討すると先の2月定例月議会にて答弁があったが、今後のスケジュールを確認したい。

A：本補助金の趣旨として医療機関に就職する看護師等を優先したい考えではある。かつては市立四日市病院では看護師の不足に対して毎月のように採用試験を実施していたが、ある程度充足してきており、医療機関を取り巻く看護師の配置状況が変わってきた。また、今般のコロナ禍における市内の医療機関の状況を見極める必要があるが、四日市看護医療大学運営協議会等での議論を経て政策決定を行っていききたい。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第72号 令和3年度四日市市国民健康保険特別会計予算

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第77号 令和3年度四日市市介護保険特別会計予算

第1条 歳入歳出予算

《歳入》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第4款地域支援事業費 第1項介護予防・生活支援サービス事業費》

介護予防・生活支援体制整備事業について

Q：住民主体サービス事業について、立ち上がったものの休止したり、なくなった団体や活動はあるか。

A：そういった団体はなく全て活動していただいている。

Q：訪問型も通所型も24施設を目標に増やしてきているが、それぞれ何年で達成するか目途や計画はあるか。

A：現状の実施個所数に加えて、当初は年間3施設ずつの増加を目標としてきたが、課題等もあり年間2施設の増加を目標としている。今後5年間で達成するように努力している。

Q：通所型サービスについて、身体の事情等によって通えなくなった利用者のためにエリア内にもう一つ実施個所を設置しようとした場合に、現状では立ち上げ費用等の補助対象にはならないが、その部分についてどのように考えているか。

A：高齢者の方が気軽に通っていただけるものであるべきなので、小学校区に1つという考え方や利用者の生活圏を考えたあり方の検討も含めて利用しやすいように整備していきたい。

Q：そこに行けなくなったから、ということで声が出ている。これについては地域性もあり、行くまでの距離が遠い、道中の勾配がきついなどの声もあるので、そういった部分も鑑みないと結局誰も通えなくなってサービスが廃れていくことになる。総合的

な視野に立って、補助対象を拡大していくべきだと考えるがどうか。

A：当然地域の事情もあるので、そういった部分も含めて考えていきたい。

Q：実情を見て、運営団体と連絡を取り、どういった支援が必要か確認してほしい。また、コロナ禍で様々な住民主体サービスが長期間運営自粛しているが、そうなるとう一旦何カ月も外へ出ていけなくなった高齢者が、なかなか次に利用してもらいにくい。そういうフォローは運営団体だけでは難しいので、アドバイスなどの対応を考えてほしいがどうか。

A：通所型サービスの運営団体の中には、自粛した方の家に声かけをしているところもあるので、そういう事例を他団体にも伝えるなど、市として何ができるのか運営団体とも連携を密にして検討していく。

(意見)：自粛の影響で利用者が3分の1になっているところもあると聞くので、そういった取り組みの紹介も含めケアして行ってほしい。

Q：住民主体サービス(サービスB)事業費について、コロナ禍であるとはいえ、実績額は年々増加している。コロナ禍の影響もあるが、今後も平時と同様の利用を見込んでいくのか。

A：実施箇所等についても、まだまだ行き渡っていないところもあるので、制度の見直しも含めて使い勝手の良いサービスになるようにしていきたい。コロナ禍の影響が全てではなく、設置場所等の問題にコロナ禍が影響して利用の伸びが鈍化した面もあると考えているので、本来の課題解決に向けて努力していく。

Q：訪問型や通所型事業は基本的に人と会って行うものであるが、コロナ禍で世の中は根本的に変化している。以前と同じように増やしていけるのか。

A：設置数の増加も課題だが、コロナ禍の中ではサービスの質的な部分は以前と変わってくると思うので、そういったところも取り入れながら有効なサービスになるように考えていきたい。

Q：住民主体サービスは人の健康を守るための事業である。こうした健康づくり、予防医療、介護予防に係る事業については、コロナ禍を経験したからこそ、根本的に事業の見直しが必要だと考える。新型コロナは今後撲滅、根絶されるというよりは、インフルエンザのように毎年発生する感染症になると考えられる中で、来年度は感染拡大防止と事業目的の遂行のどちらを優先するのかを見直す時期だと思うが、どのように考えているか。

A：例えば訪問型サービスでは病院への付き添いなど身近なサービスが行われている。コロナ禍においても、当然そのサービスは提供しなければならないし、通所型サービスではその場所に来れない人については、声かけをしていくことが必要になるので、全てリモートで代替できるわけではなく状況に合わせて対応していく必要がある。一番大切なのは、住民主体サービスであれば、その役割、目的は何かということのを頭に据えて、その上で状況に合わせて知恵をしばり、より良いものを生み出していくことであり、それが来年度の取り組みになると考える。

(意見)：補助金や介護保険に頼って介護事業をやっていくと、状況によっては運営がひっ迫し、結果的に廃業となり、利用者負担が生じてしまうので、例えば近居で見守りするなど違ったサービスを検討することも必要だと感じるし、事業の優先順位をつ

けるためにはエビデンスに基づいて現状把握して評価をしっかりと行い、今後につなげてもらいたい。

《歳出第4款地域支援事業費 第3項包括的支援事業・任意事業費》

認知症地域支援体制推進事業費について

Q：認知症サポーター養成講座受講者数について、受講者数が約1万人となったが、どのようにとらえているか。

A：受講者数だけで測ることができるものではないが、ひとりでも多くの方に受講していただいて、よき理解者となってもらふ必要がある。今後も受講者数を広げていきたい。

(意見)：受講者数の増加についても、例えば10代以下の学生であれば学校を通じて受講してもらいやすい。ターゲットを絞って、認知症を少しでも理解してもらふことが必要であるので教育委員会とも連携してほしい。また、受講された方の職種について、スーパーやコンビニの方は入れ替わりも激しいので何度も受講を打診してほしい。

Q：認知症フレンズ登録者数は約100人と認知症サポーター養成講座受講者の10分の1だが、登録者数を増やすことが現登録者の意欲向上にもつながると考えるので、今後も啓発してほしい。認知症サポーター養成講座の受講者を増やすのは健康福祉部の取り組み次第で変わるので力を入れてほしいが、今年度の予定はどうか。

A：コロナ禍ということでリモートでの講座を実施し、比較的スムーズに行えたのでそういったことも取り入れていきたい。また、教育委員会とも、来年度の福祉教育の中に認知症サポーター養成講座を組み込めないか協議している。地道に積み上げていきたい。

(意見)：認知症見守り支援事業と合わせて、そこに気付く人をいかに広げるかが重要なのでしっかり進めていってほしい。

認知症総合支援事業費について

Q：認知症初期集中支援チームについて、令和元年度は新規相談件数が65件で、支援終了件数は61件であるが、残りの4件は対応できなかった、あるいは対応を拒否された数ということか。

A：令和元年度に新規相談があったのが65件だが、支援終了者の中には以前から相談されていたケースも含まれるのでずれが生じている。

Q：家族が気づいて認知症初期集中チームを利用するが、当人が拒否したというケースはあるか。

A：そのようなこともあると聞いている。

Q：新規相談件数が65件であるということについて、どのように認識しているか。

A：65件という件数は少ないと感じる。どこへ話をしたらいいかわからないという話も聞くのでもっと啓発すべきと感じる。高齢者数から考えても軽度の認知症者は相当数いると思うので、そういった面からも少ないと認識している。

(意見)：相談ルートは在宅介護支援センターが58.5%なので、同センターや包括支援センターを活用したり、例えば介護認定審査の訪問時に軽度認知を発見できるので、そ

ういった機会を活用して認知症の早期発見に努めてほしい。大事な事業であるので、ぜひ活用してもらいたいし、そのために在宅介護支援センター、地域包括支援センターを通じて認知症初期集中支援チームの活用を啓発してほしい。

(意見)：認知症見守り支援事業については、見守る方が事前登録をしないと機能しない事業であるので、在宅介護支援センター、地域包括支援センターを通じて広めてほしい。

在宅医療・介護連携推進事業費について

Q：健康福祉部予算分科会追加資料の「在宅医療の現状について」で、四日市市における死亡の場所別で「自宅」とあるが、これは、医師の指示のもと自宅で看取りを行った数ということか。

A：人口状態調査の死亡診断書における死亡場所なので、すべてが看取りの数ではない。

Q：在宅医療・介護連携事業について、介護・看護人材の育成、研修の充実については、今年度と比較して約70万円の予算拡充となるが、どのような部分に充てるのか。

A：研修内容について一部をYoutubeで配信をしており、その撮影費用等となっている。

Q：安心の地域医療検討委員会は平時何回開催しているか。

A：平時は年度に2回開催している。今年度は書面開催を1回行った。

Q：安心の地域医療検討委員会の来年度予算が減少しているのはコロナ禍で開催が減ると見込んだためか。

A：安心の地域医療検討委員会に様々な部会があり、コロナ禍で部会の開催を見合わせる必要があるため、その部分について減額している。

(意見)：大事な会議体だと考えるので、リモート会議なども活用し、情報交換の場としての機能を果たしてほしい。

Q：総合病院での医師との連携について、総合病院ほど在宅医療についての認識が薄い。羽津医療センターでは在宅医療の現場に研修医を派遣して、病を診るのではなく人を診るという研修、教育をしている。本市には、こうした羽津医療センターの取り組みや在宅医療に精通した先生方もおられることから、これらを通して医師の底上げ、患者にどう向かっていくのかという教育ができる場所だと感じるが、そういった取り組みや、必要性等についてどう考えているか。

A：病棟主治医との連携については、四日市医師会、四日市市内の病院の地域連携担当、行政が参加し、退院時カンファレンスの件数や症例の検討会を年2回実施し、昨年度末からケアマネージャーと地域連携室との情報交換会もスタートし、病院の医師を含めたスタッフとケアマネージャーの連携を深めているところである。

Q：仕組みとしての連携は頑張っていると思うが、それだけではなく患者に向かい合う精神や在宅医療から学べるものを共有したり、どのような取り組みをすれば本当に患者に向かい合う医療従事者になってもらえるのかについて真剣に取り組んでもらいたい。在宅医療という本市が誇る取り組みがあるので、うまく仕組みとともに、その精神を連携させていくことが本当の医療の底上げになると考えるので、行政としてそこをどう繋げていくのか意識を持って取り組んでほしいがどうか。

A：安心の地域医療検討委員会は市立四日市病院、羽津医療センター、県立総合医療セ

ンターの院長、市内の他の病院長、介護関係者等に出席いただき、顔の見える関係を作るという趣旨で活動している。また、その中で退院時カンファレンスマニュアルをつくり退院先でのケアの方針等について定めている。こうした活動は患者に寄り添う医療従事者の育成につながるので、これらの取り組みをもっと広げるとともに、在宅医療を希望される方が多い中で、家族等支える側の不安を解消しないと安心した在宅医療にならないので、このあたりをしっかりと押さえていきたい。

(意見)：本市のすばらしい在宅医療の取り組みを医師の精神的な底上げにつなげてほしい。

Q：在宅医療では、家で最後を迎えたいという気持ちがあるものの、家族との意見の行き違いにより緊急時に病院へ救急搬送されるケースがある中で、消防との連携も重要になるが何か行っていることはあるか。

A：人生の最終段階で自分の意志表示をするツールとして四日市医師会と協働で「私の気持ち」という意思表示を示してもらい取り組みを行っており、作成されたシートについては、消防とも共有している。

(意見)：しっかりとそのツールを使い連携をとってもらいたい。今年度から四日市消防本部は東京消防庁に続いて、救急搬送時の延命治療の中止を始めており、スムーズに運用できているとのことなのでしっかりと連携し、その方が望む最後を迎えられるようにしてほしい。

第2条 債務負担行為

第3条 一時借入金

第4条 歳出予算の流用

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第78号 令和3年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第4款地域支援事業費 第3項包括的支援事業・任意事業費》

《その他》

新型コロナウイルスによる死亡者数について

Q：人口動態調査における新型コロナ死者数は把握しているか。

A：人口動態調査の死亡診断書については、その都度保健所に提供される仕組みではないので把握していない。本市の状況として公表されているのは四日市市の「保健衛生事業の概要」における死因である。厚労省からは、死亡診断書に関係なく新型コロナによって亡くなった方については速やかに報告するように指示があり、本市としては3月3日現在で9人の死亡を報告・公表している。

(意見)：新型コロナにより入院された方が死亡した場合の死因について正確に把握しておくべきである。

(意見)：令和3年度において、令和2年度の人口動態調査による新型コロナの死者数が県別で把握できるようになった際は教えてほしい。

健康福祉部全般について

Q：ワクチン接種など、コロナ禍対応で必要な健康福祉事業を行うとなると財源としては国の交付金等に頼ることになるが、本市としても財源を確保するためには健康福祉部が行う事業を見直す必要があるし、その中でも特にハード事業などは見直しの必要があると考える。また、ワクチン接種後に従来の事業内容に戻していくのか、新たな仕組みで事業を実施していくのかについて準備、検討しておくべきでないか。

A：健康福祉部の事業としては、例えば生活保護の相談件数は増えている。また、国民健康保険の保険料に関する相談も増えている。こうしたことは感染症に対する相談とは時期がずれて増えてくるので、今後5年程度の中期的なスパンでは、市の負担も伴ってくると考えられる。そのあたりを意識しながら、今すべきもの、先を見据えてやるべきものの整理をしていく必要があると考える。

(意見)：以前なら従来のサービスをより手厚くしていくべきと考えていたが、今後は過剰になるような施策を見直すという視点も必要である。今までのようにはいかないということを念頭に、短期的、中期的、長期的にすべき仕事は何かを考え業務を行っていく必要がある。国の交付税等をあてにするのではなく市としても準備、備えが必要である。

(意見)：事業の見直しの必要性について、国では民間に事業再構築補助金等の支援を行い、今の事業が成り立たない所は新しい事業を実施するよう誘導している。行政でも当然変更すべき部分はあるので、来年度はそういったことを踏まえて評価をしっかりと行わないと自治体間で大きな差異が生まれると考える。

議案第123号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第10号)

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

学童保育事業費について

Q：来年度4月からGIGAスクール構想によって、一人一台タブレットを家庭に持ち帰って学習する環境が整っていくので、学童でタブレットを使った学習にも対応できるよう、教育委員会との情報交換しながら有効活用してほしいと考えるがどうか。

A：ICT推進経費の目的は保育の質の向上のための研修体制の充実であるが、今後、一人一台タブレットとなることも視野に入れており、教育委員会とも協議して有効活

用していきたい。

会計年度任用職員経費について

Q：減額補正する理由としては、子供やクラスの数が想定より少なかったからではなく、応募がなかったということだと思うが、そのような状況で適切な保育ができたのか。

A：臨時保育士の任用数が見込みより減になったため、正規職員のクラス主任等がカバーして保育を行った。任用については引き続き努めていきたい。

(意見)：結局は現在働いている人に負担が出てしまう。これからも同様の状況が予想されるので、しっかりケアしてほしい。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

《歳出第10款教育費 第4項幼稚園費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

施設管理運営費について

Q：昨年、少年自然の家で不正流用の件があったが解決したのか。また、再発防止にかかる指示は行ったのか。

A：機構からの情報提供はなく事件の進展は明らかでないが、指定管理者に対しては調査報告を求め、報告を受けたうえで改善指示文書を発行した。それを受けて指定管理者から指示に対する対応策について回答を受けており、具体的には今回問題となった大きな要因が自然の家主催事業と他の共催事業が混在していたことであるため、指定管理業務以外の部分についても監査の対象とし、それに基づいて毎月の調整会議等でその後の状況も確認している。

Q：改善指示に対して出された対応策についても再度チェックしていかないと、また同じような問題が発生する。コロナ禍で少年自然の家の利用状況等や指定管理者との契約内容にも変化が生じると考えるが、そういった部分も勘案したのか。

A：毎年度提出される事業計画をチェックし、毎月の調整会議等で今後もこまめに確認していく。今後のコロナ禍で施設の利用状況も変わるので、新型コロナ対応を含めた施設運営に努めていく。

Q：コロナ禍の影響で今回収支の不足が出てくるが、本年度は仕方ないにしても来年度どうしていくのかということは考えておく必要がある。本年度はどれだけ収入が減り、これを念頭に令和3年度の少年自然の家にかかる予算をどう考えていくのか。

A：指摘のとおりコロナ禍で収入は減となっているが、合わせて経費削減もしていかなければならない。収入については昨年度と比較して約1500万円の減となっており、同時に経費削減に努めたが、結果的にそれでも不足する600万円の補正をお願いするものである。来年度もコロナ禍が続けば減収が予想されるが、その際は、引き続き経費削減に努めながら適切な運営に努めていきたい。

第2条 繰越明許費の補正

学童保育事業費について

Q：工事の遅れによって完成が4月末になるが、この間の入所者への手当ではできているか。

A：あがた学童保育所の令和3年度の入所者見込みは、今年度と同程度の70人であり、完成までは現状のクラスで運営し、新しい施設が完成した後は2クラスに分かれて過ごしてもらう予定である。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

学校教育アシスト事業費について

Q：非常勤講師の配置人数が見込みを下回り減額補正となっているが、教育現場への影響はどうか。

A：教員の人材不足は本市だけでなく全国的に厳しい状況である。本市でも来年度を見越すとより厳しい状況である。今年度も各学校で予定していた非常勤講師を配置できないということもあった。また、年度途中で病気になったり、産休育休を取得する職員もいるが、補充する職員もままならない状況もある。できるだけ学校現場に影響が出ないように配慮をしているが人材不足は大きな問題となっている。

少人数学級拡充事業費について

Q：小中学校1年生において、30人を超える学級数が当初の見込みを下回り講師配置数が減少したため減額補正を行うとのことだが、学級数は当初から正確に見込めないのか。

A：予算要求時点での来年度の小中学校1年生の学級状況で予算要求するが、今年度については、20クラスを想定していたのが17クラスになった。30人か31人が境目になってくるが、そこの境目はかなりの頻度で変動するため、予算要求時と実際の4月時点では大きく異なる実態がある。

《歳出第10款教育費 第2項小学校費、第3項中学校費》

一般管理運営費（学校管理運営費）について

Q：コロナ禍の臨時休業で勤務日数が減少したため減額補正するが、給食調理員はその間休業となったのか。

A：各学校全体で約80人の調理員がいるが、臨時休業中の雇用を守るため、学校雑務など調理業務以外のことに従事してもらった結果、夏休み期間の短縮などもあり、5日程度の休業になった。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 繰越明許費の補正

第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

手話通訳者派遣事業費、要約筆記者派遣事業費について

Q：手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業について、コロナ禍の中で各種行事が延期、中止となり派遣依頼が大幅に減少したとのことだが、これらの方たちに対する補償は行わないのか。

A：コロナ禍においても個人が派遣依頼する件数はさほど変わっていないが、複数の手話通訳者、要約筆記者を必要とする講演会や会議の数が減ったことで、そういった部分で収入が減っていることは当然あるので、市としても何ができるか考えていく必要がある。ただ、個人の派遣依頼によって介護施設等に赴く際はマスク、フェイスシールド、手袋、消毒液については、市が準備をしている。

Q：手話通訳者や要約筆記者はボランティア精神旺盛な方がやっておられるので、今後も本市において活動してもらうためにも、何か検討してほしい。

A：これまでも行政と通訳者との間で協議している。コロナ禍ということもありリモートで打ち合わせをすることも始めている。手話通訳者、要約筆記者の力を借りていかなければ派遣事業も実施できないので、声を受け止めてより良い事業にしていきたい。
(意見)：庁内の各部署で、コロナ禍によってどういった業種の収入が減っているか把握できると思うので、そういった方に対して補助メニュー等の案内もしっかり行ってほしい。

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 繰越明許費の補正

Q：認知症高齢者グループホーム建設費補助金、小規模多機能型居宅介護事業所建設費補助金の対象となっている施設は、本来いつ完成予定だったのか。

A：今年度中に完成予定であった。

Q：入所予定者の入所が遅れることで家族の負担が増えたり現場でのトラブルが起こったなどの事案はないか。

A：現時点ではそのような報告はない。利用者に負担のかからないように進めていく

い。

議案第 124 号 令和 2 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第 127 号 令和 2 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第 129 号 令和 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）

【こども未来部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費》

新型コロナ・子ども緊急支援プロジェクト補助事業費について

Q：この事業は各団体の既存事業に対して補助するものか。また、こういった団体にアプローチしていくのか。

A：既存の取り組みではなく、新型コロナ対策として新規に行っていただく事業を対象とする。なお、子ども緊急支援プロジェクト補助金については、市民団体などから事業内容も含めて幅広く提案を受けたいと考えており、さらに支援対象児童見守り強化事業費については、国の要綱に該当する取り組みを行う場合に補助金を活用してもらいたい。

Q：支援対象児童等見守り強化事業費とはどのような内容か。

A：対象団体としては子ども食堂など、宅食や見守り活動を実施してくれる事業者を想定しているが、虐待対策として市で見守りが必要と認めた方に対して、これらの事業者が見守り活動を行った場合に補助を行うものである。

Q：そうした事業は本来行政がやるべきではないのか。

A：事業目的は虐待の防止だが、事業者がいきなり見守りを行うとなるとハードルが高いので、こども家庭課職員との詳細な打合せを事前に行うなどマッチングを密にする必要がある。また、育児不安のある家庭への養育支援など、虐待に直接関係がなくても市で見守りが必要と認めた家庭に対する活動であれば補助の対象となるので、虐待の未然防止の観点も含め、こちらの部分を中心に実施することを検討している。

Q：虐待の見守りについては、民間ではなく行政や社会福祉協議会が行うべきものと考ええる。たとえ民間に依頼するとしても、どんなやり方でどのように現場に入っていくのかという部分を検討しておかないと、予算は国から下りてくるものの、適切に活用できないのではないのか。

A：虐待の見守りについては、確かに行政が責任を持って一義的に行うものであるが、幅広く行政以外でも見守りに協力いただける団体と連携し虐待を未然に防ぎたいという思いで提案している。補助事業ではあるが、行政としても責任をもってやっていきたい。

Q：支援対象児童等見守り強化事業費について、本市で想定しているような内容と同様の取り組みを行っているところはあるのか。

A：名張市では市が見守り活動をやっていたところを子ども食堂にカバーしてもらうような形で実施している。具体的には1、2回目は行政職員と子ども食堂の職員が同行して訪問し、それ以降は子ども食堂の職員が宅食付きで訪問している。

(意見)：コロナ禍ということで緊急的な対応なのかもしれないが、丁寧に行わないと別の課題が生まれる懸念があるので、ある程度行政か、それに準じた団体など責任を負えるところにやってもらう仕組みを考えるべきである。

Q：安定的に活動している子ども食堂は市内に何箇所あるのか。

A：臨時的に活動している団体もあるが、常時活動している団体は3団体と把握している。

(意見)：支援対象児童等見守り強化事業については、どこにお願いしていくかということが重要だが、これから新規で立ち上げるところは難しいと考える。やはり実績があって現状を知っている団体でないと厳しいので、そこは行政がしっかり判別してほしい。

(意見)：実績があって信頼できる団体であれば、対象者のニーズなど、必ず何らかの情報をつかんでいる。行政としてはそうした実情に応じた情報を拾い上げるためにアンテナを広くすることが重要で、その情報をもとに虐待対策などにつなげることができる。よって、今回の事業については新規団体も対象になるかと思うが、すぐにやめてしまうところもあるので、補助金を出す際にしっかりと見極めてほしい。また、候補の団体がどの程度の実績、ノウハウ、志しを持っているかをしっかり見ていただきたい。

Q：支援対象児童等見守り強化事業について、育児不安のある家庭の見守り活動というのは、通常行政の助産師や保健師といった専門的な職員が担っているが、例えば子ども食堂の職員に本当にできるのか。また、そういう人が訪問することで、プライバシーの面で問題が生じることが懸念されるが、対策は考えているか。

A：指摘も踏まえ、見守りを希望される方に対してこういう事業があることを伝えて理解してもらうことで、プライバシーの問題になる可能性を低減できないかと考えている。

(意見)：コロナ禍で虐待が増えているので、対応していかなければならないが、応募してきた事業者すべてが見守り事業に適しているとは限らないので、その見極めが極めて重要である。

Q：今後、審査会を実施する中で、その状況や内容を委員会に報告してもらいたいと思うか。

A：4月の募集状況、第一回審査会の状況等を6月定例会議会において委員会に報告させていただく。

Q：周知と募集はどのように行うのか。

A：広報よっかいち4月下旬号で行う予定だが、他の手段も考えたい。

(意見)：周知募集の方法によっては多くの応募が来ると考える。そういったことを予想しながら、困っている家庭に支援が届くようにしてほしい。想定以上の問題が起こる

可能性も考慮しておかないと上手く進められない可能性もあるので、早い段階から周知に努めてほしい。

(意見)：結果的に不用額が出たとしても本当に託すべき団体に託してほしい。

Q：支援対象児童等見守り強化事業について、補助率 10 分の 10 とのことだが上限はあるのか。

A：国の制度上は 1 団体約 970 万円を上限としているが、今回市として予算計上しているのは訪問回数等から積算して 600 万円を上限としている。

【教育委員会・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【健康福祉部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 3 款民生費 第 1 項社会福祉費》

自立相談支援事業費について

Q：今回の補正によって相談支援員 1 人を増員するが、これにより相談支援員は 1 人当たりどれぐらいの件数を対応することになるのか。

A：増員がない場合、今年 3 月時点で 1 人あたり 1 日 6.9 人の相談対応を見込んでいたが、今回の増員により、1 人あたり 1 日 5.4 人の相談対応の見込みとなる。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第 70 号 令和 3 年度四日市市一般会計予算、第 1 条歳入歳出予算のうち、歳出第 10 款 教育費 第 1 項 教育総務費中 魅力ある奨学金制度の創設事業については賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決し、歳出第 10 款 教育費 第 5 項 社会教育費中 市指定文化財「旧四郷村役場」保存整備活用事業については、分科会の総意により、採決を行わずに全体会審査におくるべきものと決しました。

また、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第 70 号 令和 3 年度四日市市一般会計予算について、第 1 条歳入歳出予算のうち、こども未来部関係部分で提案のあった 3%シーリングについては、複数の分科会に係る事項として全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致で全体会に送ることと決しました。

以上をもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和3年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 2

事業名	公立保育園、幼稚園、認定こども園の施設整備（工事・修繕）について	
事業概要	各園から要望される園舎等の工事・修繕を行うもの。	
	決算額	保育所整備事業費（款3民生費 項2児童福祉費）：182,893,760円 保育所管理運営費（款3民生費 項2児童福祉費）：315,784,379円 施設整備事業費（款10教育費 項4幼稚園費）：88,900,056円 園管理運営費（款10教育費 項4幼稚園費）：172,739,596円 の一部

翌年度予算への提言

＜提言＞ 公立保育園、幼稚園、認定こども園の施設整備の実施について

公立保育園、幼稚園、認定こども園の施設整備について、保育及び教育現場等からのニーズ・要望等に応じて、適時適切に施設整備を実施できるよう、必要な予算の措置及び業務の実施体制の整備を行うべきである。

※参考 事業実施に関する意見 ③拡大

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

公立保育園、幼稚園、認定こども園の施設整備について、令和2年度は年度途中で技師の兼務発令を行い、現場等からの要望等に対し、施設の修繕に努めた。

令和3年度においては、営繕工務課との連携を強化するべく実施体制の充実を図りながら、今後2年間で過去の要望の残分の対応を行っていくとともに、保育及び教育現場等から随時挙げられる修繕等の要望について、適時適切に対応を行っていく。

1. 経過と執行状況

- ・令和2年8月定例月議会で要望事項の対応について提言を受ける
- ・要望事項の修繕案件を整理（公立保育園・こども園：全158件、幼稚園：全96件）
- ・現地調査や見積り及び発注手続き等を迅速に対応できるように技師職員を兼務発令
- ・令和2年度中に対応可能な案件を各園要望の優先順位の高い順に選定
（残る要望事項については、令和3年度及び4年度の2年間で対応）
- ・既決予算を流用して執行

① 令和2年度の執行見込み

保育園・こども園 74件(うち10万円以上50件) 24,988千円
 幼稚園 53件(うち10万円以上21件) 9,884千円

② 令和3年度～4年度の残対応件数 127件(10万円以上)の見込み

【令和3年度当初予算（修繕等関係予算）】

- ① 保育園 33,694千円（前年度当初予算：24,140千円）
※うち要望対応部分 18,000千円
- ② こども園 4,050千円（前年度当初予算：937千円）
※うち要望対応部分 500千円
- ③ 幼稚園 28,380千円（前年度当初予算：13,350千円）
※うち要望対応部分 9,300千円

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

（意見）：過去からの修繕要望については、令和2年度から令和4年度で対応していくことが示されているので、対応状況としては拡大でいいのではないかと。

Q：令和2年度は他部局の技師に協力してもらって各園を回り対応したと聞いているので、こども未来部として、技師の増員を要求してもらいたい。また、毎年出される修理修繕の要望をデータとして管理していく方法について、考え方を示してほしい。

A：令和2年度時点をスタートとして台帳を整理したうえで、この台帳をもとに今後の新たな要望には年度も含めて登録し管理、執行していく。また、技師の増員については、令和2年度は他部局から2人の技師に応援してもらったが、その状況を総務部、財政経営部に伝えたい。人員増がいいのかどうか、また、他の方法も含めながらしっかり総務部、財政経営部と協議していきたい。

（意見）：今後も各園からの修繕要望については最低3年以内に対応していただくということをお願いしたい。

2. 反映状況

③拡大

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和3年2月定例会議会 予算常任委員会)

(継続) No. 1

事業名	市民ニーズを踏まえた保育サービスの提供について	
事業概要	<p>就学前児童の保育については、保育ニーズの高まりにより入園希望者の増加が続いているため、就労等の事情により保護者が子どもを安心して預けることができるよう、新たな私立保育園3園の建設費補助を行った。</p> <p>また、私立保育所において適切な運営ができるよう指導及び助言を行うとともに、保育内容の充実のため、各種補助施策を実施した。</p>	
	決算額	
翌年度予算への提言		
<p><提言> 良質な保育の提供に向けた保育士の処遇改善について</p> <p>保育士にとって働きやすい環境を整えることが良質な保育の提供に繋がるため、公立保育園、私立保育園に関わらず保育士給与等の処遇改善や職員の適正配置等を早急に実施する必要がある、関連予算を拡大することを提言する。</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>保育ニーズの高まりの中、保育園・こども園における保育士の就業継続及び新たな人材の確保につながるよう、働きやすい保育環境の充実を図る。</p> <p>そのため、令和2年度には私立保育園正規職員の給与改善補助単価の拡充や、公立保育園・こども園で事務補助を行う会計年度任用職員(パートタイム)の勤務時間の延長を行いました。</p> <p>令和3年度は、私立保育園正規職員の給与改善補助等を継続して実施するとともに、一層の保育環境の充実を図るため、保育士の保育に係る周辺業務(清掃、消毒等)を担う保育支援者(用務員)を公立保育園に配置するとともに、私立保育園・こども園に対しては、保育支援者(用務員)の配置に係る経費の補助を行い、保育士が保育業務に集中できる体制づくりに取り組む。</p>		
<p>【令和3年度当初予算】</p> <p>① 私立保育園正規職員の給与改善補助：88,000千円(前年度当初予算:87,774千円)</p> <p>② 会計年度任用職員経費(保育園事務支援)：50,124千円(前年度当初予算:49,728千円)</p> <p>③ 保育体制強化事業費補助金【新規】：37,200千円(前年度当初予算:—)</p> <p>④ 会計年度任用職員経費(保育園用務支援)【新規】：53,123千円(前年度当初予算:—)</p>		

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

(意見)：令和3年予算への反映状況としては変わっていないが、令和2年度予算ではかなり増額していただき反映されているので一定以上の評価をする。現場からは更なる処遇改善が必要であるという声も聞いているので、引き続き対応をお願いしたい。また、教育委員会の魅力ある奨学金の創設事業において、市定住者は奨学金を返還免除するとのことだったが、四日市市在住ではなくても四日市市で保育園、幼稚園、こども園に勤務する方について、この奨学金を利用している場合に返還免除することを検討してもらいたい。

(意見)：令和元年8月定例月議会において提言を行って以降、令和2年度にある程度処遇改善がなされ、令和3年度も保育士が保育業務に集中できる体制づくりに取り組むとのことなので拡大と評価してよいと考える。

2. 反映状況

③拡大

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和3年2月定例会議会 予算常任委員会)

(継続) No. 2

事業名	文化財関連事業について	
事業概要	補助金制度を始めとした文化財関連事業は、文化振興課、観光交流課、社会教育・文化財課など複数の部署にまたがり設けられている。煩雑さを軽減するため、各課では、補助金一覧表を用いた統一的な案内を実施している。	
	決算額	
翌年度予算への提言		
<p><提言> 文化財関連事業の見直しについて</p> <p>地域に根ざした伝統文化が、教育、観光、地域活動における重要な資産として、十分に活用されるよう、複数の部署にまたがる文化財関連事業を見直し、市民にとって、よりわかりやすく、使いやすいリニューアルを検討すべきである。</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>【3課共通】</p> <p>本市の伝統文化を教育や観光、地域づくりにより活用していくため、文化財関係課（文化振興課、社会教育・文化財課、観光交流課）による会議を随時開き、情報共有及び連絡調整を行っている。</p> <p>令和2年度は、補助金の活用等が市民に対して不便のないよう、自治会や地域活動団体等の活用に資する助成制度をまとめた「地域団体への助成制度のしおり」に3課で扱っている文化財関連の補助金などを掲載するなど周知に努めたところである。引き続き、市民には丁寧でわかりやすい案内を行っていく。</p> <p>なお、文化財関連事業の見直しについては、現在の文化振興課と社会教育・文化財課を市長部局において統合することを念頭に、組織の見直しについて検討を進めている。</p>		
<p>【社会教育・文化財課】</p> <p>鳥出神社の鯨船行事については、令和2年度に新たに設けた観覧環境の整備などへの補助金の制度により、令和3年度も引き続き支援を行っていく。</p> <p>ユネスコ無形文化遺産継承支援活用事業費：500千円 継承支援補助（1/2、上限500千円） （前年度当初予算：500千円）</p>		
<p>【文化振興課】</p> <p>「地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金」については、令和3年度予算案での内容変更等はなく、同補助金の活用を進めるため、地区市民センターを通じた地域へのPRをはじめ、保存団体等へ個別に同補助金の案内をするなど、丁寧に周知を行っていく予定である。</p>		

地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金：1,400千円
(前年度当初予算：1,400千円)

【観光交流課】

「大四日市まつり 山車等復元に対する助成金交付に関する規約」に基づき、復元や修理を必要とする山車等に対して、大四日市まつり実行委員会の自主財源（基金）から必要に応じて助成を行うものであることから、当初予算措置は行っていない。

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

Q：市長部局での統合を現在検討しているのか

A：文化財をまちづくりの一環として考えるにあたり、社会教育・文化財課としては、市民文化部文化振興課と統合した方がいいのではないかと考えているが、全庁的な組織の見直しということもあるので最終的な部分についてはまだ決定していない。

Q：当初予算への反映という部分では組織は見直されておらず現状のままということか。

A：令和3年度については現状のままである。

(意見)：現在組織の見直しについて検討を進めており、令和3年度も引き続き協議を継続することなので、組織の見直しをした上で、各事業をどう拡充するのかという議論になると考える。現時点では⑤その他として、引き続き調整をしてもらいたいという整理でよいのではないか。

(意見)：市長部局への統合を念頭に検討を進めているとのことだが、検討の経過やいつまでに結論を出すのかという部分はもう少し説明すべきである。

(意見)：各課の業務の状況と、市長部局に統合した際の効果や方向性を踏まえて検討すべきで、それが無いのに無理やり統合しても意味がない。文化財を残すかどうかの判断は難しいので、保存にかかる事業費とそのため財源の確保について検討する習慣づけが必要である。また、今後コロナ禍によって税収が減少すると、文化財の保護は端に追いやられる可能性があるため、その際にどう取捨選択するのかという政治判断も出てくると考えるので、そういった部分を考えてほしい。

(意見)：組織の見直しについては無理、無駄が生じないようにしてほしい。

2. 反映状況

⑤その他（事業実施手法の見直し過程）

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

教育民生常任委員会委員長報告（令和３年４月閉会議会）

【請願（閉会中の継続審査）】

教育民生常任委員会に付託されました請願につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

請願第６号 四日市市に暮らす全ての子どもたちのため、公私の分け隔てなく就学前教育の充実を求めることにつきましては、令和３年２月定例会議会において審査期限の延期が決定されたものであり、当委員会では、休会中に委員会を開催し、先の定例会議会での委員会審査において、請願紹介議員に対しては十分な質疑が行われていることから出席は求めず、理事者の出席のもと審査を行いました。

委員からは、令和３年２月定例会議会における委員会審査後に提出された臨時園長会の会議録では、公立幼稚園の第二次適正化計画について、園長から否定的な意見が出ている。また、今回、公立幼稚園PTA一同から要望書も提出されているが、こうした状況についてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者からは、要望事項の一つである公立幼稚園における３歳児保育の実施については、令和２年度にスタートした四日市市総合計画の策定時にも同様のパブリックコメントを多数いただいております、それを示した上で、総合計画では、認定こども園において教育認定の３歳児の受け入れの検討を進める内容で議決をいただいているので、その方針で進めていきたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、そうした市の方針に疑義がある

から臨時園長会で第二次適正化計画について否定的な意見が出され、また、今回要望書も提出されている。それでも第二次適正化計画を進めていくなれば、議会に対して、その理由について丁寧な説明が必要である。また、幼稚園型の認定こども園の中で3歳児の幼児教育を行えばよいのではないかという現実的な提案を園長会が行っている。すべての公立幼稚園を幼稚園型認定こども園にすべきということではなく、いくつかの地域にバランスよく配置して公立私立を問わずに3歳児の幼児教育が受けられるような環境を整えてほしいという意見が臨時園長会で出たのなら、その段階で議会に報告した上で第二次適正化計画の議論をすべきであり、現場の声を議会に丁寧に伝えることが大切だとの意見がありました。

また他の委員からは、園長会から提案のあった幼稚園型の認定こども園は、保育認定児を何歳児から受け入れできるのかとの質疑があり、理事者からは、3歳児からであるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、課題となっている2歳児までの受け入れ枠確保のため、行政としては幼保連携型の認定こども園を提案せざるを得ないと考えるとの意見がありました。

また他の委員からは、令和3年2月定例会議会において本請願の審査期限を延期した中、令和3年3月31日に議長を通じて理事者に確認したところ、第二次適正化計画については、4月1日からの運用を見送る旨の話をいただいた。そうした中で要望書が提出され、また、園長会でも市の計画とは違う提案がされているのであれば、もう一度この内容を精査する中で現場の意見を聞き、その上で第二次適正化計画を進

めていくべきである。議会が物事を判断する際は、正確な情報が必要であり、それがない中で請願の賛否を判断するのは問題と考える。令和3年2月定例月議会において請願の審査期限を延期した理由は、請願事項の中で公立幼稚園での3歳児保育の早急な実施という部分に疑義が生じたからであるが、請願者がその部分を修正すべく取下げなかったのは、一旦取下げてしまうと第二次適正化計画が今のまま進んでしまうという懸念があったからと考える。なぜ今回、このような要望書が提出されたのか、現状の確認も含めて慎重に審査すべきであるとの意見がありました。

これに対して他の委員からは、請願と要望書では位置づけが違う。請願は賛否を判断する必要があるが、要望書はあくまで要望である。ただし、提出された要望にできる限り沿えるよう努力していくことについては委員全員が同じ思いだと考える。行政は最小の予算で最大の効果を生み出すということが基本であり、その中で方向性を誤った際に議会として問題点を指摘すべきであって、園長会との協議を踏まえて最終的な判断をするのは行政だと考えるとの意見がありました。

これに対して他の委員からは、請願と要望書の位置づけは違うが、趣旨は同じであるとの意見がありました。

また他の委員からは、現場の園長や保護者などから第二次適正化計画について反対意見があるならば、そうした声について委員会で詳しく調査する必要があるとの意見がありました。

また他の委員からは、請願事項には公立幼稚園での3歳児保育の早急な実施、またそれに対応できる職員体制の整備と

いう文言があり、令和3年2月定例月議会における審査では、その部分に疑義が生じ、審査期限を延期しているのだから、内容に変更がなければ審査期限までに請願の賛否を諮る必要があるとの意見がありました。

これに対して他の委員からは、紹介議員からの請願趣旨説明でも明らかなように、全ての公立幼稚園で3歳児保育を早急に実施することを求めるものではなく、その意図を酌み取ることが議会の役目であるとの意見がありました。

また他の委員からは、園長や保護者の不安、不満を解消していく中で第二次適正化計画を進めていく道を探してほしい。今回初めて現場の声を知り、その中で不安、不満が出ている中では、請願の賛否を諮る状況になく、逆に不満が解消されないまま進めていくと市民から議会の責任を問われたときに説明できないとの意見がありました。

これに対して他の委員からは、行政も様々な意見を踏まえ第二次適正化計画において認定こども園で3歳児保育を検討するという姿勢を示しており、現場の状況を見ながら進めていると考えるとの意見がありました。

これに対して他の委員からは、第二次適正化計画が従来の計画から一歩進んだものだという意見もあるが、それを担保して見える形にしてほしいということが保護者や園長会から要望されているとの意見がありました。

続いて、議員間討議において委員から、第二次適正化計画や、子供の減少に伴って公立幼稚園が認定こども園になっていくという流れについては反対するものではないのかとの質疑があり、他の委員からは、臨時園長会の会議録を見ても、園長は第二次適正化計画全てに反対とは言っていない。それ

よりもコストをかけず、公立幼稚園で3歳児保育を行える現実的な仕組みを提案しているのもであって、その内容であれば保護者の不安も解消できると言っている。今の計画では、四日市では公立幼稚園がなくなってしまうという懸念が生まれ、今回要望書が提出されたと考えている。ただし、要望書の内容をどう捉えるかは各委員の判断になるので、より丁寧に確認していく必要があるが、その確認を行わずに賛否を諮るのは拙速だと考えるとの説明がありました。

また他の委員からは、保護者からの要望書について、本当に公立幼稚園を残したいという思いがあると感じた。しかし、大切なことは現在公立幼稚園において適正規模の集団の確保ができない状況になりつつあることである。公立幼稚園の空き教室で3歳児保育を行うことも一つの案だと思うが、それでもコストはかかる。4、5歳児の混合保育は可能だが、3歳児を含めた混合保育は子供の発達を考えると不可能だと考える。そうなると、公立幼稚園で3歳児保育を実施する場合、正職員である幼稚園教諭の配置が必要になるが、財政経営部に確認したところ、幼稚園教諭の給与、福利厚生等を含めると一人の配置で平均約800万円から900万円、公立幼稚園全園で行うと、年間約1億3000万円の費用が発生する。行政の施策は持続可能でなければならぬと考えるが、公立幼稚園で3歳児保育を始めて本当に園児は増えるのか。一時的に園児が増えたとしても5年後、10年後も本当にその状態が続くのか。先行きが不透明な中、公立幼稚園で3歳児保育を始めたものの、園児が減っていき3歳児保育が保てなくなったとき、配置している職員の就業的な不安も発生する。こうした状況を考えると、公立幼稚園で3歳児保育を行うこ

とが本当に公立幼稚園の再生につながるのか疑問であるとの意見がありました。

これに対して他の委員からは、公立幼稚園における3歳児保育についてのコストの意見があったが、将来の四日市を担っていく子供への投資だと考えている。よりよい環境で幼児教育を行うためにも120年の歴史ある四日市の幼児教育を守っていくべきであるとの意見がありました。

これに対して他の委員からは、幼児教育についてはコストのみで語れないと思うが、公立幼稚園における3歳児保育によって、本当に一定規模の集団が確保できるのであれば意味がある。しかし、結果的に少人数になってしまえば、家庭で保育しているのと変わらなくなってしまうのでその部分が不安であるとの意見がありました。

これに対して他の委員からは、本請願の趣旨は全ての公立幼稚園で3歳児保育を行うということではなく、ある程度集約し市内にバランスよく配置すればコストの低減、集団の確保が図られ、公立私立の幼稚園を選択できる環境も残る。ただし、園長や保護者の中には第二次適正化計画にそうした点が担保されていないとの思いがあるので、そこは担保すべきである。また、第二次適正化計画ではどの園が認定こども園になるのか明確でなく、その点も保護者の不安につながっている。計画に記載されていることは公立幼稚園の廃園と休園に関することであり、公立幼稚園の行く末が見えないことが問題である。幼児教育を公的な役割として担保すべきという園長、保護者の思いは大切であり、当委員会の審査結果によってはその思いが消えてしまうという認識を各委員に持ってもらう必要がある。今回の要望書もそういった趣旨を含む

ものであり、第二次適正化計画には不足している部分があることを理解してほしい。その上で、第二次適正化計画の不足部分について丁寧に審査するために、本請願について閉会中の継続審査を申し出るべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、保護者の不安は、いつ認定こども園になるのかの見通しが不明確なところである。また、保護者は、公立幼稚園が廃園、休園になってから認定こども園化が検討されるという認識なので、認定こども園となるまでに時間がかかるという不安を持っている。この2点については、行政としてもできる限り早く方向性を示すべきだとの意見がありました。

以上の経過により、請願第6号につきましては、委員から閉会中の継続審査を申し出るべきとの意見があったことから、閉会中の継続審査を申し出ることについて採決を行ったところ、賛成多数で閉会中の継続審査の申し出を行うことに決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和3年4月閉会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第135号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第2号）について 【こども未来部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業費・事務費、四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業費・事務費について

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和3年4月閉会議会）

【 請願（審査の経過と結果） 】

教育民生常任委員会に付託されました請願につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

請願第6号 四日市市に暮らす全ての子どもたちのため、公私の分け隔てなく就学前教育の充実を求めることにつきましては、4月19日に実施した本委員会での審査経過をもとに、閉会中の継続審査を申し出たところではありますが、これが本会議において否決されたため、再度、委員会を開催したものであります。

討論において委員からは、本市の子供たちのことを思い請願を提出された請願者の行動には敬意を示したいし、公立私立に関わらず3歳児教育は必要だと考える。しかし、行政の施策は持続可能であることが重要だという観点からみると、今後5年、10年先を見据えたときに、公立幼稚園における3歳児保育が持続可能なのか。その保証ができない中では安易に公立幼稚園で3歳児保育を進めるのは無責任と考える。よって、本請願に反対する。ただし、今回の請願における議論を踏まえて本市の子供たちにとってよりよい教育環境の在り方を議論することは最重要課題と考えており、その議論を加速させるべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、事業の継続性について検討を行うことも大切だが、今現在不安を抱えている当事者の思いを酌み、そこにどういった問題があるのか議論することも必要であ

る。確かに事業の継続性、合理化は大切だが、将来の子供に対する投資と考えるべきである。また、今後は少子化になればなるほど保護者や現場の声は届きにくくなるので、そうした声を吸い上げ、いかに施策に反映していくかが問われている。そういった状況を踏まえ本請願に賛成する。また、公立幼稚園の第二次適正化計画がこのまま進んで行かないように、委員会としても注視していくべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、就学前教育は非常に重要であり、署名が集まったことや請願者の思いは尊重する。しかし、子供同士の集団確保が行政の重要課題であり、少子化が進行していることを考慮すると、採択することは難しいと考える。幼稚園は保育園と同水準の行政コストがかかっており、0歳児保育においては、子供3人に1人の保育士を配置している。これらの状況を踏まえると本請願に反対するとの意見がありました。

また他の委員からは、公立私立関係なく、就学前教育の在り方を考えていかなければならないという観点から、公立幼稚園で3歳児保育を早急に実施することは困難と考えるため、本請願の採択には反対するとの意見がありました。

なお、討論の内容を踏まえて、委員からは、今回の請願審査の結果に関わらず、3歳児保育をはじめ、就学前教育の重要性について改めて全委員で認識を共有しました。その中で、委員会として公立幼稚園の第二次適正化計画にかかる議会との議論の場を設けるよう議長へ申し入れるべきとの意見があり、全委員に諮ったところ、全会一致で確認されたことを申し添えます。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、請願第6号につきましては、賛成少数により不採択とすべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

4. 所管事務調査報告書

教育民生常任委員会

○学童保育と小学校の役割分担と連携について

1. はじめに

新型コロナウイルスの影響によって全国的に学校が休校となった中、学童保育所は開所していただき、学童保育所の重要性が改めて認識されました。

学童保育所は、保護者の就労等により放課後に留守家庭となる児童に対し、生活や遊びの場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした施設ですが、放課後子ども教室と一体化・連携し、学校の余裕教室等を活用しながら、保育だけではなく学習活動まで行う自治体もあります。

こうした他市事例、また、学童保育所と放課後子ども教室の比較、本市における学童保育所と小学校の連携の現状等を把握するとともに、今後の放課後児童対策のより良いあり方について研究するため所管事務調査を行うこととしました。

2. 学童保育所・放課後子ども教室の成り立ち、他市事例、本市の取り組みについて

○学童保育事業（放課後児童健全育成事業）の概要

学童保育事業は、現在は厚生労働省所管の補助事業であるが、高度経済成長期の昭和 41 年度から小学生の留守家庭対策として、当時は文部省が「留守家庭児童会補助事業」を創設し、廃止と統合を経て厚生労働省が引き継ぎ、現在に至る。

学童保育所は、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設として、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な生活の場を提供し、その健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援するものである。

四日市市では、昭和 45 年に「海蔵留守家庭児童会」が海蔵小学校のプレハブ教室を利活用し、始まったものが最初となっている。

平成 9 年度の児童福祉法改正により法制化されたことを契機に本市では、学童保育所の整備が進み、平成 28 年度に全ての小学校区に設置され、令和 2 年 4 月 1 日時点で、66 箇所 71 クラスの運営が行われている。

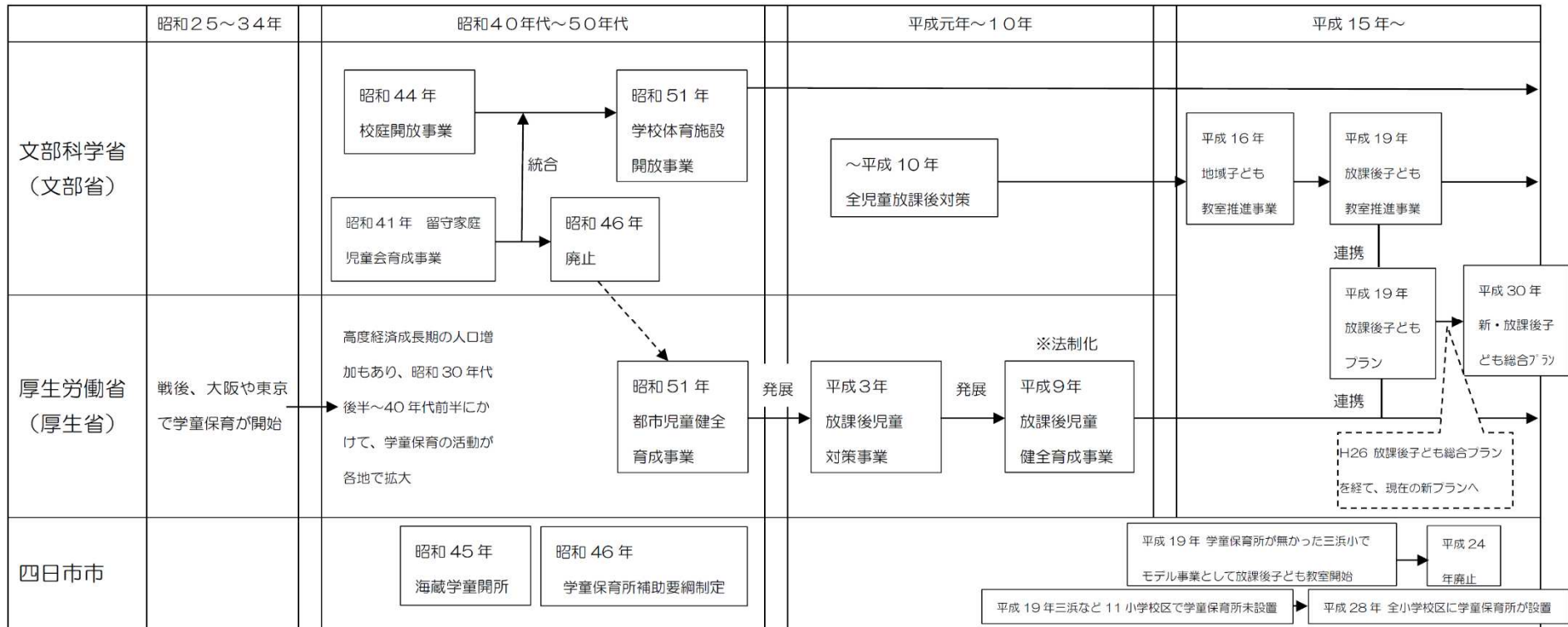
○放課後子ども教室の概要

放課後子ども教室は、文部科学省が所管する補助事業である「地域子ども教室推進事業」を前身に平成 19 年度から始まったもので、保護者の就労状況に関わらず、全ての児童を対象として、放課後や週末等に、小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動や文化活動、交流活動を実施することで、地域の子どもたちと大人たちの積極的な参画・交流によって地域コミュニティの充実を図るものである。

四日市市では、平成 19 年度に小学校の施設を使用した体験活動等を通じて、地域の大人との交流することで、児童の自主性、社会性及び創造性を養うとともに、これらの活動を地域の人材が支援する仕組みをつくり、地域の教育力の向上と放課後等の児童の過ごし場所を提供することを目的に、当時、学童保育所が未設置であった三浜小学校で、全学年を対象に、モデル事業として平成 24 年度までの 6 年間実施されていた。

※放課後子ども教室は学童保育事業のように法制化はされていない。

○国の放課後児童対策の変遷



保育園が卒園児を引き続き預かったり、地域の自治会が預かったりする中、学童保育所が登場し始めた。

高度経済成長により、急速な都市化と核家族化が進み、共働き家庭等が増加し多くの「かぎっ子」が発生。青少年の非行化が問題となり、国が対策を行うこととなった。最初の留守家庭児童対策は文部省で始まるが、文部省は全児童を対象とした事業へ移行。厚生省はそれに追随するように都市部ではあるが留守家庭児童対策を行うこととなった。

厚生省の留守家庭を対象とする対策事業は平成3年に放課後児童対策事業に発展していく。続いて、平成9年に児童福祉法が改正され学童保育が法第6条の3第2項に位置づけられた（法制化された）。また、家庭や地域社会での教育の充実を図ることが課題とされ、放課後や休日の学校外活動の重要性が検討され、文部科学省は全児童を対象とし、体験活動等の機会を提供する地域子ども教室推進事業を開始した。

子どもの安全・安心な居場所の確保が喫緊の課題となり、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「学童保育事業（放課後児童健全育成事業）」を連携してあるいは一体的に実施する「放課後子どもプラン」が創設された。以降、「新・放課後子ども総合プラン」につながっていく。

○北名古屋市の事例

(1) 北名古屋市の基礎データ (および四日市)

(令和2年度)

	北名古屋市	四日市市
人口	86,239人	311,578人
面積	18.37K㎡	206.48K㎡
小学校数	10校	37校
児童数	4,994人	15,737人
(1年生)	(807人)	(2,518人)
(2年生)	(826人)	(2,615人)
(3年生)	(874人)	(2,601人)
(4年生)	(821人)	(2,678人)
(5年生)	(859人)	(2,645人)
(6年生)	(807人)	(2,680人)

学童保育所数	10箇所・23クラス	66箇所・71クラス
運営方式	公設民営	民設民営
利用児童数	1,052人	2,512人
(1年生)	(333人)	(804人)
(2年生)	(281人)	(625人)
(3年生)	(205人)	(479人)
(4年生)	(136人)	(289人)
(5年生)	(68人)	(195人)
(6年生)	(29人)	(120人)

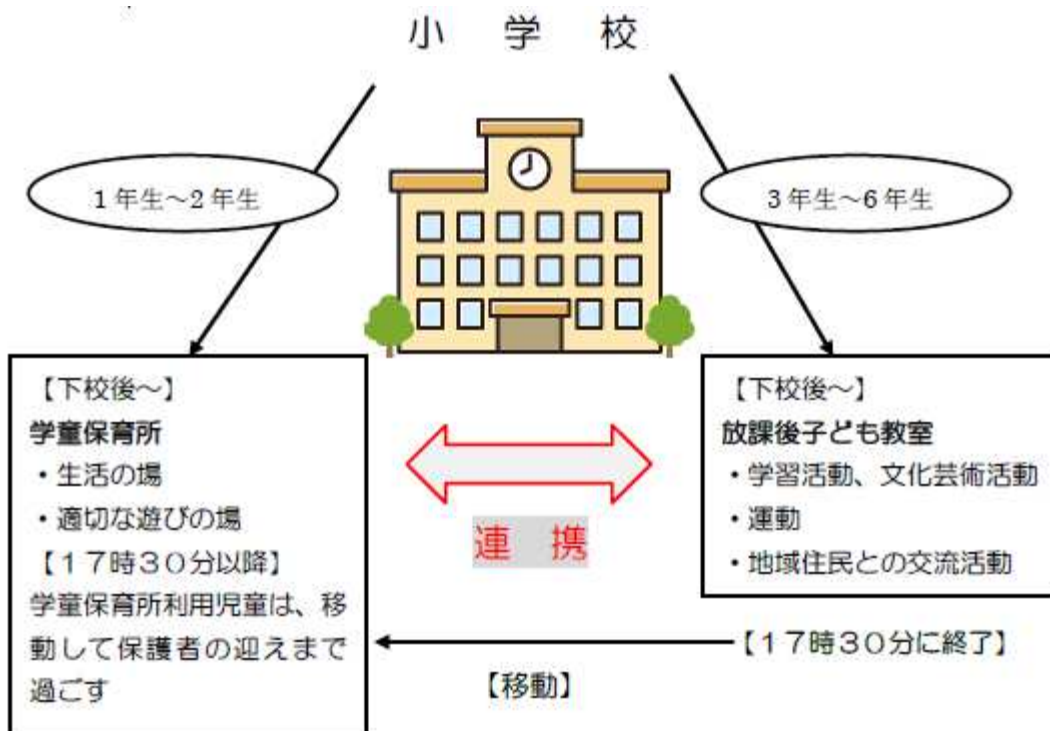
(2) 学童保育所と放課後子ども教室の事業概要

北名古屋市は、10の小学校があり、学童保育所の9箇所は小学校内にあり、1箇所は市立保育園を利用している（クラス数は23）。また、平成28年度から各小学校において放課後子ども教室が実施されている。

	学童保育所	放課後子ども教室
活動内容	宿題、遊び、休息、おやつ（補食）、休息、レクリエーションなど	学習活動（宿題・自主学習）、体験・交流プログラム、レクリエーションなど
対象児童	1年生～6年生	3年生～6年生
開設日 及び 開所時間	平日：下校時～19:30分 土曜・長期休暇期間：7:30～19:30 ※日曜、祝日、年末年始は休み	平日：下校時～17:30 長期休暇期間：14:00～17:30 ※土日祝日、学校の式日、お盆、年末年始は休み
利用料金	月あたりの基本利用料金：4,500円 7月：5,500円、8月：6,000円	月あたりの基本利用料金：2,500円 7月：3,500円、8月：5,000円
担当部署	福祉部 児童課	教育部 生涯学習課

放課後子ども教室は、希望する3年生以上の児童が利用できる。学童保育所を利用する児童も利用することができることから学童保育所と併用して利用する児童は、放課後、校舎内の放課後子ども教室へ向かい活動し、終了時刻の17時30分に学童保育所へ移動し、迎える時間まで過ごす。（学童との併用利用の割引措置は無い）

1年生と2年生は学童保育所しか利用しないため、放課後になると学童保育所へ向かう。



(3) 学童保育所と放課後子ども教室の運営

北名古屋市では、学童保育所と放課後子ども教室ともに市内のNPO等の法人に委託している。学童保育所と学校の連携をより円滑に行うため、北名古屋市では、学童保育所を運営しているNPO等の法人に放課後子ども教室の運営も委託することで、一体的な運営を行っている。

(令和2年度)

学童保育所			放課後子ども教室			
数	場 所	運 営 者	小学校名	運 営 者	場 所	数
2	敷地内専用施設	特定非営利法人 健全育成おひさま	①師勝南	特定非営利法人 健全育成おひさま	生活科ルーム	1
2	敷地内専用施設	特定非営利法人 在宅福祉の会 じゃがいも	②師勝北	特定非営利法人 在宅福祉の会 じゃがいも	マルチ教室	1
2	校舎内余裕教室		③ 鴨 田		家庭科室	1
3	校舎内余裕教室	NPO法人 次世代健全育成 サポート あひるっこ	④ 師 勝	一般社団法人 きゅーぶ (←左 あひるっ この関係者)	ボランティアルーム	1
4	敷地内専用施設		⑤師勝西		多目的室	1
2	敷地内専用施設		⑥師勝東		多目的室	1
2	保育園舎の一部		⑦ 西 春		図工室	1
2	校舎内余裕教室		⑧ 栗 島		被服室	1
2	敷地内専用施設	NPO法人 子育てネットワーク あすなろ	⑨ 五 条	NPO法人 子育てネットワーク あすなろ	家庭科室	1
2	校舎内余裕教室		⑩ 白 木		図書室	1
23						10

< 師勝東小学校 学童保育所 >



< 師勝東小学校 放課後子ども教室 >



【参考：「NPO法人次世代健全育成サポートあひるっこ」の団体概要】

- ・平成16年発足、職員数120人（常勤15人、非常勤100人、派遣5人）
- ・学童保育所、ファミリーサポートセンター、コミュニティセンター、児童館、子育て支援センターといった北名古屋市の多数の子育て支援施設の運営を行っている。

【各施設の利用状況】

（令和2年度）

全児童数(A)	学童保育所を利用する児童(B)	放課後子ども教室を利用する児童(C)	学童と放課後子ども教室を併用利用する児童(D)	放課後子ども教室のみの利用する児童(E)=(C)-(D)
1年 807人	333人	—	—	—
2年 826人	281人	—	—	—
3年 874人	205人	227人	186人	41人
4年 821人	136人	172人	126人	46人
5年 859人	68人	82人	58人	24人
6年 807人	29人	38人	26人	12人
計 4,994人	1,052人	519人	396人	123人
利用率	(B)/(A) 21.1%	(C)/(A) 15.4%	(D)/(A) 11.8%	(E)/(A) 3.7%

※3年生～6年生の児童の合計 3,361人

※学童保育所利用する3年生～6年生の児童が放課後子ども教室と併用利用している

割合 (D)/(A) 90.4%

(4) 学童保育所と放課後子ども教室の運営費用

北名古屋市の学童保育所と放課後子ども教室の1年間にかかる運営費については次のとおり。

(令和元年度決算見込)

	学童保育所	放課後子ども教室
施設数	22クラス	10教室
金額	168,296千円	57,832千円
1施設あたり	7,649千円	5,783千円

【参考】四日市市の学童保育所の運営費（北名古屋市と比較するため
新築費や家賃補助等を別出しにして表を作成）

(令和元年度決算見込)

	学童保育所	摘 要
施設数	67クラス	
金額	493,777千円	
1施設あたり	7,369千円	

※別途、新築（2箇所）・大規模改修（7箇所）の45,437千円、
家賃補助25,563千円、施設備品購入等補助10,378千円の
小計81,378千円の経費がかかっている。

○四日市市における学童保育所と小学校の連携

(1) 昨年度の主な取組み

- ① こども未来部こども未来課に学童保育係を創設し学童保育所への支援の充実と学校や教育委員会との連携がより深められるよう体制を強化した。
また、総合教育会議においても、学童保育所による学校施設の利活用をテーマに、利活用の推進等について協議を重ねた。
- ② 前記の取組を行いながら、こども未来部と教育委員会で連携し協議を進めることで、学校施設を使用する学童保育所数についても、平成31年4月から令和2年4月の1年間で3つ増やすことができた。

< 3つの内訳 >

- ・保々学童：余裕教室への移転
- ・富洲原学童：教室以外の学校施設で第2学童保育所を開設
- ・海蔵学童：学校敷地内において、第1学童として使用していたプレハブを撤去し、新たに2階建ての専用施設へ建替。令和2年7月現在も工事実施中。

< 保々学童 >



< 海蔵学童 >



- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため学校の臨時休業が行われた期間、学童保育所(こども未来部)と学校(教育委員会)が連携し、次のような対応を行い、児童の安全・安心の確保と保護者に不便が生じないように努めた。

< 3月の対応 >

- ・3月5日からの学校の臨時休業に伴い、学童保育所には朝から開所していただくよう要請した。

それにあたり、学校の教諭や教育委員会を含む市の職員を学童保育所に派遣し人員不足の解消に努めた。

< 4月、5月の対応 >

- ・こども未来部と教育委員会で協議を深め、学校が行う児童の一時預かりの対象を学童利用児童を含む全児童に拡大した。

このことで、学童保育所は平常どおり放課後の時間帯からの開所とすることができた。

< 3月、4月・5月共通の対応 >

- ・学校の臨時休業中、学童保育所の運営にあたり、運動場、体育館や図書室など様々な学校施設を使用できるよう調整し、いわゆる3密の回避に努めた。

(2) 今年度の主な取組みと今後について

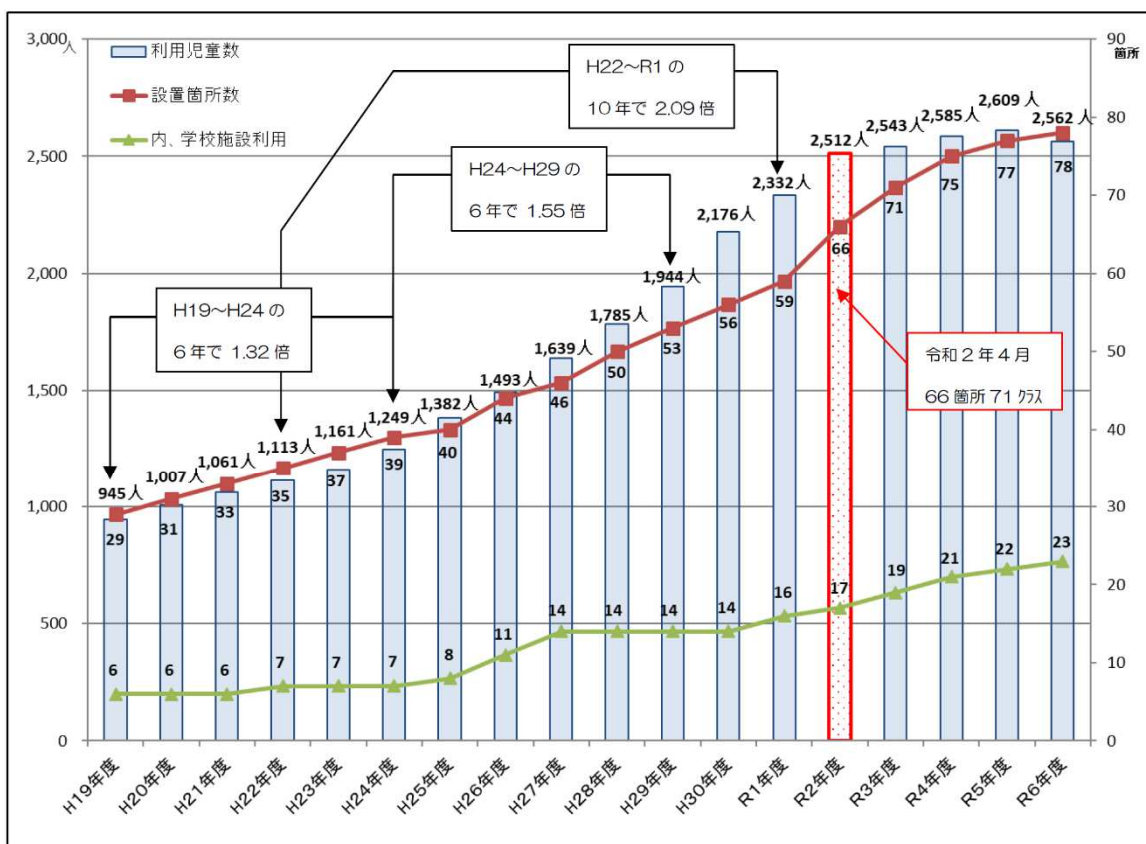
- ① 新型コロナウイルス感染症関連として、学校再開後も臨時休業中と同様に、3密の回避に努めるため、希望があった学童保育所には放課後等に学校施設を継続して使用できるよう調整した。なお、夏季休暇期間についても調整を行い、朝から学校施設を使用できることとなっている。
- ② 総合教育会議において、学童保育所による学校施設の利活用についての協議を行い、その中で、学校教育に支障がない範囲内で、学校施設が地域の実情に応じて積極的に活用できるよう、教育委員会が基本的な考え方や必要な基準をまとめた、「四日市市立小中学校における余裕教室等活用方針」を作成した。

○ 今後について

本市の学童保育所の利用状況は次ページのとおり、過去10年間（平成22～令和元年）で利用児童数が1,113人から2,332人へ2.09倍に増加。今後も数年間は増え続ける見込みである。

児童が安全・安心な環境で放課後を過ごすことができるよう提供枠を確保するためには、新・放課後子ども総合プランの主旨を踏まえ、学童保育所による学校の校舎や敷地、学校周辺の公共施設の利活用をこれまで以上に推進する必要があることから、教育委員会をはじめとする関係部署と学童保育所との連携を深めていく。

学童保育所の設置状況と今後の見込み



学童保育所の学校施設使用状況

【平成31年4月 14箇所】				【令和2年4月 17箇所】			
名称	設置形態			名称	設置形態		
	教室	教室以外の学校施設	学校敷地内専用施設		教室	教室以外の学校施設	学校敷地内専用施設
1 桜地区学童保育所	○			1 桜地区学童保育所	○		
2 塩浜学童保育所	○			2 塩浜学童保育所	○		
3 八郷学童保育所	○			3 八郷学童保育所	○		
4 神前学童保育所	○			4 神前学童保育所	○		
5 富洲原学童保育所			○	5 保々学童保育所	○		
6 大谷台第1学童保育所			○	6 富洲原学童保育所			○
7 大谷台第2学童保育所		○ 陶芸室		7 富洲原第2学童保育所		○ 講堂	
8 海蔵第1学童保育所			○	8 大谷台第1学童保育所			○
9 海蔵第2学童保育所 クラス1			○	9 大谷台第2学童保育所		○ 陶芸室	
10 海蔵第2学童保育所 クラス2			○	10 海蔵第1学童保育所 クラス1			○
11 常盤西学童保育所			○	11 海蔵第1学童保育所 クラス2			○
12 内部東第1学童保育所			○	12 海蔵第2学童保育所 クラス1			○
13 内部東第2学童保育所			○	13 海蔵第2学童保育所 クラス2			○
14 三重北学童保育所			○	14 常盤西学童保育所			○
計	4箇所	1箇所	9箇所	15 内部東第1学童保育所			○
				16 内部東第2学童保育所			○
				17 三重北学童保育所			○
				計	5箇所	2箇所	10箇所

四日市市立小中学校における余裕教室等活用方針（概要）

令和2年5月 教育委員会 作成

1 方針策定の趣旨

本方針では、国全体の方向性に基づき、放課後における児童生徒の安全・安心な居場所を確保することを目的とし、余裕教室の基本的な考え方や必要な基準として示します。

2 本市における余裕教室の定義及び必要教室の基準に関する考え方

必要教室A		必要教室B		余裕教室
(1)普通教室 通常学級	(2)特別教室 理科室、音楽室	(3)管理諸室 教材室、資料室など	(4)学校教育施策に係る教室等 少人数指導教室、会議室、多目的教室	
特別支援学級	家庭科室など		適応指導教室など	

既存の学校施設内にある教室等の中で、学校教育活動を行ううえで必要な教室を必要教室*として算出。さらに、施設全体の保有教室から必要教室を除いた教室を余裕教室とする。

※必要教室A：すべての学校において必須の教室 必要教室B：学校の児童生徒数に応じて必要数が異なる教室

○算出基準数適用にあたっての考え方

学校規模や現在の教室利用を考慮し、以下の数式を用いて余裕教室を算出します。

$$\text{保有教室} - (\text{必要教室A} + \text{必要教室B}) = \text{余裕教室}$$

学校によっては、児童生徒数により保有教室数の使用がそれぞれであることから、算出結果によって、検討することが可能かどうかについて以下の基準で判断をします。

余裕教室となる教室がある場合（保有教室と必要教室の差がプラスの場合）

余裕教室の利活用について、検討可能とします。ただし、学校によって余裕教室となる教室の場所が異なるため、検討を行う前に学校への確認を必要とします。

余裕教室となる教室がない場合（保有教室と必要教室の差が0またはマイナスの場合）

余裕教室の利活用について、必要教室Bにおいて必要教室数を精査したり、教室の共用を検討したりすることによって余裕教室が確認できた場合に限り、検討をすることを可能とします。

3 学校敷地の有効活用について

敷地の利活用については、学校敷地内に利用可能な敷地があるかどうか、学校教育活動上、支障がないかどうかなどの検討を行うとともに、利用を希望する団体を所管する部局が利用団体と教育委員会の調整を行います。ただし、学校敷地に施設等を建設するための空きスペースがない場合や調整の結果、学校敷地が利用できないとなった場合については、検討は行いません。

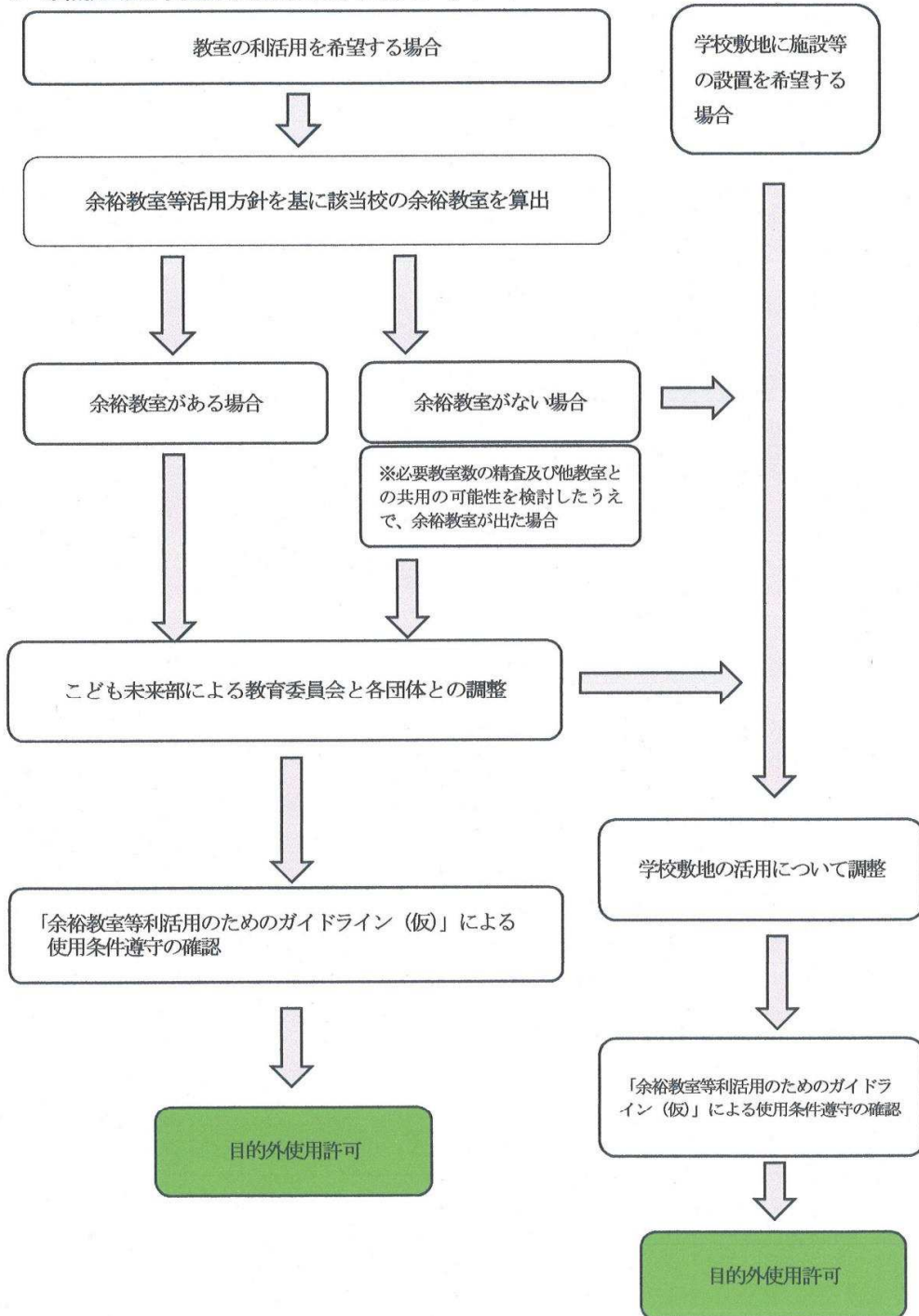
4 余裕教室等利活用の基本的な考え方

①児童生徒の安全・安心な放課後の居場所となること

②社会に開かれた学校づくりを目的とした地域と学校の連携、協同の場所となること

活用にあたっては、要望のあった団体の活動趣旨とこの2点のポイントを照らし合わせ、調整を行っていく必要があります。なお、調整にあたっては、「余裕教室等利活用のためのガイドライン（仮称）」に基づき、実際に各団体が運営を開始した際に生じる課題について、協議を行いながら進めていくものとします。

5 余裕教室及び学校敷地利活用に向けてのフローチャート



新・放課後子ども総合プラン

(2018(平成30)年9月14日公表)

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標(2019~2023年)

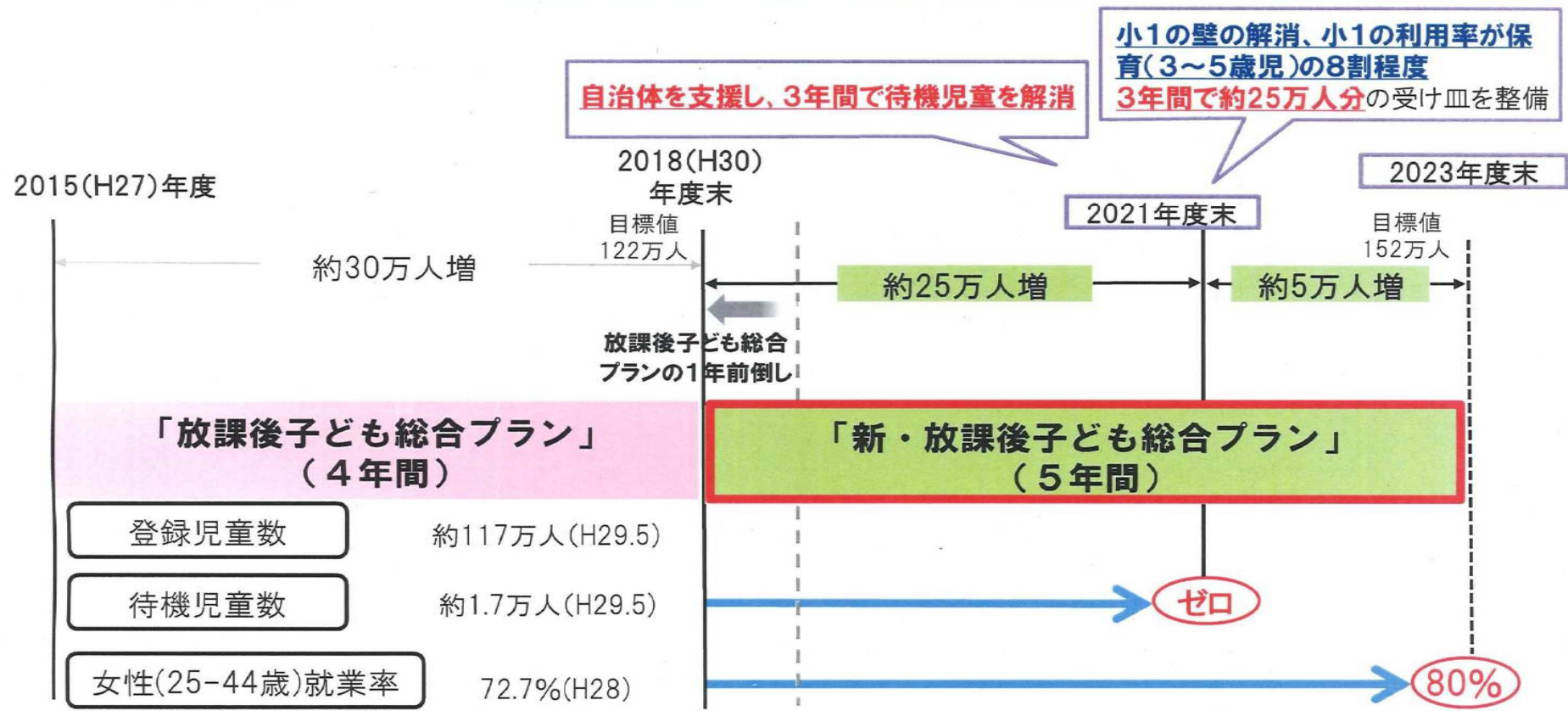
- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備(約122万人⇒約152万人)
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人⇒152万人



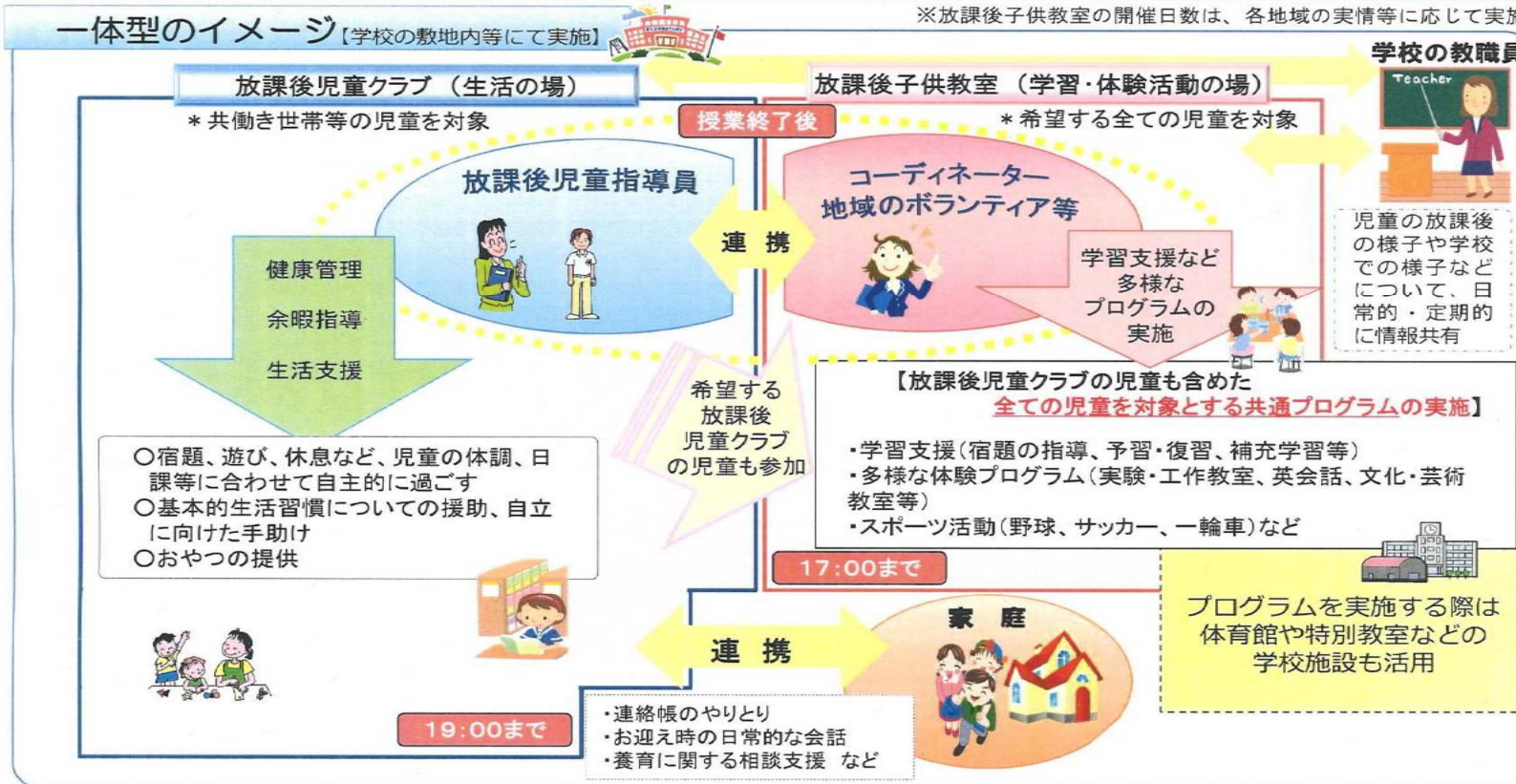
一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
- 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用

一体型のイメージ 【学校の敷地内等にて実施】

※放課後子供教室の開催日数は、各地域の実情等に応じて実施



3. 委員からの主な意見

- ・学童保育所は子供を安全に保育し見守ることが主な役目になるが、教育的側面を持って見守る放課後子ども教室が学童保育所とセットになれば、保育も教育もできるため、その有用性を感じている。厚労省、文科省が作成した「一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組」では、学童保育所は生活の場、放課後子ども教室は学習・体験活動の場との記載もあるので、この両輪で子供たちを育てていく必要がある。学童保育所の提供枠が充実したのちには、これらを加味して事業を進めてほしい。
- ・新・放課後子ども総合プランという国の方針が示されたならば、それに基づいて本市として何をしていくのかという計画、考え方を持っておく必要があるのではないかと。
- ・放課後子ども教室の中身については、ほとんど人権文化育成協議会がやっていることなので、その役割を伸ばしていくという方法もあるし、学校施設を使うというなら人権文化育成協議会や人権プラザの人間が学校に入ってもいい。そういう発想を持ってほしい。
- ・放課後子ども教室の導入によって、学童保育所との間で子供の奪い合いが発生することも危惧するが、子供たちに放課後も学習機会、体験活動の場を与えることの重要性についても考えてほしい。
- ・学童保育所整備と並行して放課後子ども教室を導入し、子供の選択肢を増やすことは必要である。学童保育所への影響を懸念するという話もあったが、優先すべきは子供の健全育成である。また、学童保育所での自由な時間が逆にストレスになる子供もおり、放課後子ども教室のように学習時間がある方が合う子供もいるので、子供が選択できるような環境を整えてほしい。
- ・国の新・放課後子ども総合プランは理想だが、それが法整備されないのは地域の実情があるからである。本市でも学童保育所の大きな問題は担い手不足、指導者不足である。放課後子ども教室を開いたが指導者の確保ができないということになっては意味がないのでその部分をしっかり研究してほしい。
- ・本市では様々な運営主体に学童保育所を運営してもらっているが、その中に放課後子ども教室に関心がある方はいると思うので、その「芽」をキャッチして、以前とは違う時代背景ということも考慮し、例えばモデルケースとして放課後子ども教室をやってみるのもいいのではないかと。身近にモデルがないと他の運営者にも放課後子ども教室の情報が伝わらない中で、目にすることができれば必要性や機運も醸成されてくるのではと感じる。市内一斉に放課後子ども教室を導入するという時代ではないと思うので、これらを踏まえて研究してほしい。
- ・まずは学童保育所の受け皿確保が第一だと考える。学童保育の運営主体のサポートも含めてきめ細やかに行う体制を充実していかないといい教育、保育はできない。タイミングも含めてこれらを総合的に考えながら、放課後子ども教室の研究をすべきである。

4. まとめ

今回の所管事務調査では、学童保育所と放課後子ども教室の比較、他市事例、本市における学童保育所と小学校の連携等について確認し、今後本市はどのような視点で放課後児童対策を進めていくべきか議論を行いました。

まず、学童保育所と放課後子ども教室の比較ですが、学童保育所は、保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童を対象として、放課後や学校休業日に遊びや生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立を支援するものです。

一方、放課後子ども教室は、全ての児童を対象に放課後や週末に地域の方々の参画を得て小学校の空き教室等で学習活動、文化活動を行い、地域と交流する中でそのコミュニティの充実を図っていくものであり法制化されていません。

しかし、国は新・放課後子ども総合プランにおいて、2023年までに学童保育所と放課後子ども教室を一体的に、あるいは連携して実施し、小学校内において学童保育所と放課後子ども教室の一体型を1万箇所以上で実施することを目指しています。

実際に近隣市では愛知県北名古屋市のように学童保育所と放課後子ども教室を連携させている自治体もあります。

こうした中、委員からは、本市でも学童保育所と放課後子ども教室を一体的に実施できれば保育だけではなく学習活動を提供できるので検討すべきだとの意見や、学童保育所と放課後子ども教室を選択できるようにすべきなどの意見がありました。

一方で、本市の学童保育所の大きな課題は運営者の負担軽減、指導者不足である中、さらに放課後子ども教室を開いても運営者や指導者を確保できるのか懸念があるので、その点を十分研究すべきで、まずは喫緊の課題である学童保育所の提供枠確保が第一であるとの意見もありました。

これらを踏まえると、本市として国の新・放課後子ども総合プランに対してどのような姿勢で取り組むのか、また、放課後子ども教室を実施する上での学校との連携や担い手の確保などの課題面について十分研究し、地域の実情も踏まえて放課後子ども教室の実施や学童保育所との一体化・連携を検討していく必要があります。

また、小学校との連携という部分では、新・放課後子ども総合プランでも新たに学童保育所等を設置する場合は学校校舎や敷地等をより活用していく必要もあることから、こども未来部と教育委員会の連携を今まで以上に深めていく必要があります。

以上より、本市の子供たち、学童保育所の担い手双方にとってより良い環境を整えるために何をすべきかを念頭に、今後の事業実施に取り組んでいただくことを要望し当委員会からの調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	竹野兼主
副委員長	森智子
委員	荒木美幸
委員	石川善己
委員	伊藤昌志
委員	川村幸康
委員	後藤純子
委員	中村久雄
委員	平野貴之

教育民生常任委員会

○学校プール運営事業のあり方について

1. はじめに

学校プール運営事業については、平成 29 年 8 月の溺水事故後、4 校（神前小、八郷小、水沢小、保々小）のみで行われています（令和 2 年度はコロナ禍のため中止）。同事業に関しては、現在の課題、今後の方向性について、令和 2 年 8 月定例月議会決算常任委員会教育民生分科会の審査においても議論となった事業であり、より詳細に調査を実施するため、今回所管事務調査を行うこととしました。

2. 学校プール運営事業の概要と実施の経緯

(1) 学校プール運営事業について

学校プール運営事業は、P T A 等から「夏休みに子どもたちに水に接する機会を与えたい」との要望を受けて、昭和 48 年度に市（教育委員会）から P T A への委託事業として発足した。

<概要>

- 目的 夏季休業期間中に児童の体力増進と健全な生活づくり
- 実施期間 夏季休業開始日より 10 日間
- 運営体制 運営責任者 1 名配置、監視員 6 名以上配置、救助体制の確認 等
- 安全対策 児童の健康管理、施設の安全点検、水質管理 等

(2) 実施の経緯

昭和 48 年	学校プール運営事業開始
平成 元年	市 P 連代表、校長会代表等からなる学校プール運営事業検討会発足
5 年	中学校におけるプール開放 終了
24 年	運営に係る保護者と教職員の役割分担を実施計画に明記
26 年	「学校プール運営事業のしおり」「仕様書」「学校プール運営事業実施計画書」の改訂（監視の強化、事故発生時の緊急対応を追記）
29 年 8 月	県小学校において学校プール運営事業中に小 3 児童が溺水する事故が発生
8 月～10 月	学校プール事故検証委員会 事故の検証と事故再発防止、児童の安全確保のための方策を検討
9 月	学校プール運営事業に関するアンケート（平成 29 年度実施校 31 校対象） 継続 17 校 中止 2 校 未定 12 校
	※アンケートに回答いただいた P T A 会員のうち 60.6%が事業継続を希望
10 月	学校プール運営事業にかかる他自治体の改善事例調査 (泉南市、京都市、熊本市)
12 月	学校プール運営事業にかかる懇談 仕様書（案）の内容について平成 29 年度事業実施校 P T A の代表者と懇談
9 月～	平成 30 年 1 月 学校プール運営事業検討会

事故の再発防止と児童の安全確保のための方策、及び今後の方向性を検討

30年2月 学校プール運営事業に関する意向調査（小学校全38校対象）

実施可能8校 実施困難30校

5月 学校プール運営事業実施確認（小学校全38校対象）

実施校4校

（3）事業期間の変更

年度	S48	→	H元	→	H3	→	H18	H20	H27
実施期間	7/26 ～ 8/31	→	7/21 ～ 8/20	→	7/21 ～ 8/15	→ 以降基本的に夏休み 開始からお盆前まで (土・日曜日の関係で年度 によって多少差異あり)	原則 7/21～ 8月 第1週	原則 7/21～ 8月 第1週	原則 夏季休業 開始日～ 10日間
最低実施回数					10回		5回	4回	4回

3. 事故を受けた事業の見直し

学校プール運営事業中の事故を受け、事故再発防止・児童の安全確保のため、教育委員会事務局、四日市市総務部、消防本部等で構成される学校プール事故検証委員会において事故の検証を行った。

また、保護者からの意見等をききながら、市P連、校長会、教頭会代表、教育委員会事務局で構成される学校プール運営事業検討会において、以下のとおり事業の見直しを図った。

<主な見直し内容>

入水時間	1～2時間	→	1時間以内
入水人数	無制限	→	80人
監視員の服装	水着（ラッシュガード可）を着用		
監視体制	巡回・高所からの監視		
救命講習	毎年受講を必須、講習は90分か180分コース		
監視員講習	市主催の監視員講習受講を必須		
児童への指導	バディ・システムを用いた指導の徹底		
保護者の理解・承認事項	実施主体であることの理解に努める 等		

事業継続にあたっては、学校プール運営事業検討会において、事故があった場合の運営委員や監視員等の法的責任の整理、監視専門業者への委託についても検討も行った。

<p>◇事故が起こった場合の運営委員、監視員等の法的責任について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視体制等に故意または過失(重大な過失)[※]のあった場合はPTA及び運営委員、監視員等が損害賠償義務を負うことがある ※請求や訴訟の態様により異なる <p>◇同意書提出による監視員の免責</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意書によって、全ての責任が一切免責されるわけではない 	<p>◇外部人材等の活用について (四日市水泳協会との協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入水人数は制限する必要がある ・一般的な警備業者から、水泳指導等の資格保有者を派遣することは難しい ・夏は繁忙期であるため、指導員を各学校へ派遣することは難しい <p>(警備業者の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備業者から派遣の場合、監視員は一般的なガードマンになり、安全性に懸念が生じる
---	--



平成 30 年度以降の事業実施については、これまでの検討及び全小学校 P T A への意向調査を踏まえ、平成 30 年 1 月、以下のような結論を提示した。

来年度以降も実施意向のある学校においてはプール運営事業を継続
 なお、児童安全確保のための取組は、今後も P T A と協議を行う

↓

平成 3 0 年度以降も事業を継続することを確認

4. 現在の実施状況
 ①実施校数の推移

実施年度	実施校数	実施回数
H 2 9	3 1 校	1 8 7 回
H 3 0	4 校	3 8 回
R 1	4 校	1 9 回
R 2	中止	

- ・事故後（平成30年度以降）は、4校（神前小、八郷小、水沢小、保々小）での実施となった
- ※平成30年度…小学校全38校 令和元年度…小学校全37校（笹川西小、笹川東小統合のため）
- ・令和元年度は、天候不良日が多かったため、計画回数より少ない実施回数となった
- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に伴い、学校プール施設を活用した授業の中止を受け、学校プール運営事業についても中止とした

②実施にあたっての主な安全対策等

- ・プール監視の専門的見地のある方を講師に招聘した監視員講習会の実施
- ・高所からの監視のための監視台購入
- ・緊急時対応のためホイッスルや監視員用名札の購入
- ・ネッククーラーや経口補水液等、熱中症対策に係る費用の増額

③保護者からの意見等

○事業の成果

- ・プールを楽しみにしている児童がたくさんいる
- ・保護者として、子どもたちのために事業を継続したいという思いはある
- ・全校児童の約85%が参加申請を提出しているほど、子どもたちは楽しみにしている
- ・泳力向上や夏休みの生活リズムづくり、水泳指導に役立つ
- ・当日運営とプール監視の役割を明確にし、スムーズに運営することができた
- ・参加者を制限することで、安全確認、監視等、安全管理が行いやすい

●事業の課題

- ・安全に活動するためには、PTA独自の負担もあり厳しい
- ・水着着用が義務化されるなど条件（マニュアル）が厳しい
- ・熱中症対策に加え、行き帰りの交通安全、防犯面が心配
- ・事業は継続したいが、監視員の確保が難しい
- ・専門の監視員を配置するなどの監視を強化してほしい
- ・事故があった場合の責任や精神的負担が大きい
- ・途中からの入退場があるため、バディ・システムの運営が難しい
- ・参加者が80名を超えた場合、グループ分け等の運営が未経験のため不安

5. 現状の課題と対応策

①物的支援

【課題】

水着着用、バディ・システム等、運営における監視員の負担
より安全に監視を行うための環境整備（熱中症対策、安全対策等）

【対応策】

監視強化のための需用費、備品購入費（水着購入費、監視台購入費など）の計上
熱中症対策に係る需用費等の増額

②人的配置

【課題】

プール監視専門の監視員配置の要望

【対応策】

市からの委託による監視員の配置は、警備業法の規定上、困難
監視員を市が直接雇用し、実施校に派遣するなどの方法を検討

※現状の実施校（4校）に各1名程度の配置であれば検討可能

③法的責任

【課題】

事故が起こった場合の責任問題等、監視を行うにあたってのPTAの精神的負担

【対応策】

学校プール運営事業仕様書に記載の安全対策の徹底

※ただし、監視体制等について故意または過失（重大な過失）があった場合は、PTA及び運営委員、監視員等が損害賠償義務を負うことがある。また、同意書提出によって、全ての責任が一切免責されるわけではない。

6. 今後の方向性

○希望する学校を対象に、安全対策を十分に行ったうえで事業を継続する。

- ・子どもたちのためにプール事業を実施していく意思を示したPTAとともに事業を継続
- ・安全管理の徹底や監視における精神的負担などPTAの負担増となることから、今後、全校一律で実施することは困難

○学校プール運営事業は、小学校夏休み生活向上事業と統合する方向で検討する。

- ・小学校夏休み生活向上事業の運営主体は、各小学校PTAとし、教育委員会事務局より委託
- ・親子レクリエーションや体操教室、学校のプールを活用した取組などの体育的行事、自由研究課題づくり教室や工作教室などの文化的活動、その他、環境教育や防災教育に係る内容で実施

7. 委員からの主な意見

- ・学校プール運営事業の今後の方向性については、今回示してもらった内容でよいのではないかと考える。PTA役員は毎年変わるが、その際に事業に対する温度差が出ると思われるので、意思統一やそのためのフォローをしっかりと行い、不安を払拭しながら実施4校をサポートしてほしい。また、今後の状況を見ながら、どこかで運営に無理が出てきたときは、新しい方向に導いてあげるような舵取りもお願いしたい。
- ・PTAが代替わりしていく中で、PTAの思いを教育委員会がフォローし、事業を継続させていくというのは難しいと考える。あくまでPTAの中で引き継ぎがなされないと難しいのではないかと考える。リスクに尻込みするPTAが出てきてもおかしくない状況で、そのリスクを解消できるような、人的、施設的対応ができるのかという現状では難しく、教育委員会ができることには限界があると考え。個人的には学校プール開放を継続させたいが、安全確保とのバランスをどう取っていくかが課題である。例えば大学や高校で水泳をやっている学生にも関わってもらうなど、PTAが安心できるような状況をつくらないと難しいと考える。
- ・PTAの負担は多大なものがあると思う。小学校夏休み生活向上事業と統合する方向で、例えば防災教育や環境教育と絡めながら、授業参観のような形で、市内全校的にプールを活用できる時間を取ることができればよいと考える。
- ・事故が発生した場合の責任は市が持つので、講習どおりやれば大丈夫ということをしてPTAに理解してもらい、過度に責任を感じることはないようにしてもらいたい。
- ・専門の監視員を入れると、PTAはそこに任せきりになってしまい、自らの監視の目が弱まらないかと懸念する。今の体制を継続しながら、今後の方向性を考えてほしい。
- ・実施4校のPTAの負担を減らすため、監視員の直接雇用などを検討しサポートしていくことがよいと考える。ただ、この4校が山や川に親しみやすい地域にあるのに対して、水に触れる機会が少ない都市部の学校でプール開放が行われていないことは残念である。その部分も含めて考えていく必要がある。
- ・行政として必要と考えるから事業委託するのであって、その性質を考えると市内の学校でプール開放ができるどころ、できないところの差があってはいけないと考える。どういった経緯で各学校にプールがつくられたかを踏まえプールを有効活用すべきである。また、行政の委託事業であるのなら、教育委員会が事故等の責任を負うということを明確にし、必要であれば適切な予算措置をすべきである。
- ・最近では体育の水泳授業でしっかりと泳ぎ方を教えられる時間も少ないように感じる。昔は泳げない児童が学校プール開放の後に指導を受けたり、練習をしていたこともある。そこまでやるべきということではないが、学校プール活用に必要な予算であれば、議会も認めていけると考える。
- ・そもそもPTAに委託することを改めて考える必要がある。教育上必要だから委託しているのに4校のみ実施という現状なので、PTAが受託できないなら、受託してもらえる別の団体を探すべきである。
- ・体育の水泳授業と夏休みの学校プール開放を分けて考えているが、学校教育とは違っ

ても教育委員会が委託している限り、教育とは切り離せないという見方で進めてほしい。PTAが受託しやすい内容にしたり、社会教育上大切な事業であるという空気を教育委員会がつくり出していないと、今のような状況になる。平成29年当時の事故に関する様々な背景があるのは教育委員会も把握していると思うので、その一例をとって万事とするのではなく、事業の良い部分を残し、伸ばしていくことが重要である。学校授業だけが教育の場ではなく、夏休みのプール体験を通じて学ぶことも多い。

- ・PTAの精神的負担等を考えると、実施4校は安全対策を十分行った上で継続し、他校は小学校夏休み生活向上事業と統合する方向で進めてもらいたい。水難事故防止用教材等も出ているのでこれらの活用も検討してほしい。

8. まとめ

学校プール運営事業については、平成29年に発生した溺水事故後のアンケートにおいて、回答したPTA会員のうち約60%が事業継続を希望していること、また、保護者からも、全校児童の約85%が参加申請を提出しており、児童のために事業継続をしたい等の声があります。

一方で、同じく保護者からは、安全に活動するためにはPTAの負担があり厳しい、監視員の確保が難しい、事故の際の責任や精神的負担が大きい等の課題も挙げられています。

こうした中、今回の所管事務調査では、現在4校(令和2年度はコロナ禍のため中止)で実施している同事業について、今後実施校を増やしていくのかどうかが主な議論となりました。

その中で、教育委員会が必要と判断し委託しているのだから、市内各校で実施している学校、していない学校の差が出てしまうのは不合理であり、監視業務がPTAの負担となっているのであれば、他の団体に委託するなどの対応を検討すべきだ、夏休みのプール体験で児童が学ぶ部分もあるなどの意見がありました。

また、監視員の確保、事故発生時の責任問題、精神的負担についても、事故時の責任を負うかもしれないというPTAの不安を解消するため、行政が全て責任を負うとするなど、PTAにとって受託しやすい内容で事業を行っていくべきだとの意見もありましたが、実際に監視中に事故が発生すれば、法的責任は問われなくても精神的なストレスを抱えてしまうことも懸念されます。教育委員会においては監視専門業者への委託について検討がなされましたが、警備法の規定上、困難であること、夏場は繁忙期であり、水泳指導員を各学校に派遣することも難しいこと、教育委員会独自で監視員を直接雇用し各学校に派遣するとしても、現在実施している4校に各1名程度の配置が限界という現状があるとのことでした。

そのため、学校プール運営事業と小学校夏休み生活向上事業を統合することにより、4校のPTAが学校プール運営事業を継続して実施していきたいという意向であれば、引き続き安全確保等に配慮しながら実施する一方で、他校についても、プールや教室等

の学校施設を有効活用した他の取組をP T Aとともに進めていくことが望ましいと考えます。

以上より、学校プール運営事業、また、学校プールの活用については、児童、P T A双方にとってより良いものとなるよう、今後もその内容については、常に研究し取り組んでいただくことを要望して当委員会からの調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	竹	野	兼	主
副委員長	森		智	子
委員	荒	木	美	幸
委員	石	川	善	己
委員	伊	藤	昌	志
委員	川	村	幸	康
委員	後	藤	純	子
委員	中	村	久	雄
委員	平	野	貴	之

教育民生常任委員会

○保育施設入所時の手続きについて

1. はじめに

保育施設に入所する際には、利用者に「幼稚園・保育園・認定こども園入園・入所申込書」を記載してもらい、その内容に基づいて入所判定を行っています。

この入園・入所申込書について、従来は利用を希望する保育施設について第3希望までの記載でしたが、平成27年度から拡大され、第8希望まで記載できるようになっています。

これらの状況を踏まえ、入園・入所申込書について第8希望まで記載枠を拡大した理由や、その結果、入所手続きや利用者にどのような影響を与えているのかを確認するため、今回所管事務調査を行うこととしました。

2. 保育施設入所受付の流れ

受付

入所申請が受付期間内であるかどうかを確認する

申請受付期間

新年度入所：例年9月

途中入所：入所月の前々月の20日から前月の5日まで（土日祝日により多少前後する）

確認①

①申請書に記載されている保育要件について、添付書類をもとに確認する

- ・保育施設への入所には両親ともに保育要件を満たさなければならない

主な保育要件は以下のとおり

- (1) 就労
- (2) 妊娠・出産
- (3) 疾病、障害
- (4) 就学
- (5) 介護
- (6) 求職活動等

- ・各要件について、添付書類をもとに基準を満たしているか判断する

(例) 最低就労時間を満たしているかどうか等

確認②

②入所希望児童の発育状況や食物アレルギーについて確認を行う

- ・保護者に聞き取り確認を行う

確認③

③希望する保育施設と希望時間に矛盾がないかを確認する

- ・申請書記載の希望する保育施設は入所可能な月齢をみたしているかどうか

「産後57日～・4か月～・満1歳～」等、入所に年齢等の条件がある園を希望している

場合、申請児童が条件に当てはまっているかどうかを確認する

- ・希望する保育施設は通える範囲内で記載されているかどうかを確認する
また、通える範囲内で他に園があれば、希望する保育施設に追加するか確認を行う

確認④

④申請児童の世帯状況を確認する

- ・同一住所に祖父母がいないかどうか等

案内

⑤入所選考の結果送付時期等を案内し、受付を終了する

3. 入所申し込み時における利用希望施設数について

(1) 現状

申請書には、利用を希望する保育施設を第1希望から第8希望までの記載するように欄を設けている。

申請書を受付する際に、面接する職員が申請者のご事情や状況を聞く中で、希望する保育施設の追加の意思がある場合には申請書へ追記してもらっている。

(2) 第8希望までの記載欄を設けている目的

- ・希望する保育施設として記載した施設の中でのみ調整を行う。
- ・保育幼稚園課としては、保護者は保育を必要として申請していることから、保護者(申請者)のご事情や状況を聞きながら、できる限り入所につながるよう案内を行っている。

例えば、入所ができなかった場合に、保育の代替手段(祖父母等に預ける、育休延長、認可外保育施設等への入所など)を講じることが難しいと思われる保護者については、送迎可能な範囲内で、入園が可能と考えられる園の案内を行っている。

4. 待機児童について

(1) 待機児童数について

入園待ち児童数から、通園可能な保育施設を選択せず特定の保育施設のみを希望するなどの児童を除いた児童数。

※特定の保育施設等を希望している方とは、

ア) 立地条件が登園するのに無理がない方(例えば、通常の交通手段により、自宅から

20～30分未満で登園が可能など、地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する。）

イ) 本市は8園の申し込みができる中、保育施設の希望が3園以下の方

(2) 待機児童数、入園待ち児童数について

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
待機児童数(4/1)	54	33	0	0
入園待ち児童数(4/1)	167	158	114	95
待機児童数(10/1)	132	140	94	70
入園待ち児童数(10/1)	391	533	455	543

※待機児童数は入園待ち児童数の内数です

5. 委員からの主な意見

- ・上の子が通う園に下の子を入所させる、いわゆる兄弟入所を希望するために、入園・入所申込書にも1園しか記載しないという声を聞く。兄弟が同じ園に入所できていないことについては市も課題と捉えているとのことなので、できる限り同じ園に入所できるよう配慮してほしい。

- ・入所判定における点数制について、誰もが納得するような公平なものとなるよう研究を行うべきと考える。

- ・入所できなかった保護者に対するメンタル面のフォローも大切だと考える。

- ・入園・入所申込書の「兄弟入所希望内容」については、他の委員からも「できる限り兄弟同じ園を希望する」を上段に、「希望順位を優先し、兄弟異なる園でも構わない」を下段にすべきという意見や、そもそも兄弟入所は保護者にとって当然の希望なので「できる限り兄弟同じ園を希望する」という欄は必要ないのではないかという意見があるので、これらの意見を踏まえてより良い文言となるよう検討してほしい。

- ・市長公約であった待機児童ゼロが達成されたとのことだが、入園待ち児童はおり、市民からも実際に入園できていないのになぜゼロなのかといった意見があるので、実態がどうなっているのか、あるがまますす必要がある。また、利用者が現実的に入所を検討できるのは3園程度と思われるので、第3希望までしか記載がなく入所できない場合であっても待機児童として計上していかないと、実態の把握に繋がらない。

- ・待機児童はゼロになったが、入園待ち児童はいるということを伝えないと、市民に誤解を与えてしまう。委員会としても、待機児童に関する広報の在り方について見直すよう求めていく必要があるのではないか。

- ・入所の手続きや待機児童の現状の説明については、市民にとってより分かりやすいものに

なるように対応をお願いしたい。

・共働き家庭の増加に伴って保育ニーズは高まっているが、出生数は減少している。その中で保育施設を単に増やすのではなく、既存の仕組みの改善で対応できないか検討してもらいたい。

6. まとめ

保育施設の入所手続きの際に記載する「幼稚園・保育所・認定こども園 入園・入所申込書」では、利用を希望する保育施設名について第8希望まで記載できるようになっています。

これは、できるだけ利用者の入所の可能性を広げるため、平成27年度に変更を行ったものですが、実際に第8希望まで記載される方は、令和3年度の一次募集では全体の約15%とのことでした。

その中で、入園・入所申込書に記載した希望園が3園以下であり入所できなかった場合は待機児童として計上されないことについて、実際に利用者が検討する園は3園程度と思われるので、希望園が3園以下で入所できない場合であっても、待機児童として計上しないと実態が把握できないという意見や、本市では令和元年度、令和2年度に待機児童ゼロを達成している（4月1日時点）ものの、入園待ち児童はいるので、待機児童ゼロということだけを市民に広報すると誤解を招いてしまうとの意見がありました。

以上の議論を踏まえ、まず、入所判定については、そのプロセスにおいて客観性・公平性が担保されるような研究をすると同時に、待機児童数についても、市民に誤解を与えないような広報の在り方について検討を行うべきと考えます。

そのほか、兄弟入園、育休退園対策などの課題についてもできる限り対応いただくことと併せ、入園・入所申込書の文言の改善など早急に対応が可能な部分については実施いただくことを要望して、当委員会からの調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	竹野兼主
副委員長	森智子
委員	荒木美幸
委員	石川善己
委員	伊藤昌志
委員	川村幸康
委員	後藤純子
委員	中村久雄
委員	平野貴之

6. 議会報告会の概要

令和2年度 議会報告会の開催概要

1. 6月定例会議会 議会報告会

日 時：令和2年7月8日（水）18時30分から20時まで
場 所：総合会館7階 第1研修室
参加者数：18人
備 考：4常任委員会合同で実施した。

2. 8月定例会議会 議会報告会

新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、議会運営委員会（8月21日開催）において中止することを確認した。

3. 12月定例会議会 議会報告会

開催方法：YouTubeでの動画配信

配信期間：令和3年1月6日（水）午後から

備 考：4常任委員会合同で実施した。

各常任委員長から11月緊急議会・12月定例会議会の報告を行った。



4. 2月定例月議会 議会報告会

開催方法：YouTube での動画配信

配信期間：令和3年4月6日（火）午後から

備考：4 常任委員会毎に収録した。



【議会報告会】

〈教育民生常任委員会所管部分〉

○今回の新型コロナウイルスの影響で学校が休校となった際に尽力していただいたのが学童保育所だが、新型コロナウイルス感染症関連経費（保育幼稚園課）などについて、学童保育所の従事者への手当は計上されていないが、そうした議論はあったのか。

⇒議員 今回の新型コロナウイルス対応については、学童保育所に本当に尽力いただいた。令和2年5月開会議会の予算常任委員会教育民生分科会でも、従事者への手当を厚くすべきだ、という議論がなされたので、引き続き休会中所管事務調査でも、そのあり方を含め議論を深めていくものと考えている。

○新型コロナウイルス感染症関連経費（保育幼稚園課）の衛生用品等の購入について、例えば、非接触型体温計などは単価が高いと感じるが、このような高い価格で購入するのか。

⇒議員 資料の単価はあくまで参考価格である。実際には入札を行うので、この単価より低下するものと考えている。

○新図書館整備にかかる図書や備品等の購入については、都市部の大手企業に独占させるのではなく、地元企業も参入できるようにしてほしい。また、図書消毒機の購入についても、地元企業でも取り扱っているので、地域活性化のためにも配慮してほしい。

⇒議員 地元企業がいろいろな形で参入できるように担当部局に伝えたい。

〈都市・環境常任委員会所管部分〉

○四日市ドーム更新工事の入札について、何者ぐらいから応募があったのか

⇒議員 7者から入札があり、すべて同じ金額であったためくじ引きで決定した。これについては委員会でも質疑があり、担当部局からは予定価格を事前公表していることから入札価格がすべてが同じ金額になる事例が多く、今回も同様の結果となったものと思われるとの答弁があった。

○せっかく大きなアリーナがあるので、音響設備の改修をやればコンサートもできと思う。ドームの音響設備の改修は「今後の大規模改修で」ということだったが、それはいつ頃か。

⇒議員 今後の大規模改修がいつかという点については、この場でお答えすることができないが、委員会の中でも、市民からお声のある音響設備の更新について早急に検討してもらいたいということで、担当部局からは今後の四日市ドームの大規模改修がある際には音響設備の更新を検討していきたいとの答弁があった。

○次回の大規模改修の際には、コンサートで使い勝手がよくなるように出し入れのできる舞台を作ってはどうか。また、夕方に西日が入って照明が見づらいということがあるので、遮光カーテンをつけていただくこともぜひ検討してほしい。

⇒議員 遮光カーテンは既にあるかもしれないが、ない場合は意見があったことを担当部局に伝えたい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

（四日市市総合計画）

○市長の任期は4年である。仮に現市長が10年の計画期間中に代わったとしても、総合計画は変わらないという認識でいいのか。

⇒議員 総合計画は、市長個人が策定したものではなく、市議会の特別委員会で2カ年をかけて調査・審査した上で策定された市の基本となる計画である。状況に応じた修正は行われるが、大きな基本コンセプトは変わらない。

⇒議員 計画期間の10年先には、大きく時代背景が変わることもあるので、今回の総合計画については、5年後に社会情勢に応じて見直しを行うこととしている。市民が求めている行政運営が行えるよう、議会としても市民からの負託に応えていく。

○総合計画はランドデザインの的なものであることは理解するが、図書館建設や近鉄四日市駅のバスタプロジェクトなど具体的な事業をロードマップに示していかないと市民には可視化できない。ランドデザインをつくるのであれば、ロードマップもセットで示し、策定してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○総合計画にある4つの基本構想についての内容はいいが、四日市がどのようなまちになるのか、一般市民には分かりにくい。総花的な内容ではなく、何を重点的に取り組んで、どのようなまちをつくるのか、本当に骨になる部分を示してほしい。また、10年後の四日市の姿が見えないため、時系列的なスケジュールを含めて、大まかな四日市の今後

の姿を示してほしい。

⇒議員 市の総合計画であり、どうしても大きな方向性を示す内容となるが、10年間の総合計画の中には、3カ年ごとの推進計画についても定めている。その推進計画に示される具体的な施策や個別の事業について、市民からさまざまな意見をいただきながら議会内でしっかり議論していく。総合計画の策定段階における特別委員会での議論の中では、まちづくりの最上位の理念である四日市未来ビジョン「ゼロからイチを生み出すちから イチから未来を四日市」の文言についても議員からさまざまな意見があった。

(新型コロナウイルス感染症関係)

○今年度、秋に5年に一度の国勢調査が行われると思うが、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、本市の実施の見込みはどうか。

⇒議員 例年は自治会から推薦された方が各家庭を回って、質問に対する回答を持ち帰っていたが、今回の国勢調査は、現在コロナ禍で人との接触に問題があるので、書類を各戸に入れてくるだけで、その書類を送り返してもらう方法で行うと聞いている。

○四日市市の世帯数は約14万世帯であるのに、特別定額給付金の支給件数が約12万件と聞く。この2万件の差はどういうことか。

⇒議員 最新の数字で、特別定額給付金の受給対象件数(世帯数)が141,143件、支給総額が約304億円で約97%の進捗状況と聞いている。対象件数と支給件数の差は、まだ給付金を申請していない分と考える。

○総合会館横の屋外喫煙室について、3密を避けるため入室を2名までにしたと聞くが、いまだに3名以上同時に入室したり、屋外で喫煙している場面を見る。新型コロナウイルス感染症はまだまだ心配であり、3密対策を守ってほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○総合計画に「環境・防災先進都市」を掲げている。四日市市には、防災対策条例という素晴らしい条例があり、市民にとって武器を手にした。ぜひこの条例の精神に反するようなことがないよう、議会から各事業のチェックをぜひお願いしたい。

新型コロナウイルスの感染が続く中、水害等により避難所生活を送るための予算について審査を行ったと思うが、最近多いのは備品等を協定に基づいて市に提供してもらう内容である。しかし、大規模災害になればなるほど実際に提供されない事例があるとの報道を聞く。空振りでもいいので、市が準備して、すぐに届けられるように備えること

も大事な視点である。協定締結と市独自での備えの両面から検討し、必要な場所に届けることができるよう、議会としてのチェック機能を果たしてほしい。

⇒議員 6月定例会中での予算常任委員会総務分科会において、段ボールベット、パーテーション等について十分に審査を行った。段ボールベットの提供に関する協定は、現在、市内1社、愛知県1社と結んでいるが、災害時の運搬に課題はある。担当部局からは、たくさん購入した場合に適切な置き場がなく、現在は、四日市東インター付近にある県の広域防災拠点に100セットの段ボールベットを備蓄していると聞いている。まだ、段ボールベットを実際に使用したことがないので、いち早く対応できるよう市民からの意見をいただきながら検討していきたい。

(その他項目)

○伊坂ダムは、どこが所有するものなのか分からないという声をたくさん聞く。地域住民として、国体に向けてテニスコートを綺麗にしたいので市に許可をもらいたいと伝えると、市からは、市の所有でなく許可できないとの回答であった。市に伊坂ダムに関する資料の確認を求めても、何十年も前の資料のため残っていないとの回答であり、先日の一般質問でも十分な答弁ができなかったと思う。

⇒議員 意見として承る。

○中核市について詳しく教えてほしい。

⇒議員 中核市の要件について、以前は人口30万人以上であったが、現在は20万人以上となっている。現在、本市は中核市への移行を目指しているが、大矢知の産廃問題が解決しておらず、県と市が協議しており、その課題が解決し次第、中核市移行を進めることとなる。中核市になることによって業務量は多くなるが、市に認められる事務の権限が増える。

○学童保育について、まだまだ保護者にとっては費用面を含めかなりの負担となっている現状であるので、公設民営に向けてぜひよろしくお願ひしたい。

⇒議員 学童保育の運営方式については議会内でもさまざまな意見がある。ご意見として承る。

6. 高校生議会意見書

協議テーマに係る意見書の提出について（地域活性化委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和3年2月4日提出

地域活性化委員会

委員長 富山敬大

安澤和樹

石井綾人

伊藤すみれ

伊藤悠真

後藤謙太

竹中仁志

西川柚希

前田莉菜

宮田莉奈

矢田いずみ

意見書（地域活性化委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 高齢化を抑制するため、市内企業の情報発信や積極的な企業誘致を行い、若者の雇用や所得を確保することで市内への定住を促すとともに、市税収入の増加を図ること。

また、高齢者が自家用車に頼らずに暮らせるよう高齢者を対象としたバスの無料化などのサービス導入やコンパクトなまちづくりの推進、廃校を活用して高齢者が楽しく集うことができる「高齢者の学校」の設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりをすすめるとともに、「高齢者の学校」を若者との交流の場としても活用し、世代を超えて理解を深め、若者にとっても暮らしやすいまちづくりに取り組むこと。

2. 商店街を活性化し行きたくなるまちとなるよう、中央通りのライトアップを時間によって色を変化させる、シーズン毎にデザインを変える、市役所にも装飾をして注目を集めるなど、観光名所となるように工夫することや、空き店舗の短期貸し出しにより人気店の出店を促すなどして、「映える」イメージアップを図るとともに、食べ歩きができたり、お持ち帰りや宅配サービスのあるお店の出店を促進すること。

また、格安で飲み物が飲めるような「商店街で使える共通コップ」のシステムを作り上げたり、消費者に直接的に訴えることのできる「商店街で利用できるクーポン券」の発行に関する取り組みを行うこと。

さらに、「共通コップ」については、「映える」ように人気店とコラボし、おしゃれで四日市を連想できるようなオリジナルデザインにすることで「映える街」として、また、コップの使用により、ごみやフードロス削減につなげることで、「SDGsに取り組む街」としてアピールすること。

3. 夜景が見える場所の周辺に若者が楽しめるスポットやコミュニティバスなどで市内を回れるモデルコースを募集するなど、若者のアイデアを取り入れるとともに、旧東海道を生かした集客など、四日市だけでなく周辺の都市も視野に入れ、三重県全体を巻き込んだ観光施策を行っていくこと。

4. お気に入りの風景、お店をInstagramやツイッターなどで応募してもらうフォトコンテストを開催するなど、SNSを活用して四日市の魅力の発信に努めること。フォトコンテストは、市民だけでなく店舗側からも募集し、美しい写真が撮れるスポットやご当地グルメなど、さまざまな情報発信のツールとして広く活用するよう努めること。

また、市のパンフレットやロードマップ等についても、フォトコンテストに応募された写真を活用するなど、写真をメインにしたレイアウトに一新すること。

さらに、SNSだけでなく、さまざまな世代の方に四日市の温かい雰囲気を感じてもらえるよう、ポスターやチラシなどの紙媒体も併せて活用すること。

以上、意見書を提出します。

令和3年2月4日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

【まちづくり】

○四日市市の所得を上げることによってもっと若者を増やす。

理由 現在、三重県四日市市の高齢化率は、約25%で「4人に1人が65歳以上」である。この高齢化を抑えるためには、若者の就業、所得という面で考えるべきと思ったからである。その問題の解決案として、「企業誘致」を徹底して行うべきである。企業誘致の利点としては、税収を増やすことができ、その地域の雇用を増やすことができる。さらに、企業誘致の補助金（地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金）を受けとることができるので、若者を増やすという点で優れており、大企業などの工場にもよいシステムであるといえる。

→四日市には、すでに大きな企業がある。そこで、四日市にある企業をSNSで発信することによって、若者に市内への定着を促すことができるのではないかと。

○人口減少、少子高齢化という問題にあたって、コンパクトシティの形成。

理由 今の時代、働き口がないため都会へ出た若者たちの多くは地元に戻ってくることはほとんどなく、お年寄りの姿が一定の地域に偏ってしまう。実際、四日市市でも2020年の高齢化率は約26%という結果がでており、約4人に1人が高齢者であることが分かる。今後はもっと高齢化率は上がっていき、1人の若者が背負う老人の数は増えると予測される。そのため、将来のために老人がくらしやすいまちづくりを行うことを提案する。公共交通機関の充実や医療、介護、バリアフリーに力を入れるだけでなく、コンパクトシティ化の形成を提案する。コンパクトシティは、郊外に居住地域が広がることを抑えるとともに、生活に必要な諸機能（例えば、病院やスーパーなど）が近接した街のことである。メリットとして福祉・商業等の生活に徒歩や公共交通機関で容易にアクセスできること、またそれがお年寄りにとっては外出が促進されるため健康につながり、さらに自動車への依存が抑制され二酸化炭素排出量の削減など多岐にわたる利点があるとされている。そして、お年寄りの住みやすい街となれば福祉などの雇用が増え、若者の増加にもつながるのではないかと考えられる。また、税収が安定して、子育て施策や公共施設を充実することもできると考える。

→「高齢者が自家用車に頼らない」ことを目的とする例の一つとして、高齢者のために無料でバスに乗れるというようなサービスを導入した方がよいと思う。

→高齢者向けに、コンパクトなまちを宣伝するなら、ポスター、チラシといったような、温かみのある「紙」の方が、温かい四日市の雰囲気を感じてもらいやすくなるのではないか。

→範囲がせまく比較的簡単に利用しやすい、あすなろう線の付近や近鉄四日市周辺のお店を知ってもらえるように範囲をしぼった積極的な情報発信を行う。（コンパクトなまちづくりのために）

○少子化によって廃校になった学校を高齢者の学校として使うこと。

理由 C O V I D - 19の影響でたくさんの方々が失業している。また、日本は少子高齢化が進んでいる。そこで、「高齢者が住みたい町ランキング1位」に四日市がなればよいと思う。自分が最期を楽しく迎えるのに最適な町にするために高齢者に「高齢者向けの小学校」に通ってもらい、楽しく集団生活を送ってもらう。さらに孤独死を減少させることができると思う。「高齢者向けの小学校」には、廃校となった小中学校の校舎を再利用したらよいのではないかと考える。

→「高齢者の学校」の設置という意見の追加で、高齢者だけの学校ではなく、高齢者と若者が楽しく集うことができる学校を設置すると思います。例えば、平日は、高齢者同士が集まって若者との交流方法を考える。そして土日に実際交流する、というような。そうすることで世代を超えた他者理解が深まり、高齢者だけでなく若者も暮らしやすい町になると思うからです。

【中心市街地の活性化】

○四日市駅周辺の娯楽施設及び万人向け施設のエリアの拡大 e x。商店街の空き店舗を市が所有し、1カ月、1年など期間を設け不動産会社を経由せず割安で貸し出す。（割安にする分、売り上げのいくらかを市に納めるなどの対策があっても良い。）クイズや有名人を呼んだイベントの実施。（市の風景や建築物でクイズを出すと、運動にもなりよい）

理由 現在の四日市市の問題点として、人が集まりやすい場所と集まらない場所の差が激しいことや、最終目的地になるような施設が少ないということが挙げられる。現在、アピタ周辺には人がたくさんいても商店街付近には人がいないなどの光景はよく見る。その改善策として、娯楽施設及

び万人向け施設エリアの拡大を挙げる。例として出したが、流行している店などを「流行期だけ出店する」のような選択肢を作っておくことにより、人気店が出店しやすくなり、人気店が出店すれば必然的に人が集まってくることに繋がると思ったからだ。桑名では、最近、近くのイオンにアスレチックが楽しめる施設ができ、結構人気がある。なので、再開発などで作ってみるのはどうかなどもある。また、クイズや有名な人が来るといったイベントは、人が集まりやすいと思ったので、例に挙げた。これらのことは、個人的に「こんなことがあれば行くのに」と思うものを挙げてみたので、同年代の人は集まると思う。

→行列のできるような店ではなく、食べ歩きのできる商店街を目指すと思う。商店街の奥まで行きたくなるような工夫が必要だと思う。あと、夏祭りの時のようにごみが多く出るので、ゴミ箱を多く設置することでゴミ問題も解決できると思う。

→コロナの影響で、まだ積極的に外に出れないため、宅配サービスや持ち帰りのできるお店の出店を促進。

○商店街を発展させるため、四日市市商店街で使える共通コップの作製、導入。

理由①環境問題への取り組み。使い回せるコップを使うことによって、四日市市がSDGsに取り組んでいることをアピールすることができる。

②非日常を日常でも使えること。友達等と遊んだ時に買ったコップを日常の中で常に思い出に触れられる。

③四日市に人を集め収益を上げることができる。コップを使えば、格安で目玉商品を飲めるようにする。しかしそのためには、人気店への誘致やコップ導入加盟店への優遇などのシステム作りが必要である。しかし、格安で飲み物が飲めれば、ケーキ等のサイドメニューで利益を上げることが出来る。そして市がコップ販売を行うことで市に利益が入る。つまり、ドリンクは人を集めるための道具であり、コップやサイドメニューで利益を上げる。

→共通コップ、コロナ禍の現在においてはなかなか賛否を呼ぶ意見かもしれないが、フードロス削減やゴミの削減などに期待できるかもしれない。

→商店街で使える共通コップを「映える」ものの対象となるように、オシャレで四日市を連想できるようなデザインにしてはどうか。人気店の出

店に共通コップを、人気店のロゴと四日市を連想できるデザインをコラボさせたものにすれば、より共通コップの存在を知ってもらうことができ、使ってもらえるようになるのではないか。

○市民など消費者向けに商店街の店舗で利用可能な商品券、割引券といったクーポン券を発行し、より多くの人が商店街で買い物をしたいと感じられるようにする。

理由これまでの取り組みをみると、商店に対する支援や、イベント事業に対する補助などが多く見られるが、消費者に対するものはあまり見られない。そこで消費者に対する取り組みも必要であると考えた。商店街に人が来なければ店の経営も厳しいため、商店街で利用できるクーポン券を発行することで、それまで利用した事のなかった人にも訪れる機会が生まれ、リピーターとして何度も訪れるようになるかもしれないと考える。リピーターによる経済的好影響は大きいと考えられており、新しい商店街に人が集まることによって新たな事業者も参入する可能性もでてくるのではと考える。

○商店街の充実と中央通り、市役所も入れて”明るくする”。

理由商店街について、店の単位でみると商店街の店のいくつかはSNSによる発信を行っている。その規模や範囲までは定かではないが、そういった少しずつの認知がやがて大きな存在になるのだと思う。大須や日本橋、大阪の心斎橋、東京、秋葉原、アメ横、竹下通りなどはその典型であるといえる。駅前には特に居酒屋など飲食関連の店が多いが、お土産や特産品を取り扱う店があっても良いと思う。中央通りについて、冬は駅前だけライトアップされているので、せっかくならアピタの前の公園くらいまでライトアップし、市役所にひと役買ってもらうのはどうか。せっかく高い建物なのだから、イルミネーションで装飾すればインパクトは大きいと思う。立地としてもJRと近鉄の間なので目立つと思う。

→中央通りのライトアップのデザインをシーズン毎に変えていくべきだと思う。その季節に合ったライトアップを見ることができ、四日市がインスタなどで「映える街」として一つの良い原因を与えることができる。

→普通のライトアップじゃつまらないから。ライトアップに工夫をこらすべきだと思います。例えば、ライトアップの色をある時間になったら変えるなど、そのライトアップが観光名所になるような努力をするべきだと思う。

○バスの本数を夜に多くする。

理由四日市は（商店街を含む）夜に活気があるところがあって、大人の人はお酒も飲むので車を運転できないため、夜だけでもバスの本数を多くしたら、商店街を利用しやすくなるから。

【シティプロモーション】

○市内の数少ない観光スポットを直接むすぶ乗り合いタクシー的なものの導入。

理由都市部の行通システムは便利だが、パンフレットがすすめてくる観光地とやらは車社会がベースにされているので、いい場所だと思っても抵抗がある。乗り合いタクシーやコミュニティーバスで小規模の観光ツアーを定期的に運行してはどうか。電車やバスの”1日フリーパス”的な制度を入れると気軽さが増すと思う。また、これは市内向きでもあると思う。

○全国の人に届くようなインパクトのある宣伝をする。せっかく綺麗な夜景があるから、友達や恋人と楽しめるスポットを近くにつくる。（あすなろうの車内ライトアップはとても人気だった）高校生たちでおすすめのルートを作る→「1日をコーディネートする」意見へのつけ足し。デザイン、取材、配布から自分たちでやれば良い社会経験にもなり、友人などを通じて見てくれる人も増える。

理由TwitterやYouTubeを見てみると、四日市を知ることができる。ゲームや色々な場所から夜景を見ることができる動画があがっているのに、周りの人とそんな話をしたことがないから。特にゲームはなじみのある地域がでてくるので市民としては見ていて楽しく、周りの人に知られていないのは残念。実際に存在する人をモデルにすると「会いたい！」となるかもしれないと思った。何年前かに愛知県豊根村の「チョウザメが村の人口を超えましたので、食べに来てください。」という広告がネットで話題になっていた。見ている人が思わず他の人に教えたくなるくらいの宣伝ができると「四日市市」の名前も広がると思う。

→電車の1日フリーパス、周辺の食事券、体験券、入場券をまとめて1日で回れるモデルコースのセットとして割引して販売する。

○旧東海道を含めた、”名古屋－伊勢” or 大阪、和歌山－伊勢、鈴鹿－名古屋でのルートで、観光、ビジネス客の呼び込み

理由「四日市」だけに集中して見るだけでなく、上記のようなルート、県や地方を見て考えるべきだと思う。例えば、お正月、伊勢神宮へ初詣した後、伊勢周辺の宿は混み合うので、四日市や鈴鹿に呼び込むと経済効果が期待できるのではないか。（お正月プライス）そのためにも商店街、駅前の充実は大切だと思う。

→四日市だけに焦点を当てるのではなく、周辺の桑名市や鈴鹿市、菰野町、東員町さらには三重県全体を巻き込んで考えるのは重要なことだと思う。

→亀山市にある関の宿場町は、旧東海道の宿場町の中でも、江戸当時の町並みが美しく保存されていて、有名である。そこで、最も美しい町並みが撮れる場所を発信してはどうか。また、四日市では、三ツ谷の一里塚の桜の木が並んでいるところでも美しい写真が撮れることを発信してはどうか。

○商店街を活気づける。情報発信の強化（SNS）。ホームページから外へ（意見を参加させる）夏のイメージは強いけど、春と秋と冬のイメージが弱い。

理由四日市中心の方に住んでいる人にしか伝わっていない情報もあるため。四日市のイベント＝夏祭り・花火大会のイメージが強いが、他の四日市のイベントを知らないから。

○SNSなどの情報発信媒体（HP以外）の運用・活用。

理由コロナ禍でもやはり強いのはオンライン。SNS（Instagram、Twitter、TikTokなど）の媒体を市も商店街も各店ももっと使うべきである。営業情報や位置情報、店舗イメージはもちろん、従来の紙ベースの媒体では多く残る問題をスマートフォンなどで解決する。

○周辺地図、ロードマップ、パンフレット、ポスターのイメージチェンジ！

理由ロードマップ、パンフレットに関しては、もっと写真をメインに印象をはでやかにすれば見ごたえがあり、手にしやすくなると思う。オンラインパンフレット（QRコードを読み取ってもらう）も導入したらよいと思う。

○四日市の魅力を多くの人に知ってもらうためにパンフレットやポスターを市民から、特に若い人たちから写真を募集して自分たちの手でパンフレットやポスターを作っていくことを提案する。そして、写真の募集をかけるときはグラ

ンプリにしたり、SNSに発信したりして、より楽しく多くの人に四日市を知ってもらうための工夫をしたらいいと思う。

理由 四日市の魅力を知ってもらうためには、情報発信がまず大切だと思う。

しかし、パンフレットやポスターは普段あまり目につかないため、四日市市民がパンフレットやポスターの制作に関わることで、より市民目線のものになると思う。美しい写真、おいしい食べ物、かわいい物が映っているパンフレットやポスターは目につくため、特に写真は重要である。そして、写真の募集をかけるときグランプリにしたらよいと思う理由は、グランプリにすることでより多くの人々が写真を投稿したくなり盛り上がると思うからである。その時、写真はSNSで発信すると、四日市市民以外の人でも四日市の魅力が伝わり、四日市に興味を持ってもらえると思う。

○「私の自慢の四日市」フォトコンテストの開催。対象は年代を問わず四日市に住んでいたり、通勤通学で四日市を利用したり四日市の魅力を伝えたいと思っている人。TwitterやInstagramの投稿に自分が紹介したいお店やきれいな場所など、四日市にある自慢したい所や物の写真を載せ、共通のハッシュタグをつけて応募してもらう。

理由 課題となることはやはり情報発信、どれだけ素敵なパンフレットを作っ

てもそれを手に取って見る人が少なかったらせっかくたくさんある四日市の魅力が伝わらないので住んでいる人、利用する人に市などから伝えるのではなく、その人たち自身が発信していけばその人の友達、SNSでつながりのあるたくさんの人に情報が届くし、他の人の投稿を見ることでその人も四日市の魅力を再発見できると思う。また、最近人気の旅行スポットなどはSNSでたくさん取り上げられたりハッシュタグをつけてたくさん投稿されています。（例：#大須商店街9.9万件

(Instagram)) 投稿が増えると人の目につく機会が多くなり、四日市のことを知ってくれる人や訪れてくれる人が増えると思う。その人に四日市って何があるの?と聞かれた時にたくさんの物や場所をスマホ1台で簡単にいつでも紹介できることが利点だと思う。

→ SNSに発信する内容として風景やお店だけではなく、「とんてき」や「なが餅」などのご当地グルメの発信にも努めるといいと思います。そしてフォトコンテストの内容も市民だけでなく、ご当地グルメの紹介としてお店側からも参加してもらえるような工夫をすることも推奨しま

す。

→フォトコンテストの入賞者に、商店街だけ使えるクーポンを贈呈し、使ってもらい、それをインスタグラムやツイッターで発信してもらってはどうか。

→開催の告知をSNSだけでなく、学校など、日常的に人が集まる場所で行うとよいと思う。